

平成 28 年度

博士学位論文

試験問題公開と試験システムの
設計に関する研究

Study on Test Item Disclosure
and Test Designing

指導教員 杉光一成 教授

システム設計工学専攻

若林昌子

Masako Wakabayashi

目次

第1章 序論

| | |
|---------------|----|
| 1.1 研究の背景 | 1 |
| 1.2 先行研究とその課題 | 5 |
| 1.3 研究の意義と目的 | 7 |
| 1.4 本論文の構成 | 9 |
| 1.5 用語の定義 | 11 |

第2章 試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因

| | |
|-----------------------------|----|
| 2.1 緒言 | 12 |
| 2.2 試験問題公開に関する課題 | 13 |
| 2.3 試験問題公開に関する公的機関の動向 | 17 |
| 2.4 試験問題公開に関する価値判断 | 19 |
| 2.4.1 調査方法 | 19 |
| 2.4.2 事例の調査及び結果 | 21 |
| 2.4.3 試験問題公開に関する価値判断の分析及び結果 | 30 |
| 2.5 考察 | 37 |
| 2.6 結言 | 39 |

第3章 試験問題公開と試験システムの設計

| | |
|-------------------------------------|----|
| 3.1 緒言 | 40 |
| 3.2 試験問題公開と試験システムの設計仕様 | 43 |
| 3.2.1 対象 | 43 |
| 3.2.2 試験問題公開の状況の調査及び結果 | 45 |
| 3.2.3 試験システムの設計仕様の調査及び結果 | 48 |
| 3.2.4 試験問題公開と試験システムの設計仕様の関係性の分析及び結果 | 51 |
| 3.3 考察 | 64 |
| 3.4 結言 | 67 |

第4章 結論

| | |
|-----------------|----|
| 4.1 全体のまとめ | 68 |
| 4.2 社会に与えるインパクト | 72 |
| 4.3 今後の課題 | 73 |
| 謝辞 | 74 |
| 注釈 | 76 |
| 参考文献 | 81 |
| 参考資料 | 84 |
| 研究業績 | 86 |
| 資料 | 87 |

第 1 章 序論

1.1 研究の背景

今日の社会において、試験（テスト）は幅広く用いられており、社会の様々な場面において活用されている（日本教育工学会，2000；辰野・石田・北尾，2006）。教育評価や心理測定の研究者に用いられている測定尺度や試験が，実社会においても幅広く用いられるようになったのである（石井，2014）。さらに梶田（1976）は，教育が学校という社会的機関による公教育としての形態を整えてくるにつれ，教育の成果の確認自体が公的な色彩を帯び，学校教育という社会的システムの維持という機能に関係するとしている。例えば教育評価においても，学校内での教育のみならず，進学のための選抜を目的とする大学入試などでは，社会のシステムの一部として機能すると考えられる。

試験には実施する目的がある。例えば，指導の改善や学習評価，選抜，資格試験や免許認定など様々である（日本教育工学会，2000；辰野・石田・北尾，2006；日本テスト学会，2007）。個人においては，進学や就職，資格の付与や能力評価の基準となり，組織においては，意思決定や活動の判断に際し，情報を提供する資料としての意味をもつ（日本テスト学会，2007）。また，試験の結果が，受験（受検）者個人の人生や社会の意思決定に影響を及ぼすようなものもある（辰野・石田・北尾，2006）。例えば，医師国家試験などのように特定の職業に就くための資格取得を目的とする場合などがある。国家試験をはじめとする公的試験は，試験の結果が社会における意思決定に強い影響力を持つため，試験は社会のシステムの一部として機能し，重要な役割を担うと考えられる。このような場合，試験システムの設計にミスがあると社会システム全体にまで不具合が生じてしまう。従って，試験システムを適切に設計できるよう十分な配慮をしなければならない（日本教育工学会，2000；辰野・石田・北尾，2006；日本テスト学会，2007；梶田，1976）。

本論文では，試験を，試験問題の内容を作成するという点のみならず，試験を実施，採点し，結果を活用する等，運用面まで含めた仕組みを，試験システム，ととらえる。また，試験には実施する目的があるため，試験を実施する目的に合わせて試験システムを設計することを，試験システムの適切な設計，とする。なぜならば，試験システムの設計が試験を行う目的に合っていない場合，その試験の結果も試験の目的に合わなくなると考えられるからである。その場合，試験を行う意義が失われてしまうことになる。さらには，試験の結果が試験の目的に合っていないことが明らかになればまだしも，明らかにならないまま試験の結果を活用してしまうと，試験を行う意義が失われるのみならず，弊害を引き起

こすおそれすらある。例えば、ある会社で、海外で英語で折衝をする人員を選定するために英語の試験を行うとする。この場合の英語の試験として、与えられた文章を読んで文章の内容に合致したものを選択枝の中から回答するような試験にしてしまうと、肝心の英語で聞いたり話したりするコミュニケーションの能力が測れず、この試験の結果で英語で折衝する人員の選定をすることは難しいと考えられる。この場合は、英語で話しかけられた内容を口頭で回答するような試験のほうが適していると考えられるため、試験の出題内容が不適切であるといえる。一方、例えばある大学で、1つの学年全体の英語の能力の程度を把握するために英語の試験を行うとする。この場合の試験の受験手数料が 10000 円で、各自が日曜日に受験するような試験にしてしまうと、限られた学生しか受験することができず、この試験の結果をもって学年全体の英語の能力とするのは誤った判断であると考えられる。この場合は、試験の受験手数料は無料とし学生全員が受けるよう必修の授業の中で実施するような試験のほうが適していると考えられるため、試験の実施方法が不適切であるといえる。

このように、試験そのものには不都合な点がなくとも、試験システムの設計がその試験の目的に合っていないため試験を行う意義が失われる場合がある。そのため、石井 (2014) は、試験システムの設計の点からも「試験を評価する」ことの重要性を、教育評価や心理測定の研究者のみならず、社会全体に知らせることが求められていると指摘している (石井, 2014)。

わが国においては、近年になって試験システムを設計するという観点で論じられるようになってきたところである。文部科学省により公表された「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について (答申)」 (文部科学省, 2016) によれば、同質的と言われた職場集団に変化が生じ、企業内の教育訓練の減少傾向や知識の高度化、専門化により、暗黙知を形式知化して継承したり、人材マッチングや能力を適切に活用するため試験を学び直しの成果の確認として使うなど、試験の重要性が増してきているため、試験の質の向上や社会的認知などが求められているとされている。また大学入試においては、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」 (文部科学省, 2014) が公表されたりするなど、大学入試の資格試験的利用の促進も視野に入れて、試験システムも含めた教育制度全般の改革に関する政策の検討が進んでいるところである。

また、公的な機関などからは、近年試験システムの設計に関する指針が公表されている。2007 年には日本テスト学会が、「テスト (試験) 関係者が社会的責任を果たすための指針」として、「テスト・スタンダード」を策定している (日本テスト学会, 2007)。また、試験の作成に関して包括的で一貫した、そして学術的かつ実証的な議論を提供することを目的として「テスト作成ハンドブック」 (Downing and Haladyna, 2006) が作成され、2008 年には邦訳版が発行されている (池田, 2008)。さらに 2010 年には文部科学省が、民間試験

を対象とし、自己評価や外部評価などを通じた検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた取組を推進する際に参考となるものとして、「検定試験の評価ガイドライン（試案）」を策定している（文部科学省，2010）。

そして上記指針等においては、試験システムの設計の際に求められる基本要件として次のようなものが挙げられている。「テスト・スタンダード」（日本テスト学会，2007）では、「テスト活動がもつべき条件としての手続の公平性，透明性，そしてその道具として使われるテストの品質保証であり，それを裏づけるためのデータ（証拠）の開示と受検者に対する説明責任」を挙げている。試験システムの設計に携わる者には，設計思想としてどのような要件を重視すべきかという価値判断が求められることになる（辰野・石田・北尾，2006）。

本論文では，試験システムを設計する際の 1 つの視点として，試験実施後に使用した試験問題を広く一般に公開するか公開しないか（試験問題公開），例えば，誰でも見られるようウェブサイトに掲載するどうか，に着目した。

わが国では，試験実施後に使用した試験問題を広く一般に公開する実務がなされている。大学入試センター試験をはじめ，各大学の入学試験問題や国家試験については，ウェブサイトで公開されているものも多い[1]。特に近年においては，試験システムについての説明責任や透明性の担保を求められるようになってきており，実施した試験問題を広く一般に公開することが情報公開の一環ととらえられ（文部科学省，2010），社会的に影響力の大きい試験ほど信頼性確保のために試験問題公開が求められる傾向にある。国家試験については，国の勧告（総務省，2011b）により，全ての国家試験に対し「利用者への配慮」として，ウェブサイトでの公開が求められている。また，受験者の学習支援を目的として，過去の試験問題の公開が要請される場合もある（全国検定振興機構，2011）。さらに公的試験においては，試験問題を公的な資料や情報として取り扱う場合があり，公的な指針や公的制度に基づいて公開の判断がなされることもある[2]。

しかし「テスト・スタンダード」（日本テスト学会，2007）においては，事前に試験を実施する目的や試験の実施方法，結果の適用方法などを説明し，試験について理解を得ることは大切なことであるが，それは試験問題まで公開するという意味ではないとしている。それは，「質問項目（試験問題）の内容を開示（公開）することの是非は，開示（公開）によって測定の質を維持することが難しくなるなどの影響を考慮し，また，類似問題の代替可能性，非開示期間を設定する方式なども検討した上で慎重に判断すべきである」との理由からである（日本テスト学会，2007）。例えば，試験問題を誰でも見ることができるようウェブサイトで公開すると，公開された試験問題は，その後の試験の受験対策に用いられることになる。公開された試験問題と同じ問題を出した場合，試験問題の範囲の正解を暗記するなどして，本質的な内容の理解がなくても解答できてしまうことになる。このような試験の結果に基づいて，例えば資格を付与してしまった場合，本来は資格を有すべき

ではない者にまで与えてしまうことになり、社会における有資格者の位置づけに疑念が生じることになる。一方、このような事態を回避するために、同じ問題を出さないようにした場合、出題できる内容は次第に制限されていくことになり、本来問いたい内容を問うことができなくなってしまう。このような試験の結果に基づいた場合、適切な評価が難しくなり、試験を実施する目的が正しく遂行できないことになり、試験システムが正しく機能しなくなってしまうことになる。つまり、試験問題公開は、試験問題を一度だけ用いるのか繰り返し用いるのかという利用の仕方に依存し、そして、試験問題の利用の仕方の区別は試験システムの基本設計に大きな影響を与えるのである（日本テスト学会，2007）。

従って、試験問題公開は、受験者や受験予定者、受験者をサポートする者に対し、試験について知るための情報や受験準備の内容を検討する上での貴重な資料を提供するものではあるものの、実際に実施後に試験問題を公開すると、初出の試験問題を使用する必要があり、試験問題開発のコストが増加することや、試験の難易度を一定に保つことが困難になるなどの懸念がある（日本テスト学会，2007）。

海外（例えば米国）では、アメリカ心理学会他が1999年に策定した試験システムの設計の指針である「Standards for Educational and Psychological Testing」（AERA・APA・NCME，1999）でも、"Test user have the responsibility to protect the security of tests, including that of previous editions"とされている。それは"the rigorous protection of test security is essential, for reasons related to validity of inferences drawn, protection of intellectual property rights, and the costs associated with developing tests"であるためとしている。そのため過去問題を含む試験問題の管理を厳重にするよう促している（APA，1996; APA，1999; APA，2007; APA，2010）。また実際に公的試験でも実施後に試験問題が公開されていない。例えば、わが国では試験問題が公開されている医師国家試験にあたる「USMLE」[3]や、司法試験にあたる「Bar Exam」[4]などでは、試験問題を持ち出すこと自体が禁じられている。

海外の状況と比較して試験問題公開が当たり前となっているわが国の状況は、「Global Standard：日本的テスト文化のさかさま」（前川，2007）とも表現されている。

つまり、試験問題は厳重な管理のもとで様々なリソースを投入して得た重要な「知的資産」であるため、試験問題公開は、特にわが国では情報公開の名目の下要請されることが多いながらも、その資産としての価値や測定ツールとしての精度に大きな影響を与えることになる。従って試験問題公開は、試験システムの設計に関わる重要な視点であると考えられる。

1.2 先行研究とその課題

試験問題公開に関する先行研究としては、わが国の試験問題公開の現状について記述しているものや試験問題を公開することの懸念を指摘しているものが多い。

わが国では、試験問題を実施後に公開する実務があることは、大学入試については早くから指摘されている（池田，1992）。またわが国で試験問題公開の実務があることについては、海外、特にアメリカと対比して挙げられており（渡部・石井，2006）、わが国に独自の試験文化の特徴の1つとして指摘されている（石塚，2003；前川，2003；村上，2003；荒井・前川，2005，柴山，2008）。しかしこれらの報告においては、試験問題公開の実務があることの指摘やその特徴の記述にとどまっている。

具体的な事例についての報告としては、前川（2007）が、医師国家試験における情報公開の経緯について報告をしている。また実証的な報告としては、荒井・前川（2005）は、数種類の国家試験を含む9つの公的な大規模試験について、試験問題公開の状況を含む個々の試験の特徴を調査し、試験問題公開の実務が「日本的試験文化」の特徴の1つとして存在していることを示しているものがある。さらに荒井他（2005）は、わが国における試験問題公開の実務の背景には、国家試験に対する閣議決定（内閣府，1999）による要請があることを指摘している。閣議決定（内閣府，1999）においては、規制緩和のための資格制度の見直しの一環として、既に実施されている業務独占資格等を中心に「資格取得の容易化」の例として「試験問題の公表・持ち帰りの推進」を求めているものである。しかしこれらの報告においても、現状の記述にとどまっており、それぞれの目的を達成するための手段として試験問題公開を要請している理由については言及されていない。

またアメリカにおいては試験問題は非公開が原則とされていることから、公開を求める法律の Truth-in Testing Law[5]の影響に関する報告がある（Fremer，1981；Greer，1983；南風原，1983；堀尾・藤田・渡部・佐伯・汐見，1989；松平，2000）。しかしこれらの報告においても、法律的な論争やアメリカの社会問題としての議論が中心である。

またわが国においては、試験システム設計の際に、教育評価や心理測定の研究者が関与することが少ないことも指摘されている（例えば荒井・前川，2005）。そのため試験システムの設計には、教育評価や心理測定の研究者のみならず、試験問題の開発者や試験の実施者、受験者や受験予定者、さらには試験の利用者や管理者などの様々な立場からの関与が考えられる。そして個別の試験毎に検討されることが多い[6]。従って試験問題公開についても立場や試験制度において重要視するものの違いによって様々な考えが生じることになると考えられる。柴山（2008）は、試験問題公開について様々な考えがある状況に関して、「テスト技術上の合理性を優先するのか、試験を受ける側の知る権利を優先するのかの立場、ひいては価値観の違いであり、きわめて難しい問題」と指摘している。例えば国家試験については、総務省の勧告（総務省，2011b）により、「資格者として習得すべき知

識・技能の目安を受験者に示すとともに、試験の透明性・客観性を確保する」ため試験問題公開を推進することとしている。一方、試験問題公開は慎重に判断すべきとしている「テスト・スタンダード」は、基本方針として「テスト活動がもつべき条件としての手続の公平性、透明性、そしてその道具として使われるテストの品質保証であり、それを裏づけるためのデータ（証拠）の開示と受検者に対する説明責任」を掲げている（日本テスト学会，2007）。目指すところをみれば、ともに試験における「説明責任」「透明性」「客観性」「公平性」等であり、その方向性に大きな違いはないように思える。しかし、試験問題公開においては逆の判断をしていることになる。また、2007年に十数の大学により「入試過去問題活用宣言」[7]の共同提案がなされている。これは公表された大学の入試問題をお互いの共有財産として活用しようという試みであり、その背景には、「大学は、入試問題作成に相当の努力を払っている」ため「担当教員の本来の業務である教育と研究に支障が出ている」ことがあるとしている（佐々木，2007）。しかし、「入試過去問題活用宣言」に対しても、すべての大学が参加しているものではなく、入試問題の取扱についての大学の判断は分かれている[8]。そして、「入試過去問題活用宣言」においては活用する入試問題は公開されているものを対象としているが、「テスト・スタンダード」（日本テスト学会，2007）に従うのであれば、試験問題を繰り返し利用する場合には、試験問題は公開されているべきではないことになる[9]。このような場合に、試験問題公開についてどのように決定すればよいのか、また適切に決定されているのか具体的に判断する指針はこれまで提示されてこなかった。

また近年においても試験問題公開に関する実証的な調査や分析についての報告がほとんどない状況である（内田，2012；石井，2014；宇佐美，2016）

これまでの報告においては、上述のとおり試験問題公開について試験システムの設計における懸案があるとされながらもその指摘に留まっており、系統立てて整理はされてこなかった。従って、試験問題公開が試験システムの設計と複雑に関わっていることについて教育評価や心理測定の研究者以外にはあまり知られていないと考えられる。そして試験システム設計の際には教育評価や心理測定の研究者が関与することも少ない。従って試験システムの設計の際には、教育評価や心理測定の研究者のみならず、様々な立場からの関与が考えられるが、その際に試験問題公開を決定するための指針も提示されてはいなかった。

つまり試験問題公開については、試験システムの設計に密接に関係する視点でありながらも、どのような要因を考慮しどのように要因について取捨選択し優先順位をつけるのかなど、具体的に判断することは難しかったのである。

そこで、わが国において試験システムの設計に携わる者が試験問題公開を適切に決定することができるようになるためには、わが国の試験問題公開についての実証データに基づいて、社会の要請を考慮しつつ試験システムの設計への影響を見極めた上で試験問題公開を決定するための判断モデルを構築する必要があると考えた。

1.3 研究の意義と目的

本論文では、試験システムを設計する際の 1 つの視点として、試験実施後に使用した試験問題を広く一般に公開するか公開しないか（試験問題公開）、例えば、誰でも見られるようウェブサイトに掲載するどうか、に着目した。試験問題公開は、特にわが国では情報公開という名目の下要請されることが多い。しかし、試験問題は厳重な管理のもとで様々なリソースを投入して得た重要な「知的資産」であるため、試験問題を一般に公開することは、その資産としての価値や測定ツールとしての精度に大きな影響を与える。しかし試験問題公開が試験システムの設計と複雑に関わっていることについて、教育評価や心理測定の研究者以外にはあまり知られていない。そこで、試験システムの設計に携わる者が試験問題公開を適切に決定することができるようになるためには、わが国の試験問題公開についての実証データに基づいて、社会の要請を考慮しつつ試験システムの設計への影響を見極めた上で、試験問題公開を決定するための判断モデルを構築する必要があると考えた。

まず、試験システムの設計と複雑に関わっていることについて教育評価や心理測定の研究者以外にはあまり知られていない現状に鑑み、教育評価や心理測定の研究者が指摘する問題点やわが国の試験問題公開に関する国の政策や制度における動向を系統立てて整理し、どのような価値判断が試験問題公開に影響する要因となる可能性があるのかを把握する必要があると考えた。次に、試験問題公開の状況と試験システムの設計仕様について網羅的な調査を行い、調査によって得られた実証データに基づいて定量的な分析を行い、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかにすること（試験問題公開に影響する要因の構造化）を試みることにした。

試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかになれば、これらの要因を試験問題公開の判断基準とする判断モデルを提示することができ、試験問題公開を適切に決定できるようになると考えたのである。

本論文の目的は、試験を実施する目的に合わせて試験システムを設計すること（試験システムの適切な設計）を目指し、試験設計に携わる者が、わが国における社会の要請を考慮し、かつ、試験システムの設計への影響を見極めた上で試験実施後に使用した試験問題を公開するか公開しないか（試験問題公開）を適切に決定することができるよう、試験問題公開を決定するための判断モデルを提示することである。

具体的には、試験問題公開が試験システムの設計と複雑に関わっていることについて教育評価や心理測定の研究者以外にはあまり知られていない現状に鑑み、まず教育評価や心理測定の研究者が指摘する問題点及びわが国の試験問題公開に関する国の政策や制度における動向を系統立てて分析し、試験問題公開に影響する要因となり得るものを明らかにすることとした。次に試験問題公開の状況について網羅的な調査を行い、得られた実証デー

タに基づいて分析を行い，試験問題公開と，試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかにすることとした（試験問題公開に影響する要因の構造化）．そして，最終的に試験問題公開を決定するための判断モデルを提示することを目指した．

1.4 本論文の構成

本論文では、以下の枠組みで研究を行った（図 1.1）。

第 1 章では、研究の背景として、社会において試験が果たす役割や試験システムの適切な設計の重要性を示した。そして本論文において、試験システムの設計に関わる視点の 1 つとして試験問題公開に着目する意義と先行研究及びその課題を示し、本論文の意義と目的を明確にした。さらに、本論文における研究の枠組みと用語の定義について記述した。

第 2 章では、試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因となり得るものを明確にすることを目的とした。試験問題公開が試験システムの設計と複雑に関わっていることについて教育評価や心理測定の研究者以外にはあまり知られていない現状に鑑み、まずこれまで教育評価や心理測定の研究者によってなされた試験問題公開に関する報告に基づいて、試験システム設計と試験問題公開に関する指摘を系統立てて整理し、試験システム設計上の試験問題公開に関する問題点を明確にした。また、内閣府の閣議決定や総務省の勧告など国が提示している指針や公的制度が掲げる方針に基づいて、試験問題公開に関する国の動向や社会の要請を明確にした。さらに、わが国の公的制度の 1 つである情報公開制度を具体的事例として、試験問題を対象とした全ての事例における試験問題公開の決定に至る検討経緯等を俯瞰して対比させることにより、試験システム設計上の懸案や社会の要請をふまえて、試験問題公開に関する価値判断の分析を行った。そしてこれらの調査分析結果に基づいて試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因を明らかにした。

第 3 章では、試験問題公開の状況について網羅的な調査を行い、調査によって得られた実証データに基づいて定量的な分析を行い、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかにすること（試験問題公開に影響する要因の構造化）を目的とした。試験問題公開に影響する要因についての調査報告がほとんどなされていない現状に鑑み、具体的事例として、わが国で社会的影響力の大きい試験といえる国家試験について、試験問題公開の状況と、試験問題公開に影響する要因の代理指標として、年間実施回数や受験資格のように、試験システムの基本に関わると考えられる設計仕様について網羅的に調査した。次に、得られた実証データに基づいて、試験システムの設計仕様を用いたロジスティック回帰分析を適用して分析することにより、試験問題公開と試験システムの設計仕様の関連から、第 2 章の結果をふまえて、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性を明らかにした。

第 4 章では、まず全体のまとめとして、第 2 章及び第 3 章の結果から得られた試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因について総括し、最終的に試験問題公開を決定するための判断モデルを提示した。さらに、本論文の研究成果が社会に与えるインパクト及び残された課題についてまとめた。

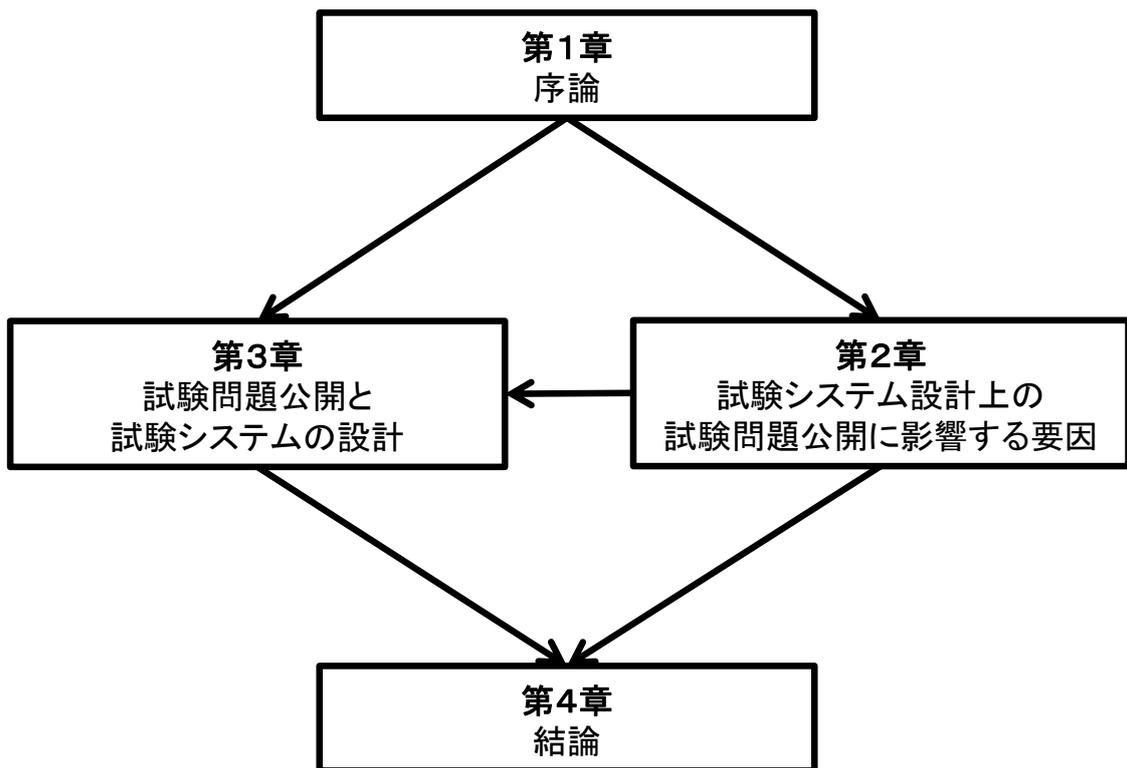


図 1.1 本論文の研究の枠組み

1.5 用語の定義

本論文では、それぞれ次のように定義する。

試験（テスト）：人の知識や技能，能力を測定する試験を研究対象とする。体重や肺活量など，身体測定などの試験は研究対象としない。

試験システム：試験問題を作成するという点のみならず，試験を実施し，合否を判定し，結果を活用する等，実施運用面まで含めた仕組みを意味する。

試験システムの適切な設計：試験システムを試験を実施する目的に合わせて設計することを意味する。

試験問題公開（の決定）：試験実施後に使用した試験問題を広く一般に公開するか公開しないか（非公開にするか）を決定する（あるいは決定されている）こと。広く一般に公開するとは，例えばウェブサイトに掲載するなどして誰でも容易に参照できる状態などを意味する。

試験問題公開に関する価値判断：試験問題公開を決定する際には，価値観の違いによって，試験問題公開は適切であると判断する場合と不適切であると判断する場合に分かれることが考えられる。本論文では，価値観の違いによって試験問題公開は適切又は不適切であると判断が分かれることのあるものを，試験問題公開における「価値判断」ととらえるものとする。例えば，受験申込者数が5000人以上の試験は必ず試験問題は公開するなど，試験問題公開の決定がいずれか一方しかありえない場合には，議論検討する余地はなく「価値判断」はなされないことになる。

試験システムの設計仕様：試験システムを設計する際に決定する必要がある項目。例えば年間実施回数や受験資格，受検手数料など。

試験問題公開に影響する要因の構造化：試験問題公開と，試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかにすること。

第2章 試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因

2.1 緒言

本章では、試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因となり得るものを明確にすることを目的とした。

2.2 節では、これまで教育評価や心理測定の研究者によってなされた試験問題公開に関する報告に基づいて、試験システム設計と試験問題公開に関する指摘を系統立てて整理し、試験システム設計上の試験問題公開に関する問題点を明確にした。

2.3 節では、内閣府の閣議決定や総務省の勧告など国が提示している指針や公的制度が掲げる方針に基づいて、試験問題公開に関する国の動向や社会の要請を明確にした。

2.4 節では、わが国の公的制度の1つである情報公開制度を具体的事例として、開示決定等に対して不服申立てがなされた事案のうち、試験問題を対象とした全ての事例について、個々の審査会において試験問題を開示又は不開示とした、試験問題公開の決定に至る検討経緯や判断した理由を具体的に調査した。さらに試験問題公開の決定に至る検討経緯や判断した理由を複数の事例について俯瞰して対比させることにより、2.2 節の問題点や 2.3 節の社会の要請をふまえて、試験問題公開に関する価値判断の分析を行った。

2.5 節では、上記調査分析結果に基づいて試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因となり得るものを明らかにした。

2.2 試験問題公開に関する課題

本節では、これまで教育評価や心理測定の研究者によってなされた試験問題公開に関する報告に基づいて、試験システム設計と試験問題公開に関する指摘を系統立てて整理し、試験システム設計上の試験問題公開に関する問題点を明確にした。

まず、試験問題を公開すると、試験の内容が明らかになり、場合によってはその試験に対する準備活動を通じて、教育活動に影響を及ぼすことが挙げられた(村上, 2003; 辰野・石田・北尾, 2006; Downing and Haladyna, 2006; 日本テスト学会, 2010)。また、実施した試験問題を広く一般に公開することは、受験対策の資料とされることにもなる。大学入試や国家試験のような公的試験では、個人の処遇を決定したり、社会に大きな影響を及ぼしたりするため、受験者がよい結果を得ることができるよう、公開された試験問題を分析して試験の内容や形式に合わせて対策をとることが考えられる。例えばわが国のセンター試験について、「センター試験の問題に合わせた学習指導が、大学進学を目的とする高校で行われていることは周知のことである。センター試験の比重が大きい大学を受験する場合には、センター試験のマークシート方式に合わせた問題演習が繰り返し行われる。これはテストの形式に合わせた学習指導の典型例である」との指摘されている(辰野, 石田, 北尾, 2006)。さらには不公正な状況やテストの目的とは異なる準備行動を引き起こし、正答や望ましい回答を用意するようになり、適切な判断が不可能になることも挙げられる(日本テスト学会, 2007)。また試験の目的によっては、試験問題を公開してしまうと、試験の目的の妥当性が損なわれてしまうことも挙げられる(佐野, 2015)。例えば試験の目的が単なる知識の習得の確認ではなく、業務経験の有無と密接に関係する技能を測ることである場合がある。このような場合、試験問題は単なる知識を出題しているのではなく、業務経験を重ねることによって得られる知識や技能の有無を測る内容となるように工夫がなされていると考えられる。このような試験問題を実施後に公開してしまうことは、本来業務経験を積むことによって得るべき技能や知識の程度を測っている試験について、試験問題を用いた対策によって解答できるようになり試験本来の目的を損ねる可能性があると考えられる。本来試験問題は、学習のための教材とは目的や用途が異なるのである(日本テスト学会, 2010)。

また公開した試験問題と同じ問題を出題する場合の不具合も指摘されている。「テスト・スタンダード」(日本テスト学会, 2007)においては、「正答を覚えるための暗記力を測っていることになりかねず、しかも、得点をその受検者本来の得点から分離することは原理的にできないため、過去問題を勉強した結果、正答率があがって識別力も低くなる」と指摘している。実際に公開した問題を用いた試験勉強による得点向上の効果があるとの報告もある(Hale, 1980)。このような事態を回避するためには、公開した試験問題は、繰り返し利用できないことになる(池田, 1992; 渡部・石井, 2006; 辰野・石田・北尾, 2006; 日

本テスト学会, 2010). この場合, 試験の品質保証にも影響を及ぼすことになる. 渡部ら (2006) は, 試験問題公開の実務について, アメリカと比較して試験問題を公開することの多い日本の試験では, 心理測定学の観点からはデータの蓄積ができず改善できる余地が少なくなることを指摘している. 使用した試験問題を公開してしまうと, 実際に実施した試験の結果に基づいて試験問題を検証するなどして, 試験問題を改善することができなくなってしまうのである (南風原, 1983; 池田, 1992; 渡部・石井, 2006). また, 試験問題が新作問題ばかりになると, 試験の難易度や合格基準を一定に保つのが難しくなる点も指摘されている. 「テスト・スタンダード」(日本テスト学会, 2007) では, 「各実施回の受検者層が異なれば, 合格者数や合格率に変動が生じる可能性がある」ため, 「このような変動が質問項目の難易度や内容の揺れによるものなのか, 受験者の特性分布の変動に由来するものなのか, 区別するのは困難」としている. いったん作成された問題の品質の保証自体は, 実証的なデータなくしては不可能なのである (柴山, 2008).

試験には, 前述のとおり試験を実施する目的がある. 例えば, 合格者数や定員があらかじめ決まっているような試験の場合には, 合格基準は, 集団準拠となるため, その試験 1 回限りで結果を比較すればよいことになる (日本教育工学会, 2000; 日本テスト学会, 2007). 例えば「定員を墨守せざるを得ない日本の大学入試」(村上, 2003) や「年 1 回実施で, 試験の結果の利用もその年に限られるのであれば, それが標準化されていないことはさほど大きな問題とはならない (石塚, 2003). そのためわが国では, 年度毎の公平性には大きな注意が払われるが, 年度間の公平性を確保する必要性はさほどないとの考えに基づいて試験システムを設計されることが多かった (荒井・前川, 2005; 村上, 2003; 石塚, 2003; 日本テスト学会, 2010). 一方で同じ目的で実施する複数の試験がある場合, 例えば, 選抜試験や資格試験の成績が複数年にわたって有効とされる場合や, 試験そのものが年に複数回実施される場合 (前川, 2003) には, それらの試験の難易度が等しくないと, 各回の受検者の間に不公平が生じる (前川, 2003). そうした場合, 試験の難易度や合格基準を一定に保つことが公平性を担保することになる (前川, 2003; 日本テスト学会, 2007; 日本テスト学会, 2010). この場合, 試験問題公開は, その試験が何を目的とした試験なのか, ということに影響を及ぼすことが考えられる.

さらに, 試験問題を公開することにより, 新たな問題の開発が必要になり, 試験問題の開発労力が増えることについての懸念もある (東・梅本・芝・梶田, 1988; 佐々木, 2007; 柴山, 2008). 「日本の大規模試験における公開主義, 初出主義は, 問題を作成する側からいえば非常に効率の悪い考え方」(柴山, 2008) であり, 「新しい問題を作っては破棄し, とめどもない使い捨て方式. よい問題は残せないし, 労力の無駄使い」(池田, 1992), 「毎年すっかり新しい問題に入れ替えるというのは容易なことではない」(池田, 1992) と指摘されている. 「1 回のみで使用で効果的な試験問題を作成することは, 難しく, コストがかかる」(Downing and Haladyna, 2006), 「作成のコストが大きくなる」(日本テスト学会, 2007) などとも指摘されている. 一例ではあるが, 「Handbook of Test Development」(2006) によれ

ば、「免許認可、及び資格認定テストの項目（問題）が平均して 1 項目（1 問）300 ドルであることを示した」との指摘もある。つまり、試験問題開発には多大な労力やコストが必要であるといえる。さらには、実際に「問題の種は底をつく」（池田，1992）ため、大量の初出問題を基本的かつ本質的な内容で揃えることは困難との現実的な指摘もある（菊地，2005）。また試験問題を公開することにより、試験問題開発のコストや労力の増加のみならず、試験のサービスや質の低下につながることも指摘されている（南風原，1983）。

高品質の試験問題を作成するというのは容易なことではないため、良質の試験問題は公開せずに蓄えておいて、1 度だけではなくて多数回利用することが望ましいとの考えもある（東・梅本・芝・梶田，1988；池田，1992；日本テスト学会，2007；日本テスト学会，2010）。これは同一の項目を異なる年度のテストに含めることによって、各回のテスト得点をそれ以前のテストの得点と比較可能になるためである（南風原，1983）。実際に、国家試験でありながら勧告の存在にもかかわらず[10]、実際に、結果として実施した試験問題を公開していない試験も存在している。例えば、国家試験である情報処理技術者試験の 1 つ、IT パスポート試験においては、使用した試験問題を公開していないのみならず、受験者が持ち帰ることもできない。さらには、そのことを受験案内に明記した上で、事前に、受験にあたり「試験問題を第三者に開示（漏洩）しないこと」への同意も求めている[11]。

さらに、例えば、試験問題公開が求められる理由の 1 つである「透明性の確保」のためには、必ずしも試験問題そのものを公開する必要はないことも指摘されている。例えば、試験システムが適正に機能しているかを検証する手段として、試験システムに関する各種統計指標を公開することでも可能と考えられる（日本テスト学会，2007）。学習支援としても試験に備える目的のためには、過去に出題したものの問題の一部のうち、繰り返して使用する必要のない問題をサンプル問題として公開することが提案されている（日本テスト学会，2007）。

以上のように、教育評価や心理測定の研究者によってなされた試験問題公開に関する報告に基づいて、試験システム設計と試験問題公開に関する指摘を系統立てて整理し、試験システム設計上の試験問題公開に関する問題点を明確にした結果、主なものとして次のような点が挙げられた。まず、試験問題を公開することにより試験の内容が明らかになるため、過度の受験対策がとられるようになることがある。また公開した問題と同じ問題を出題してしまうと本来測りたい能力を測ることが難しくなり、試験の品質が低下するという懸案があることも挙げられた。次に、試験問題を公開した場合、過去の試験問題による受験対策や問題の重複を避けようとすると同じ問題を繰り返して出題することができなくなることがある。同じ問題を繰り返して出題することができない場合、過去の実施データに基づいた検証が難しくなるため試験問題を改善する余地が少なくなることや、毎回の試験の難易度のレベルを揃えることが難しくなることも挙げられた。そして試験問題を公開した場合、受験対策を取られないような問題にしたり、同じ問題を繰り返して出題しないよ

うにしたりするためには，毎回新しく工夫しながら試験問題を開発する必要がある．従って新しく試験問題を開発し続けるには限界があり，また開発するための労力や費用の負担が増加することも挙げられた．さらには，試験問題を公開せずに繰り返し利用するためには試験問題を管理しておく必要があることについても言及されていた．一方，例えば透明性の確保などのためには，必ずしも試験問題を公開する必要がなく，取り得る代替手段についても提案されていた．

2.3 試験問題公開に関する公的機関の動向

本節では、内閣府の閣議決定や総務省の勧告など国が提示している指針や公的制度が掲げる方針に基づいて、試験問題公開に関する国の動向や社会の要請を明確にした。

まず国家試験については、「規制緩和推進3か年計画（改定）（平成11年3月30日閣議決定）」（内閣府，1999）においては、規制緩和のための資格制度の見直しの一環として、既に実施されている業務独占資格等を中心に「試験問題の公表・持ち帰りの推進」を求められた。その際は業務独占資格が対象の中心であった。一方、総務庁（当時）が2000年に公表した「規制行政に関する調査結果に基づく勧告—資格制度等—」の勧告においては、「資格者に求められる知識技能等に対する評価の内容レベルを明確にし、その透明化を図り、客観性を確保するため、試験問題の事後公表及び合否基準の公表を推進すること」とされている。さらに「規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）」（内閣府，2003）においては、業務独占資格に加えて必置資格も対象となった。そして、勧告（総務省，2011b）においては、「資格者として習得すべき知識・技能の目安を受験者に示すとともに、試験の透明性・客観性を確保する観点から、試験問題及び解答を積極的に無償で公開することが重要である」との考えから、すべての国家試験に対し「利用者への配慮」として、「過去の試験問題やその解答について、インターネット等により積極的に無償で公開すること」を求められることとなった。

また公的試験においては、試験問題を公的な文書や資料として取り扱う場合があり、公的制度に基づいて公開の判断がなされることもある。具体的には2001年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」[12]が、2002年に「独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律」[13]がそれぞれ施行された。この法律の目的は「情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」である[14]。公的な試験については、個々の試験問題を非公開にしていたとしても、情報公開制度に基づいて開示請求がなされれば公開することになる。例えばわが国の医師国家試験では、試験問題の質や難易度を一定に保ちかつ出題する問題数を増やせるように試験問題を常時備えておくプール制を導入する目的で試験問題を実施後に回収していたところ、情報公開制度を利用した開示請求により、試験問題に対する開示請求が認められ、回収していた期間の試験問題についても遡及して公開された[15]。

他に直接試験問題公開に言及しているものではないが、国家試験については、国による有資格者数（試験合格者数）への関与も考えられる。例えば、法曹人口については、政策的に指針が出されている。「司法制度改革推進計画」（首相官邸，2002）では、「現行司法試験の合格者数を、平成14年に1200人程度に、平成16年に1500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる」ことを法務省に求めている。しかしその後「法曹人口の拡大

及び法曹養成制度の改革に関する政策評価書」(総務省, 2012)では, 目標の数値が達成されていないにも関わらず, それ以上の対策を講じる必要を論じていない. さらに日本弁護士連合会弁理士会(2012)は, 「司法試験合格者数をまず 1500 人にまで減員」を提言している. このように国や公的な団体が, 試験の合格者数の決定に関与するなど試験システムの設計に直接関与する場合も考えられる.

以上のように, 内閣府の閣議決定や総務省の勧告など国が提示している指針や公的制度が掲げる方針に基づいて, 試験問題公開に関する国の動向や社会の要請を明確にした結果, 第一の目的としては情報公開もとめられていることが挙げられた. それは受験者の負担の軽減など利用者への配慮や透明性や客観性の確保のために必要な情報との判断からと考えられた.

2.4 試験問題公開に関する価値判断

本節では、わが国の公的制度の 1 つである情報公開制度を具体的事例として、開示決定等に対して不服申立てがなされた事案のうち、試験問題を対象とした全ての事例について、個々の審査会において試験問題を開示又は不開示とした、試験問題公開の決定に至る検討経緯や判断した理由を具体的に調査した。さらに試験問題公開の決定に至る検討経緯や判断した理由を複数の事例について俯瞰して対比させることにより、2.2 節の問題点や 2.3 節の社会の要請をふまえて、試験問題公開に関する価値判断の分析を行った。

2.4.1 項では、情報公開制度及び開示決定等に対して不服申立てがなされた事案の調査方法について論じた。

2.4.2 項では、情報公開制度の事例における試験問題を対象とした全ての事例について、個々の審査会において試験問題を開示又は不開示とした、試験問題公開の決定に至る検討経緯や判断した理由を具体的に調査した。

そして 2.4.3 項では、試験問題公開の決定に至る検討経緯や判断した理由を俯瞰して複数の事例について対比させることにより、2.2 節の問題点及び 2.3 節の社会の要請をふまえて、試験問題公開に関する価値判断の分析を行った。

2.4.1 調査方法

本論文では、特に試験問題公開に関する価値判断を調査するため、公的な制度の 1 つである情報公開制度における試験問題の開示決定等についての検討経緯に着目した。

情報公開制度とは、国民に対する説明責務を全うするため、行政機関や独立行政法人等が保有する情報について一層の公開を図るものであり、行政機関や独立行政法人等に対して誰でも開示請求をすることができる。開示請求があった情報については、不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならない。このとき、開示請求に対する開示決定又は不開示決定（開示決定等）は、請求を受けた行政機関の長（大臣等）又は独立行政法人等が行うこととされている。そこで、開示請求者が開示決定等に不服があったときは、不服申立て[16]をすることができる。不服申立てがなされた事案については、第三者機関である「情報公開・個人情報保護審査会」[17]に諮問することになる。そして「情報公開・個人情報保護審査会」における検討経緯や判断した理由は、答申として公開される(図 2.1)。

ここで、情報公開制度では、行政機関や独立行政法人等が保有する情報を対象としているため、情報公開制度が対象としている試験は公的試験であると判断した。また対象となる試験制度は多様であるため、複数の事例には、試験に関わる立場や試験に対する価値観の違いによる様々な考えが含有されると考えた。さらに、諮問される「情報公開・個人情報保護審査会」は第三者機関であるため特定の立場に立つものではなく、検討経緯や判断

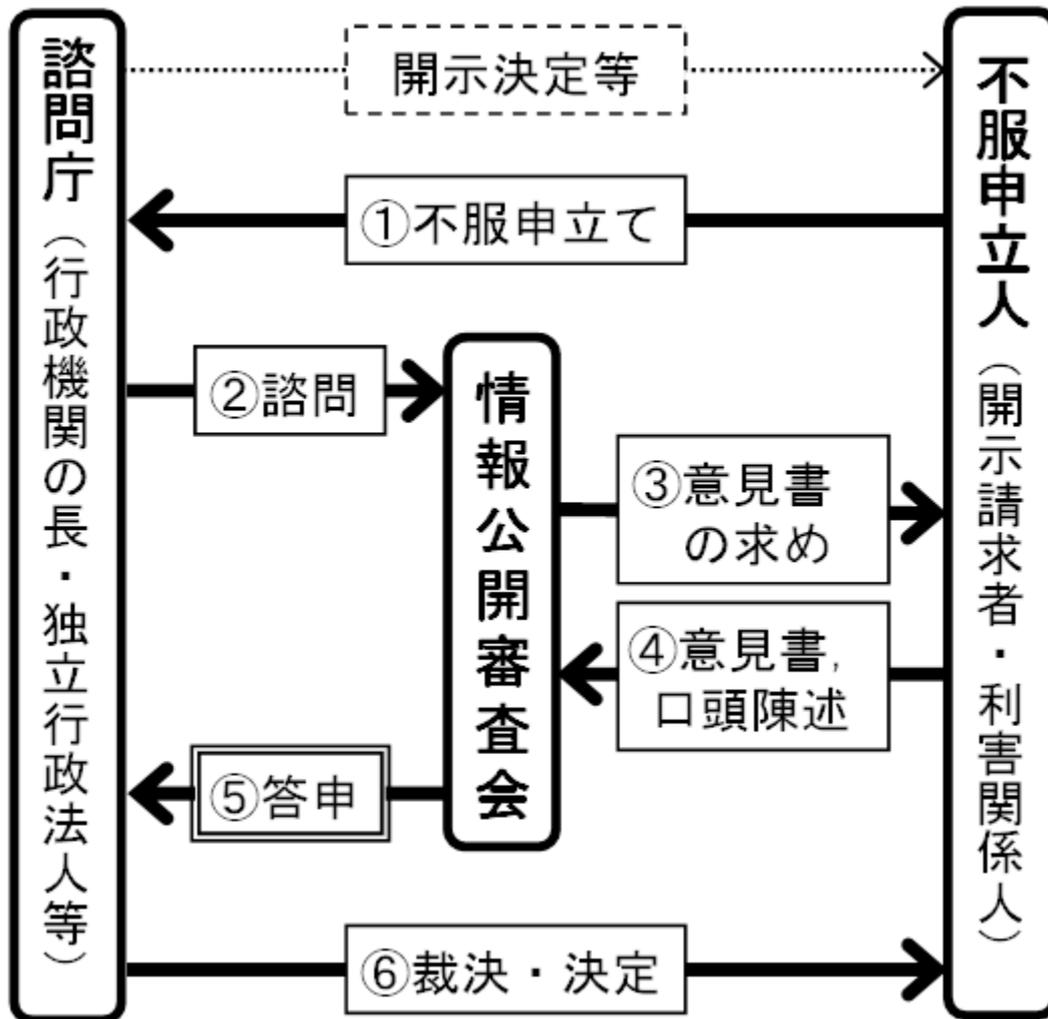


図 2.1 開示決定等に対する不服申立ての手の続の流れ
 (総務省及び内閣府[18]の資料を元に著者作成)

した理由は公平かつ中立であると考えられた。

よって、情報公開制度における開示決定等に対して不服申立てがなされた事案のうち、試験問題を対象とした全ての事例について、個々の審査会において試験問題を開示又は不開示とした、試験問題公開の決定に至る検討経緯や判断した理由を具体的に調査し、俯瞰して対比させることにより、試験問題公開に関する価値判断の分析を行うこととした。

なお、情報公開制度においては、誰でも文書の開示請求ができるため、本論文では、誰でも情報を閲覧できるようになる状態が公開であると考えた。

2.4.2 事例の調査及び結果

(1) 調査対象

総務省の「情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース」[19]（図 2.2）を用いて、情報公開制度における開示決定等に対して不服申立てがなされた事案[20]のうち、試験問題を対象とする答申を抽出した。

「情報公開・個人情報保護審査会」の答申 11,183 件（2015 年 10 月 27 日現在）のうち、次の(i)及び(ii)に該当するものを抽出したところ、803 件であった。

- (i) 「答申種別」が「行政機関／情報公開法」又は「独立行政法人等／情報公開法」であるもの
- (ii) 「異議申立人の主張の要旨」[21]及び「諮問庁の説明の要旨」及び「審査会の判断の理由」において、用語に「問題」又は「試験」又は「検定」又は「資格」を 1 つ以上含むもの

803 件の答申のうち、「事件名」を参照して、人に対する試験と判断できたものには、183 件が該当した。さらに 183 件の答申について、「本件対象文書」を参照して、対象が試験問

情報公開・個人情報保護関係

答申・判決データベース

本データベースは、○行政機関情報公開法、○独立行政法人等情報公開法、○行政機関個人情報保護法、○独立行政法人等個人情報保護法に基づき行政機関の長又は独立行政法人等が行った開示決定等に対し、不服申立て又は取消訴訟等が提起された事案について、情報公開・個人情報保護審査会がした答申及び裁判所が言い渡した判決を収集・分析し、その結果を検索・閲覧に供するものです。

答申検索 情報公開・個人情報保護審査会の答申について、用語、諮問庁、答申日、答申番号等により、検索することができます。
現在11183件収録

答申番号によるPDF版の閲覧は[こちらへ](#)

判決検索 情報公開法及び行政機関等個人情報保護法に係る判決について、用語、裁判所名、判決年月日等により、検索することができます。
現在311件収録

<リンク> [国の情報公開制度](#)
[行政機関・独立行政法人等の個人情報保護制度](#)
[内閣府情報公開・個人情報保護審査会](#)

図 2.2 総務省 情報公開・個人情報保護関係
答申・判決データベース

題と判断できたものは 15 件であった。よって本論文では、この 15 件の答申を調査対象とした。

(2) 調査方法

調査対象の答申において、「審査会の結論」を開示又は不開示の最終的な判断として、また、「審査会の判断の理由」のうち、特に「開示（又は不開示）決定の妥当性」を判断した理由として、それぞれ参照した。

(3) 調査結果

情報公開制度における開示決定等に対して不服申立てがなされた事案のうち、試験問題を対象とする答申について、開示又は不開示の最終的な判断及び判断した理由をまとめたものが表 2.1 である。

表 2.1 に示すように、最終的な判断としては、試験問題について「不開示決定は妥当【不開示】」とした答申は 13 件（事例①～②，⑤～⑮），「開示すべき【開示】」とした答申は 2 件（事例③～④）であった。

また、判断した理由としては、「不開示決定は妥当」とした答申のうち、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法（行）[22]第 5 条第 2 号イ[12]）（以下、「正当な利益を害するおそれがあるもの」とする）に該当するとしたものは 3 件（事例⑤，⑩，⑫），「公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれを含む）」（法（行）[22]第 5 条第 6 号イ[12]，法（独）[22]第 5 条第 4 号柱書又はハ[13]）（以下、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とする）に該当するとしたものは 7 件（事例⑦～⑨，⑪，⑬～⑮）であった。一方、「開示すべき」とした答申においては、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当しないとしたものが 2 件（事例③～④）であった。なお、「不開示決定は妥当」とした答申のうち、残る 3 件（事例①～②，⑥）については、諮問庁において試験問題は不存在又は保有していないとの理由であった。

今回調査した情報公開制度における試験問題の開示決定等において、判断した理由としては、「正当な利益を害するおそれがあるもの」又は「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かということが挙げられている。しかしそれぞれの事例においては、結論に至る検討経緯や理由の詳細は異なっていると考えられる。

そこで、答申の内容を参照し、判断した理由の詳細についてまとめたものが、表 2.2 である（但し、対象文書が存在していない事例 3 件を除いた 12 件についてのものである）。以下、それぞれの事例別に、判断した理由の詳細を示すとともに考察を行った。

表 2.1 情報公開制度における開示決定等に対して
不服申立てがなされた事案（試験問題を対象とするもの）

| 事例 | 答申名 | 諮問庁 | 対象試験 | 対象文書 | 最終的な判断 | 判断した理由 | |
|----|--|--------------------|------------------------|---|------------------------------------|------------------------------------|--------------|
| ① | (2003年度)平成15年度(行情)答申第411号 | 厚生労働大臣 | 厚生労働省の知的障害者雇用のためのテスト | 厚生労働省本省において作成した知的障害者を雇用するための テスト用紙 及び関連する書類(選考試験分) | 【不開示】 不開示決定は、妥当 | 不存在のため | |
| ② | (2003年度)平成15年度(行情)答申第536号 | 環境大臣 | 臭気判定士試験 | 平成13年度に実施された臭気判定士試験の 試験問題 | 【不開示】 不開示とした決定は妥当 | 不存在のため | |
| ③ | (2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号 | 厚生労働大臣 | 医師国家試験 | 第95回から第99回までの医師国家試験の問題用紙の 試験問題 (別冊を含む) | 【開示】 開示すべき | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当せず | 法(行)第5条第6号柱書 |
| ④ | (2005年度)平成17年度(行情)答申第158号 | 法務大臣 | 千葉地方法務局における司法書士資格認定試験 | 「千葉地方法務局において実施された認定試験の問題」のうちの不開示部分である「文書2から文書9までの 試験問題集 (1)のすべて」 | 【開示】 開示すべき | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当せず | 法(行)第5条第6号イ |
| ⑤ | (2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号 | 防衛大臣 | 防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験 | 「 教養試験 及び一部の試験区分(平成16年度I種試験の7試験区分のうち4試験区分(化学、機械、土木及び建築)、同年度II種試験の9試験区分のうち2試験区分(行政及び国際関係)、平成17年度I種試験の12試験区分のうち7試験区分(心理、経営工学、化学、電気、機械、土木及び建築)及び同年度II種試験の10試験区分のうち2試験区分(行政及び国際関係))の 専門試験の問題 (文書1)」 | 【不開示】 (文書1については)不開示としたことは妥当 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | 法(行)第5条第2号イ |
| ⑥ | (2008年度)平成20年度(行情)答申第442号 | 内閣総理大臣 | 市町村役場職員採用試験 | 財団法人日本人事試験研究センターの保管する市町村役場職員採用試験の 過去問題 の直近のもの | 【不開示】 不開示とした決定については、妥当 | 保有していないため | |
| ⑦ | (2009年度)平成21年度(行情)答申第651号 | 厚生労働大臣 | 労働基準監督官採用試験(面接試験) | 「平成16年度労働基準監督官採用試験(面接試験)における各種文書」のうち「別紙の8の文書の 質問項目 本体」 | 【不開示】 不開示とすることが妥当 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | 法(行)第5条第6号イ |
| ⑧ | (2009年度)平成21年度(行情)答申第652号 | 厚生労働大臣 | 労働基準監督官採用試験 | 「平成16年度労働基準監督官採用試験における各種文書」のうち「別紙の6の文書の 質問項目 本体」 | 【不開示】 不開示とすることが妥当 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | 法(行)第5条第6号イ |
| ⑨ | (2009年度)平成21年度(行情)答申第653号 | 厚生労働大臣 | 労働基準監督官採用試験 | 「平成15年度労働基準監督官採用試験における各種文書」のうち「別紙の6の文書の 質問項目 本体」 | 【不開示】 不開示とすることが妥当 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | 法(行)第5条第6号イ |
| ⑩ | (2010年度)平成22年度(行情)答申第184号 | 防衛大臣 | 防衛省職員採用I種試験 | 「平成21年度防衛省職員採用I種試験のうち、「 教養問題 」X-9-I-00-教養」並びに試験区分「化学」の 専門試験問題 「X-9-00-化学」及び「正誤表I種 専門試験(化学)」」 | 【不開示】 不開示とした決定については、妥当 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | 法(行)第5条第2号イ |
| ⑪ | (2012年度)平成24年度(行情)答申第285号 | 人事院総裁 | 国家公務員採用III種試験 | 「①平成23年度国家公務員採用III種試験(平成23年9月19日再実施)の全区分における 教養試験問題集 、 適性試験問題集 及び②平成23年度国家公務員中途採用者選考試験(平成23年9月19日再実施)の全区分における 教養試験問題集 、 適性試験問題集 」 | 【不開示】 (試験問題については)不開示としたことは妥当 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | 法(行)第5条第6号イ |
| ⑫ | (2012年度)平成24年度(行情)答申第372号 | 厚生労働大臣 | キャリア・コンサルタント能力評価試験 | 「特定会社が厚生労働大臣に対して提出した平成22年度及び平成23年度のキャリア・コンサルタント能力評価試験実施状況等に関する書類」のうち、前年度に実施した 能力評価試験問題 及びその模範解答 | 【不開示】 (試験問題については)不開示とすることが妥当 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | 法(行)第5条第2号イ |
| ⑬ | (2012年度)平成24年度(独情)答申第38号 | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 | ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験 | 「特定日に特定ポリテクセンターにおいて行われた特定筆記試験の問題及び模範解答」のうちの不開示部分である「 筆記試験Bの問題IV 及び模範解答」 | 【不開示】 不開示としたことは妥当 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | 法(独)第5条第4号ハ |
| ⑭ | (2013年度)平成25年度(独情)答申第41号 | (大)東京大学 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の試験 | 「大学院総合文化研究科・教養学部保有の特定科目(特定教員)2012年夏学期 期末試験問題 (1枚2頁)」 | 【不開示】 不開示とすべきであるとしていることについては、妥当 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | 法(独)第5条第4号柱書 |
| ⑮ | (2015年度)平成27年度(独情)答申第13号 | (大)東京大学 | 東京大学法科大学院における定期試験 | 「特定1科目の法科大学院 定期試験問題 (平成23年度～平成26年度実施分まで)」 | 【不開示】 不開示としたことは妥当 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | 法(独)第5条第4号柱書 |

法(行)＝行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年五月十四日法律第四十二号)
法(独)＝独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年十二月五日法律第四十号)

表 2.2 情報公開制度における開示決定等について判断した理由の詳細
(試験問題を対象とするもの：対象文書が存在していない場合は除く)

| 事例 | 答申名 | 対象の試験 | 判断した理由 | 判断した理由の詳細 |
|----|--|------------------------|------------------------------------|---|
| ⑤ | (2007年度)平成19年度(行情)答申第228号 ないし第231号 | 防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について、「一切公表しないことを条件にした契約により、当該業者から提供を受けたものである」とことから、「公にすることにより、出題傾向が類推されることを回避するために当該業者に生じる人的負担の増加など、当該業者の事業活動に支障が生じる可能性も否定できない」 ・従って開示することにより「法人の正当な利益を害するおそれがある」と認められる ・しかし一方で「公務員採用試験の試験問題は、採用試験制度の透明性の向上を図る観点からも、本来、試験実施後は公開されることが望ましい」 ・「試験問題作成業者」に作成させる試験問題の公開について検討を進め、当該試験問題を公開することを前提にした契約条件の見直しを行っていることであるので、「早期に、試験問題の公開に対応できるよう、取組を進めることが望まれる」 |
| ⑩ | (2010年度)平成22年度(行情)答申第184号 | 防衛省職員採用I種試験 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は「試験問題や試験の実施計画の作成に当たっては、(中略)能力を客観的、効果的かつ効率的に評価できる能力評価試験とするため、多大な費用と時間を要することから、「試験問題に関する情報は、保護されるべきもの」としている ・従って「当該試験問題は、能力評価試験に係るノウハウに該当する情報であり、試験終了とともに試験問題は回収され、(中略)償行として公表されている情報とは言えない」と、開示することにより「同等の能力評価試験の構築を容易にするなど、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と認められる |
| ⑫ | (2012年度)平成24年度(行情)答申第372号 | キャリア・コンサルタント能力評価試験 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は「開示すると、質問の内容をあらかじめ推定され、人物試験においてどのような回答をしたらよいかという回答の方向性が示唆され、限られた時間内で、受験者の人物評価を正確に把握することを困難にするおそれが生じる」と説明する ・実際に質問項目には、「面接試験時における面接官の質問事項が、具体的なかつ詳細に記載されている」 ・従って開示することにより「試験に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがある」と認められる |
| ⑦ | (2009年度)平成21年度(行情)答申第651号 | 労働基準監督官採用試験(面接試験) | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は「開示すると、質問の内容をあらかじめ推定され、人物試験においてどのような回答をしたらよいかという回答の方向性が示唆され、限られた時間内で、受験者の人物評価を正確に把握することを困難にするおそれが生じる」と説明する ・実際に質問項目には、「面接試験時における面接官の質問事項が、具体的なかつ詳細に記載されている」 ・従って開示することにより「試験に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがある」と認められる |
| ⑧ | (2009年度)平成21年度(行情)答申第652号 | 労働基準監督官採用試験 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は「開示すると、質問の内容をあらかじめ推定され、人物試験においてどのような回答をしたらよいかという回答の方向性が示唆され、限られた時間内で、受験者の人物評価を正確に把握することを困難にするおそれが生じる」と説明する ・実際に質問項目には、「面接試験時における面接官の質問事項が、具体的なかつ詳細に記載されている」 ・従って開示することにより「試験に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがある」と認められる |
| ⑨ | (2009年度)平成21年度(行情)答申第653号 | 労働基準監督官採用試験 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は「開示すると、質問の内容をあらかじめ推定され、人物試験においてどのような回答をしたらよいかという回答の方向性が示唆され、限られた時間内で、受験者の人物評価を正確に把握することを困難にするおそれが生じる」と説明する ・実際に質問項目には、「面接試験時における面接官の質問事項が、具体的なかつ詳細に記載されている」 ・従って開示することにより「試験に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがある」と認められる |
| ⑪ | (2012年度)平成24年度(行情)答申第285号 | 国家公務員採用III種試験 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は「プール化し、持ち帰りを認めず不開示」としており、「これらを公にした場合、ストックの減少により、緊急時の対応としての再実施の適切な実施が困難となるおそれ」があり、また、「公にされた問題内容の分析や再実施における出題予想により、これに特化した機械的な訓練や指導が行われると、受験者の能力又は適性についての正確な把握が困難となり、結果採用試験における公正性を欠くことになるとの考えを示している」 ・また「本試験及び再実施の受験者双方の間での公平性を確保するためには、過去に利用され難易度(正答率)が判明しているものの中から、本試験の結果(レベル)に合わせたものを選定して問題集を作成せざるを得ず、(中略)当該ストックを繰り返し利用せざるを得ない」と説明する ・諮問庁の説明について「特に不自然、不合理な点は認められず、首肯できる」 ・従って開示することにより「ストックの枯渇から本試験のレベルに合わせた試験問題集が準備できなくなり、本試験及び再実施の受験者双方の間での公平性を確保することが困難となる結果、人事院が行う試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認められる |
| ⑬ | (2012年度)平成24年度(独行情)答申第38号 | ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は「各施設が使用する試験問題は、内容・レベルの標準化を図るとともに、問題作成に係る事務を効率化するため、原則として、筆記問題事例集に記載されている問題を組み合わせる各施設において作成している。そのため、問題の種類に限りがあることから、(中略)同じ問題が出題されること、これは、「年間を通じて全国61箇所のポリテクセンターでほぼ毎月入所選考が行われていることによるもの」であり、「年1回から数回程度全国一斉に実施する各種資格試験や、年間の入校時期が1回程度である大学等の教育訓練機関の入学試験とは異なる」と説明する ・また諮問庁は、このような状況下で試験問題を開示すると、「異議申立人が当該問題を熟知することとなり、(中略)訓練内容の理解及び安全作業に必要な最低限の学力ないし注意力を有しているかを適切に把握することが困難になる」、また「開示した訓練受講希望者は試験問題を熟知することとなり、(中略)当該訓練受講希望者の能力を把握することが困難になる」、さらに「あらかじめ問題情報を得ていた者と、そうでない者との間に不公平が生じると説明する ・諮問庁の説明は首肯できる」 ・従って開示することにより「入所選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認められる |
| ⑭ | (2013年度)平成25年度(独行情)答申第41号 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の試験 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は「基礎的な科目においては、年度によって授業で扱うべき基本内容が変わることはなく、試験問題の内容、傾向も全く異なるものとはなり得ないため、「開示することによって試験問題の内容、傾向についての正確な情報を得たものは、不当に有利になり、公平な試験による学生の評価を妨げる」、また「過去の試験問題を入手した者はそれに依存して単位取得が可能であると考え、本来の学修を欠いたまま試験対策のみを行うことがあるため、試験問題の公開は教育効果を著しく損なう」、そして「当該試験問題は、法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務付けられるようなものではない」とし、また「担当教員は試験問題の持ち帰りを認めず、事後にも公開しない立場を採っている」と説明する ・従って開示することにより「東京大学における教育の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とする諮問庁の説明については、これを否定し難い |
| ⑮ | (2015年度)平成27年度(独行情)答申第13号 | 東京大学法科大学院における定期試験 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は、「カリキュラムに従って履修を重ねている同大学院生が勉学のために利用する場合に限って定期試験の過去問題の閲覧を可能」、「法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務付けられるようなものではない」、「東京大学法科大学院に入学しなくても、同じ情報(定期試験の過去問題)にアクセスできるのでは、所定の入学試験・手続を経て入学し、授業料という正当な対価を支払って在学している学生にとって、入学・在学の利益が大きく損なわれることとなる」とし、「大学としての事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」等があると説明する ・従って開示することにより「東京大学の行う教育等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とする諮問庁の説明については、これを否定し難い |
| ③ | (2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号 | 医師国家試験 | 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当せず | ・対象試験問題について諮問庁は「プール制を導入するため、(中略)過去の試験問題の繰り返し利用は正解率が相当程度高くなることから、同年から試験問題を回収している」と説明する ・これに対し、公にすることにより同一又は類似の試験問題の正解率が向上することについて、「過去の試験問題が明らかになっている場合に、それと同一又は類似の問題が出題されれば正解率が多少とも高くなるであろうことは、一般的には否定し得ないが、「出題される問題のうち過去の問題と同一又は類似の問題が多数を占めるようなことは、現実の事態として想定し難く、(中略)試験制度を維持できなくなるほど正解率が向上することになるとは考えられない」、「試験問題の回収を始めた後の試験問題が再度出題された場合の正解率と、回収を行っていない試験問題が再度出題された場合の正解率の変化をみると、後者が相当高くなっている」と一部のデータにより説明するが、(中略)諮問庁の説明が十分なものであるとは認めることができない ・さらに「正解率が向上する傾向をもって、(中略)問題としては妥当ではなくとする諮問庁の論理は、過去の良質な試験問題を通じて、必要な知識を習得し、同一又は類似の試験問題に対して正解を答えることができるようになることに問題があるとは言えず、にわかに賛同し難い」 ・またプール制導入との関係については、「プール制において重要なことは、良質な試験問題を備えておくことであるが、ある問題が過去に出題され、公にされたかどうかは、その問題が良質かどうかとは本来かわりない」 ・そして「実質的に本件試験問題のかなりの部分が事実上明らかにされていると認められる」 ・なお開示することにより「試験委員の当該問題を選定・修正するに当たっての心理的負担が加重」されることについて、「そのような負担は、医師国家試験問題についてのみ生じるものではなく、その職責から受忍すべきものである」 ・従って開示することにより「プール制の早期の導入が阻まれることとなり、国家試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との諮問庁の説明は、(中略)その前提が合理性を欠く |
| ④ | (2005年度)平成17年度(行情)答申第158号 | 千葉県地方司法書士資格認定試験 | 「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当 | ・対象試験問題について諮問庁は「口述試験を担当する審査委員の参考として用意した「問」及び「答」であり、「試験委員の手持ち資料と言うべきもの」としている ・「口述試験において質問するに適した問題は限定されたものにならざるを得ず(以下略)」、開示された場合、「どのような問題についてどのような形で質問が寄せられ、それに対してどのような答え方をすればよいか、単なる傾向にとどまらず内容についても相当程度に推測されることとなるのは避けられない」 ・しかし一方で、「すべてがそのままの形で用いられるものではない」とし、「出題される問題の推測可能性、解答の画一化といっても部分的なものにとどまり、口述試験の適正性を維持するのに支障となるほどのものであるとはいえない」 ・従って開示することにより「出題する問題を推測され、また、解答の画一化を招くなど、申請者の知識及び能力を判定するに当たり正確な事実の把握を困難にするおそれ、その他認定試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる」とまでは認められない ・なお本試験については「相応な透明性が求められるもの」であり、「公にすることにより試験問題の作成等の負担が増えるとしても、(中略)当然の負担として甘受すべきものと考えられる」 |

(i) 正当な利益を害するおそれがあるものに該当するか

(a) 防衛庁（当時）職員採用Ⅰ種試験及び同Ⅱ種試験（事例⑤）、防衛省職員採用Ⅰ種試験（事例⑩）

事例⑤と事例⑩は、対象は別の試験問題であるが、審査会の判断としては同様である。事例⑩の答申によれば、対象の試験問題は、「一切公表しないことを条件にした契約」で業者から提供を受けているものである。そのため、審査会の判断として、開示することにより「出題傾向が類推されることを回避するために当該業者に生じる人的負担の増加」などにより「当該業者の事業活動に支障が生じる可能性」が否定できないため、「法人の正当な利益を害するおそれがある」情報であるとして、「不開示」の判断をしている。しかし、同時に審査会は、「公務員採用試験の試験問題は、採用試験制度の透明性の向上を図る観点からも、本来、試験実施後には公開されることが望ましい」としており、「試験問題を公開することを前提にした契約条件の見直しを行っている」との説明が諮問庁よりなされていることを受け、「試験問題の公開に対応できるよう、取組を進めることが望まれる」としている。

本事例では、試験問題を開示することによって出題傾向が類推される可能性は想定されており、また、出題傾向の類推は回避すべきものであり、さらには、回避するためには人的負担が生じることも認識していることがわかる。しかしながら、人的負担の増加そのものはやむを得ないものであり、国や官庁が負担するのか民間業者が負担するのか、また民間業者が負担する場合であっても、当初から想定していたか想定していなかったかという点が、開示又は不開示の判断の分かれ目となっている。従って、開示することそのものの影響よりも、人的負担の増加の事業への影響を考慮したと考えられる。

(b) キャリア・コンサルタント能力評価試験（事例⑫）

答申によれば、対象の試験問題は能力評価試験の問題である。諮問庁は、「試験問題や試験の実施計画の作成に当たっては、（中略）能力を客観的、効果的かつ効率的に評価できる能力評価試験とするため、多大な費用と時間を要する」ことから「試験問題に関する情報は、保護されるべきもの」としている。そのため、審査会の判断としても、「当該試験問題は、能力評価試験に係るノウハウに該当する情報であり、試験終了とともに試験問題は回収され、（中略）慣行として公にされている情報とは言えない」ため、開示することにより「同等の能力評価試験の構築を容易にするなど、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報であるとして、「不開示」の判断をしている。

本事例では、試験問題を開示することの影響は、対象の試験が能力評価試験であることを鑑み、試験制度構築に関する事業への影響の点から検討されている。その結果、試験問題それ自体がノウハウであり、事業的な価値があるという点を考慮したと考えられる。

(ii) 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するか

(a) 労働基準監督官採用試験（事例⑦, ⑧, ⑨）

答申によれば、対象の試験問題は、いずれの事例においても面接試験の質問項目本体であり、「面接官の質問事項が、具体的かつ詳細に記載されている」ものである。そのため諮問庁は、「開示すると、質問の内容をあらかじめ推定され、（中略）回答の方向性が示唆され、限られた時間内で、受験者の人物評価を正確に把握することを困難にするおそれが生じる」と説明する。従って、審査会の判断としても、開示することにより「試験に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがある」情報であるとして、「不開示」の判断をしている。

本事例では、試験問題を開示することが、試験の目的である人物評価に及ぼす影響について検討されている。その結果、対象の試験問題は今後も使用される可能性があるため、特に面接試験にあつては、試験問題から推定された内容から示唆される回答の方向性に合わせて、回答を調整することが容易になる点を考慮したと考えられる。

(b) 国家公務員採用Ⅲ種試験（事例⑩）

答申によれば、対象の試験問題は、本試験に対する再実施分の試験のものである。諮問庁は、「本試験及び再実施の受験者双方の間での公平性を確保するためには、過去に利用され難易度（正答率）が判明しているものの中から、本試験の結果（レベル）に合わせたものを選定して問題集を作成」しており、「ストックを繰り返し利用」していると説明する。そして、このような場合試験問題を開示すると、「公にされた問題内容の分析や再実施における出題予想により、これに特化した機械的な訓練や指導が行われると、受験者の能力又は適性についての正確な把握が困難となり、結果採用試験における公正性を欠く」ことになるとしている。そのため、審査会の判断としても、開示することにより「ストックの枯渇から本試験のレベルに合わせた試験問題集が準備できなくなり、本試験及び再実施の受験者双方の間での公平性を確保することが困難となる」ため、「人事院が行う試験に係る事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある」情報であるとして、「不開示」の判断をしている。

本事例では、公平性を確保するために複数の試験のレベルを合わせる目的で、同じ試験問題が繰り返し利用されている点が重要といえる。つまり、同じ試験問題を繰り返して使用する場合、ある試験の試験問題を開示することは、それ以降の試験の試験問題の事前漏洩にあたる。一方で、事前漏洩にあたらないように開示した試験問題を利用しないようにすると、複数の試験のレベルが揃わない可能性が高くなる。従って、いずれの場合においても、試験問題を開示することにより、正しい評価ができなくなり、公平性の確保が難しくなる点を考慮したと考えられる。

(c) ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験（事例⑬）

答申によれば、対象の試験問題は「年間を通じて全国 61 箇所のポリテクセンター（会場）でほぼ毎月入所選考（試験）が行われている」ものの一部である。諮問庁は、「内容・レベルの標準化を図るとともに、問題作成に係る事務を効率化するため、（中略）問題を組み合わせ各施設において作成」しており、「同じ問題が出題されている」としている。従って開示した場合、異議申立人のみならず訓練受講希望者までも「当該問題を熟知することとなり、（中略）訓練内容の理解及び安全作業に必要な最低限の学力ないし注意力を有しているかを適切に把握することが困難」になり、さらには「あらかじめ問題情報を得ていた者と、そうでない者との間に不公平」が生じると説明する。そのため、審査会の判断としても「諮問庁の説明は首肯できる」ため、開示することにより「入所選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報であるとして、「不開示」の判断をしている。

本事例では、内容やレベルの標準化の目的に加えて、試験問題作成事務の効率化のためにも、同じ問題群の中から繰り返し出題されている点が重要になる。つまり、試験問題を開示することにより問題を熟知してしまうと、受験者の学力等の正確な把握が困難になる点を考慮していると考えられる。

(d) 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の試験（事例⑭）

答申によれば、対象の試験問題は大学院総合文化研究科・教養学部の期末試験問題である。諮問庁は、「基礎的な科目においては、年度によって授業で扱うべき基本内容が変わることはなく、試験問題の内容、傾向も全く異なるものとはなり得ない」ため、開示することによって、「試験問題の内容、傾向についての正確な情報を得たものは、不当に有利になり、公平な試験による学生の評価を妨げる」、また、「過去の試験問題を入手した者はそれに依存して単位取得が可能であると考え、本来の学修を欠いたまま試験対策のみを行うことがあるため、試験問題の公開は教育効果を著しく損なう」等のおそれがあるとしている。さらに試験問題は「法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務付けられるようなものではない」と説明している。そのため、審査会の判断としても、開示することにより「東京大学における教育の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報であることは、否定し難いとして、「不開示」の判断をしている。

本事例では、基本的な内容に関する試験である場合、年度によって出題内容が全く異なるものとはなり得ないため、過去の試験問題を開示することによって、本来の学修を欠いた試験対策が可能になり、公平な評価ができなくなる点を考慮したと考えられる。同時に、大学内で教員が実施する試験については、試験問題は大学の諸活動について国民に説明する責務のために開示が義務づけられるものではないと認識していることも影響していると考えられる。

(e) 東京大学法科大学院における定期試験（事例⑮）

答申によれば、対象の試験問題は法科大学院の定期試験の問題である。諮問庁は、「カリキュラムに従って履修を重ねている同大学院生が勉学のために利用する場合に限って定期試験の過去問題の閲覧を可能」としているものであって、「法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務づけられるようなものではない」ため、開示してしまうと、「東京大学法科大学院に入学しなくても、同じ情報（定期試験の過去問題）にアクセスできる」ようになり、「在学している学生にとって、入学・在学の利益が大きく損なわれることとなる」と説明している。そのため、審査会の判断としても、開示することにより「東京大学の行う教育等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報であることは、否定し難いとして、「不開示」の判断をしている。

本事例では、大学内において実施される試験の試験問題については、そもそも大学の諸活動を国民に説明する責務が全うするために開示するものではなく、大学における教育の遂行に密接に影響するものである点を考慮したと考えられる。

(f) 医師国家試験（事例③）

答申によれば、対象の試験問題について諮問庁は、「プール制を導入するため、（中略）過去の試験問題の繰り返し利用は正解率が相当程度高くなることから、同年から試験問題を回収している」と説明している。しかし、審査会では、開示することにより、同一又は類似の試験問題の正解率が向上することについて、「出題される問題のうち過去の問題と同一又は類似の問題が多数を占めるようなことは、現実の事態として想定し難く、（中略）試験制度を維持できなくなるほど正解率が向上することになるとは考えられない」し、「試験問題の回収を始めた後の試験問題が再度出題された場合の正解率と、回収を行っていない試験問題が再度出題された場合の正解率の変化をみると、後者が相当高くなっていると一部のデータにより説明するが、（中略）十分なものであるとは認めることができない」、さらに「正解率が向上する傾向をもって、（中略）問題としては妥当ではなくなる」とする諮問庁の論理は、過去の良質な試験問題を通じて、必要な知識を習得し、同一又は類似の試験問題に対して正解を答えることができるようになることに問題があるとは言えず、にわかには賛同し難い」としている。また、「プール制において重要なことは、良質な試験問題を備えておくことであるが、ある問題が過去に出題され、公にされていたかどうかは、その問題が良質かどうかとは本来かわりない」、さらには、「実質的に本件試験問題のかなりの部分が事実上明らかにされていると認められる」ことも指摘している。同時に審査会は、開示することにより「試験委員の当該問題を選定・修正するに当たっての心理的負担が加重」されることについては、「その職責から受忍すべきもの」としている。そのため、審査会の判断としては、開示することにより「プール制の早期の導入が阻まれることとなり、国家試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との諮問庁の説明は、（中略）その前提が合理性を欠く」として、「開示すべき」との判断をしている。

本事例では、ある試験問題を開示した場合、その後の試験問題として出題することが妥当かどうか重要な点である。ここでは、最終的に、過去に出題され、開示されていたかどうかは、その試験問題が良質かどうかとは本来かわりなく、過去の試験問題を学習して知識を得ることは問題ないとの考えに基づき、開示等の判断をしている。過去の試験問題を通じて学習し試験に臨んだとしても、正しい評価ができないということはないと認識している点が、判断に大きな影響を与えていると解される。

(g) 千葉地方法務局における司法書士資格認定試験（事例④）

答申によれば、対象の試験問題について諮問庁は、「口述試験を担当する考査委員の参考として用意した「問」及び「答」で、「試験委員の手持ち資料と言うべきもの」としている。審査会では、開示された場合、「どのような問題についてどのような形で質問が寄せられ、それに対してどのような答え方をすればよいか、単なる傾向にとどまらず内容についても相当程度に推測されることになるのは避けられない」としながらも、「すべてがそのままの形で用いられるものではない」ため、「出題される問題の推測可能性、解答の画一化といっても部分的なものにとどまり、口述試験の適正さを維持するのに支障となるほどのものである」とは言い難い」としている。そのため、審査会の判断として、開示することにより「出題する問題を推測され、また、解答の画一化を招くなど、申請者の知識及び能力を判定するに当たり正確な事実の把握を困難にするおそれ、その他認定試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる」とは認められないことから、「開示すべき」との判断をしている。さらに審査会は、該当の試験には「相応な透明性が求められるもの」であるため、「公にすることにより試験問題の作成等の負担が増えるとしても、（中略）当然の負担として甘受すべきものと考えられる」としている。

本事例では、試験問題を開示することにより、内容が推測可能となり、解答が画一化する懸念は想定しているものの、開示された試験問題から推測し得る程度、全体に占める割合が重要であるとの考えに基づいているものと解される。そして、参考として用意した資料であるという点については「不開示」の判断をするための根拠とはなり得なかったといえよう。また開示することによる試験問題作成の負担増を認めながらも、それはやむを得ないことであり、公的な試験に求められる透明性に対しては、試験問題を開示することをもって担保するほうが重要であると判断していることがわかる。

以上のように、公的な制度の1つである情報公開制度及び開示決定等に対して不服申立てがなされた事案について論じ、情報公開制度における試験問題公開の事例について、試験問題を対象とした全ての事例について、個々の審査会において試験問題を開示又は不開示とした検討経緯や判断した理由を具体的に調査した。その結果、対象となる15事例のうち、最終的な判断としては、試験問題について「不開示決定は妥当【不開示】」とした答申は13件、「開示すべき【開示】」とした答申は2件であった。さらに判断した理由としては、

「不開示決定は妥当」とした答申のうち、「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとしたものは3件、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとしたものは7件であった。一方、「開示すべき」とした答申においては、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当しないとしたものが2件であった。なお残る3件については、諮問庁において試験問題は不存在又は保有していないとの理由であった。

2.4.3 試験問題公開に関する価値判断の分析及び結果

(1) 分析方法

3.4.2 項の結果に基づいて、試験問題公開の決定に至る検討経緯や判断した理由を複数の事例について俯瞰して対比させることにより、2.2 節の問題点及び 2.3 節の社会の要請をふまえて、試験問題公開に関する価値判断の分析を行った。

(2) 分析結果

(i) 結果 1：情報公開制度における試験問題公開の決定

情報公開制度では、個別の事例について対象の試験問題を公開する影響について検討し開示決定等の判断がなされている。しかし、複数の事例をみると、判断に影響する主要な観点があることがうかがえる。以下、観点別に分析を行う。

(a) 過去の試験問題の公開を透明性確保の必要条件とするかどうか（試験問題公開による透明性確保の必要度）（表 2.3(a)）

試験制度の透明性を確保するために何が重要かという点がある。事例⑤、⑩、④においては、試験について透明性が求められていることが言及されており、透明性を確保するための手段の1つとして試験問題を公開すべきとしている。一方、事例⑭、⑮においては、大学内で実施される試験については、試験問題は大学の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務づけられるようなものではないとの認識を示している。

つまり、過去の試験問題を公開することが透明性を確保するために必要かどうかという観点から価値判断がなされていると考えられる。

表 2.3(a) 各事例の検討経緯における価値判断
(a)試験問題公開による透明性確保の必要度

| 事例 | ⑤ | ⑩ | ⑫ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑪ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ③ | ④ |
|-----------------------|--|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|--|---|--|---------------------------|
| 答申名 | (2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号 | (2010年度)平成22年度(行情)答申第184号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第372号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第651号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第652号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第653号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第285号 | (2012年度)平成24年度(独情)答申第38号 | (2013年度)平成25年度(独情)答申第41号 | (2015年度)平成27年度(独情)答申第13号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第158号 |
| 対象の試験 | 防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験 | 防衛省職員採用I種試験 | キャリア・コンサルタント能力評価試験 | 労働基準監督官採用試験(面接試験) | 労働基準監督官採用試験 | 労働基準監督官採用試験 | 国家公務員採用III種試験 | ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部試験 | 東京大学法科大学院における定期試験 | 医師国家試験 | 千葉地方法務局における司法書士資格認定試験 |
| (a)試験問題公開による透明性確保の必要度 | ・採用試験制度の透明性の向上を図る ・本来、試験実施後には公開されることが望ましい | | | | | | | | ・試験問題は、法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために公開することが義務付けられるようなものではない | ・法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるように公開することが義務付けられるようなものではない | | ・相応な透明性が求められている |

(b) 試験の難易度調整や得点の比較のために、過去の試験問題を再利用するかどうか（試験問題の再利用度）（表 2.3(b)）

事例⑪や⑬においては、公平性を確保するため、複数の試験について内容やレベルの標準化が図れるような試験制度設計が求められている。そのため、内容やレベルを標準化する手段として、同じ試験問題が繰り返し出題されているとしている。また事例⑦⑧⑨においては、内容が具体的かつ詳細に記載されていること、事例⑭においても、基礎的な科目においては試験問題の内容、傾向が全く異なるものにはなり得ないことから、同様の試験問題が出題されることが示唆されている。こうした場合、対象の試験問題を公開することは、すなわち将来の試験問題を事前公開することに他ならず、公開してしまうことは不公平になるという判断をしている。一方、事例④のように、すべてがそのまま用いられるわけではない場合には、同じ試験問題が出題されているとは解されていない。

つまり、過去の試験問題が、将来の試験において、どの程度利用するかという観点から価値判断がなされていると考えられる。

表 2.3(b) 各事例の検討経緯における価値判断
(b)試験問題の再利用度

| 事例 | ⑤ | ⑩ | ⑫ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑪ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ③ | ④ |
|--------------|-----------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--|---|--|--------------------------|--|---------------------------|
| 答申名 | (2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号 | (2010年度)平成22年度(行情)答申第184号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第372号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第651号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第652号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第653号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第285号 | (2012年度)平成24年度(独情)答申第38号 | (2013年度)平成25年度(独情)答申第41号 | (2015年度)平成27年度(独情)答申第13号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第158号 |
| 対象の試験 | 防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験 | 防衛省職員採用I種試験 | キャリア・コンサルタント能力評価試験 | 労働基準監督官採用試験(面接試験) | 労働基準監督官採用試験 | 労働基準監督官採用試験 | 国家公務員採用Ⅲ種試験 | ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の試験 | 東京大学法科大学院における定期試験 | 医師国家試験 | 千葉地方法務局における司法書士資格認定試験 |
| (b)試験問題の再利用度 | | | | ・質問事項が、具体的かつ詳細に記載されている | | | ・公平性を確保するためには、過去に利用され難易度(正答率)が判明しているものの中から、本試験の結果(レベル)に合わせたものを選定 ・ストックを繰り返し利用している | ・内容・レベルの標準化を図るとともに、問題作成に係る事務を効率化するため、問題を組み合わせて作成している ・同じ問題が出題されている | ・基礎的な科目においては、年度によって授業で扱うべき基本内容が変わることはなく、試験問題の内容、傾向も全く異なるものとはなり得ない。 | | | ・すべてがそのままの形で用いられるものではない |

(c) 過去の試験問題を活用した試験対策を許容するかどうか(試験問題を活用した試験対策の許容度)(表 2.3(c))

対象の試験問題を公開することにより、将来の試験対策にどのような影響を及ぼすかという点についても複数の事例で論じられている。

試験問題を公開することの影響について、事例⑤、⑩においては「出題傾向が類推される」、事例⑦、⑧、⑨においては「質問の内容をあらかじめ推定され、(中略)回答の方向性が示唆」される、事例⑪においては「問題内容の分析や(中略)出題予想により、これに特化した機械的な訓練や指導が行われる」、事例⑬においては「問題を熟知することとなる」、事例⑭においては「本来の学修を欠いたまま試験対策のみを行うことがある」、さらには事例④においても「単なる傾向にとどまらず内容についても相当程度に推測される」とし、試験問題の内容が明らかになると試験問題に合わせた学習や解答をすることの懸念を示している。

このような懸念は、面接試験(事例⑦、⑧、⑨)では、求められる方向性に合わせた回答が可能になると、正確な人物評価は難しくなり、能力や適性(事例⑪)、学力や注意力(事例⑬、⑭)等を測る試験では、出題される試験問題のみに合わせた対応が可能になる等、試験における正確な事実の把握が難しくなるという認識に基づいているものと考えられる。事例④においては、同様の認識をしているものの、推測可能性や解答の画一化は部分的と

したため判断が分かれたといえる。

それに対し、事例③では、過去の試験問題が出題された場合に正答率が向上するとは認められないとの判断から、過去の試験問題を通じて知識を習得することを問題視しておらず、過去の試験問題を利用した学習そのものを否定していない。また、事例⑮では、審査会の判断としては試験問題を公開しないとしているものの、諮問庁自身の判断として、自学の大学院生が勉学する場合に限っては試験問題の閲覧を可能にしていることはとても興味深い。これはその試験によって何を測っているのか、つまり試験の目的が異なっていることが示唆される。

ここでの判断の相違は、公開された試験問題を用いて学習することを認めるかどうかの違い、つまり、過去の試験問題を活用した試験対策を許容するかどうかという観点から価値判断がなされていると考えられる。

表 2.3(c) 各事例の検討経緯における価値判断
(c)試験問題を活用した試験対策の許容度

| 事例 | ⑤ | ⑩ | ⑫ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑪ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ③ | ④ |
|----------------------|-----------------------------------|---------------------------|---------------------------|---|---------------------------|---------------------------|---|---------------------------|--|----------------------------------|---|---|
| 答申名 | (2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号 | (2010年度)平成22年度(行情)答申第184号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第372号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第651号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第652号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第653号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第285号 | (2012年度)平成24年度(独情)答申第38号 | (2013年度)平成25年度(独情)答申第41号 | (2015年度)平成27年度(独情)答申第13号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第158号 |
| 対象の試験 | 防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験 | 防衛省職員採用I種試験 | キャリア・コンサルタント能力評価試験 | 労働基準監督官採用試験(面接試験) | 労働基準監督官採用試験 | 労働基準監督官採用試験 | 国家公務員採用III種試験 | ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部試験 | 東京大学法科大学院における定期試験 | 医師国家試験 | 千葉地方司法書士資格認定試験 |
| (c)試験問題を活用した試験対策の許容度 | ・公にされることにより、出題傾向が類推される | | | ・開示すると、質問の内容をあらかじめ推定され、(中略)回答の方向性が示唆される | | | ・公にされた問題内容の分析や(中略)出題予想により、これに特化した機械的な訓練や指導が行われる | ・開示することにより、当該問題を熟知することとなる | ・試験問題の公開により過去の試験問題を入力した者はそれに依存して単位取得が可能であり、本来の学修を欠いたまま試験対策のみを行うことがある | ・勉学のために利用する場合に限り、定期試験の過去問題の閲覧を可能 | ・公にすることにより、同一又は類似の試験問題は、正解率が向上することについては言えない | ・公にされた場合、単なる傾向にとどまらず内容についても相違程度に推測されることにはならない |

(d) 新しい試験問題を開発するための労力やコストが増加することを受容するかどうか
(試験問題開発の労力増加の受容度) (表 2.3(d))

試験問題の開発に関する負担をどのようにとらえるかという点についても、判断に違いがみられる。事例⑤、⑩、③、④においては、試験問題を公開した場合、試験問題開発の労力が増加するとの指摘がなされているものの、これらの事例においては、国が開発した試験問題である場合、その負担は受忍すべきものとの考えから、公開すべきものとの判断に至っている。

それに対し、事例⑬においては、試験問題開発の事務を効率化することを意識した運用

がなされていて、試験問題は公開しないことを前提としている。また、前述の事例⑤、⑩においても、民間業者が開発した試験問題について公開しないことが前提となっている場合は、やはり公開した場合の想定外の人的負担の増加を回避するべく、不開示との判断がなされている。さらに事例⑫においては、試験問題等の開発における労力を認めて、公開した場合、同等の能力評価試験の構築を容易にする等、事業への影響が多大である点を考慮した判断がなされている。

つまり、対象の試験問題を公開することにより生じる労力の増加を受容するかという価値判断がなされていると考えられる。

表 2.3(d) 各事例の検討経緯における価値判断
(d)試験問題開発の労力増加の受容度

| 事例 | ⑤ | ⑩ | ⑫ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑪ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ③ | ④ |
|--------------------|-----------------------------------|---------------------------|--|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--|--------------------------|--------------------------|--|---------------------------------|
| 答申名 | (2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号 | (2010年度)平成22年度(行情)答申第184号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第372号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第651号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第652号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第653号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第285号 | (2012年度)平成24年度(独情)答申第38号 | (2013年度)平成25年度(独情)答申第41号 | (2015年度)平成27年度(独情)答申第13号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第158号 |
| 対象の試験 | 防衛庁職員採用Ⅰ種試験及びⅡ種試験 | 防衛省職員採用Ⅰ種試験 | キャリア・コンサルタント能力評価試験 | 労働基準監督官採用試験(面接試験) | 労働基準監督官採用試験 | 労働基準監督官採用試験 | 国家公務員採用Ⅲ種試験 | ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験 | 東京大学大学院総文化研究科・教養学部試験 | 東京大学法科大学院における定期試験 | 医師国家試験 | 千葉地方法務局における司法書士資格認定試験 |
| (d)試験問題開発の労力増加の受容度 | ・(回避するために)当該業者に人的負担が生じる | | ・同等の能力評価試験の構築を容易にする ・試験問題や試験の実施計画の作成に当たっては、多大な費用と時間を要する | | | | | ・内容・レベルの標準化を図るとともに、問題作成に係る事務を効率化するため、問題を組み合わせて作成している | | | ・試験委員の心理的負担は、その職責から受忍すべき | ・作成等の負担が増えるとしても、当然の負担として甘受すべきもの |

(e) 過去の試験問題や実施した結果の情報を管理しているかどうか (試験問題の情報管理度) (表 2.3(e))

情報公開制度を利用した開示請求の場合、実際に公開されていないものが対象であり、本来、試験問題の持ち帰りを認めず公開しない運用をしているはずである(事例⑤、⑩、⑪)。従って、事例③のように事実上明らかにされてしまっている場合、それは公開すべきものと判断されている。一方、事例⑫においては、特に能力評価試験においては、試験問題はノウハウ(営業秘密)に該当する情報であり、試験問題を管理すべき知的資産とみなす一層踏み込んだ判断をしているといえる。ノウハウとするならば、試験問題は秘密情報として管理されていることが要件になる[23]。つまり、単に試験問題を公開しない運用のみならず、過去の試験問題の情報をどのように管理するかという観点から価値判断がなされていると考えられる。

表 2.3(e) 各事例の検討経緯における価値判断
(e)試験問題の情報管理度

| 事例 | ⑤ | ⑩ | ⑫ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑪ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ③ | ④ |
|---------------|-----------------------------------|---------------------------|--|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|--|---------------------------|
| 答申名 | (2007年度)平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号 | (2010年度)平成22年度(行情)答申第184号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第372号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第651号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第652号 | (2009年度)平成21年度(行情)答申第653号 | (2012年度)平成24年度(行情)答申第285号 | (2012年度)平成24年度(独情)答申第38号 | (2013年度)平成25年度(独情)答申第41号 | (2015年度)平成27年度(独情)答申第13号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第129号、第130号及び第133号 | (2005年度)平成17年度(行情)答申第158号 |
| 対象の試験 | 防衛庁職員採用I種試験及び同II種試験 | 防衛省職員採用I種試験 | キャリア・コンサルタント能力評価試験 | 労働基準監督官採用試験(面接試験) | 労働基準監督官採用試験 | 労働基準監督官採用試験 | 国家公務員採用Ⅲ種試験 | ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部における定期試験 | 東京大学法科大学院における定期試験 | 医師国家試験 | 千葉地方方法務局における司法書士資格認定試験 |
| (e)試験問題の情報管理度 | ・一切公表しないことを条件 | | ・試験問題は能力評価試験に係るノウハウに該当する情報 ・試験問題は回収されている ・慣行として公にされている情報とは言えない | | | | ・プール化 ・持ち帰りを認めず 不開示 | | | | ・相当程度復元されて、事実上明らかにされている | |

以上のように、試験問題公開の決定に至る検討経緯を複数の事例について俯瞰して対比させることにより分析を行ったところ、

- (a) 過去の試験問題の公開を透明性確保の必要条件とするかどうか（試験問題公開による透明性確保の必要度）
- (b) 試験の難易度調整や得点の比較のために、過去の試験問題を再利用するかどうか（試験問題の再利用度）
- (c) 過去の試験問題を活用した試験対策を許容するかどうか（試験問題を活用した試験対策の許容度）
- (d) 新しい試験問題を開発するための労力やコストが増加することを受容するかどうか（試験問題開発の労力増加の受容度）
- (e) 過去の試験問題や実施した結果の情報を管理しているかどうか（試験問題の情報管理度）

の5つの試験問題公開に関する価値判断が明らかになった。

(ii) 結果2：情報公開制度における試験問題公開の判断の変遷

表 2.1 において、対象文書が存在していない事例3件を除いた12件の答申を時系列順に比較すると、興味深い結果が得られた。

12件の中で最初になされた答申は、事例③（2005（平成17）年度）である。この事例は医師国家試験の試験問題についてのものであったが、答申を受けて、医師国家試験のみならず、同じ厚生労働省所管の保健医療系の国家試験である、歯科医師国家試験、看護師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験の試験問題についてもあわせて公開された[24]。医師国家試験においてなされた「開示すべき」との判断は、他の国家試験へも影響を及ぼしたことがわかる。また、事例④（2005（平成17）年度）、事例⑤（2007（平成19）年度）

においては、最終的に「相応な透明性」が求められているとの理由により、公開すべきものとの判断に至っている。情報公開制度が導入された初期においては、その制度趣旨からも「透明性」を重要視している傾向がうかがえた。

一方で、比較的近年の事例（事例⑦、⑧、⑨、⑪、⑬、⑭、⑮）においては、試験問題を公開することによる正確な事実の把握を困難にする懸念を指摘するものが多い。さらには、事例⑫（2012（平成24）年度）のように、試験問題等の開発の労力を認めた上で、「本来秘匿すべきもの」との考えも示されるようになってきていた。

当初は、「透明性」を重視するあまり、試験の目的や制度運営等の内部負担についてはあまり考慮されていなかったものが、近年では、試験制度本来の目的に立ち返った判断がなされている傾向にあると考えられた。

2.5 考察

2.4 節で述べたように、わが国の公的制度の1つである情報公開制度を具体的事例として、試験問題公開の決定に至る検討経緯やその理由を俯瞰し、2.2 節で述べた試験システム設計上の問題点や2.3 節で述べた社会の要請をふまえて、試験問題公開に関する価値判断の分析を行ったところ、試験問題公開に関わる価値判断として「試験問題公開による透明性確保の必要度」「試験問題の再利用度」「試験問題を活用した試験対策の許容度」「試験問題開発の労力増加の受容度」「試験問題の情報管理度」の5つが見出された。そこで、2.4 節の結果から得られた5つの試験問題公開に関する価値判断について、試験問題公開に影響する要因としての妥当性について検討した。

まず「試験問題公開による透明性確保の必要度」については、それぞれの答申においても、閣議決定（内閣府，1999）に端を発した、国家試験に対し試験問題公開を要請する勧告（総務庁（当時），2000；総務省，2011b）と類似の表現をしていることから、勧告の影響が大きいといえる。勧告の対象は本来国家試験であり、荒井 他（2005）も公的な大規模試験への影響は指摘しているが、今回の調査結果から、国家試験や大規模な公的試験のみならず、他の公的試験にも影響が及んでいることが明らかになった。そうした場合、本来は試験問題公開が透明性確保のために適切な手段であるかどうか検討されることが必要である。よって「試験問題公開による透明性確保の必要度」は、試験問題公開に影響する要因として妥当と考えられる。

次に、「試験問題の再利用度」については、「テスト・スタンダード」（日本テスト学会，2007）に合致するものである。試験問題を再利用する目的の1つとしては、複数の試験のレベル（難易度）を揃えることが挙げられ、これは公平性の点では重要な問題である、しかし、必ずしもすべての試験において、重視されているわけではなく、「年にただ1度実施され、試験得点の利用もその年に限られる」試験（石塚，2003）や、「定員を墨守せざるを得ない日本の大学入試」（村上，2003）では、年をまたいで複数の試験のレベルを揃えることについてはあまり必要とされない可能性もある。複数の試験のレベルを揃えることを意識しない場合、試験問題を再利用する必要性は低くなると考えられる。よって「試験問題の再利用度」は試験システムの設計に密接に関係することから、試験問題公開に影響する要因として重要といえる。

試験問題を再利用する場合、「試験問題を活用した試験対策の許容度」の価値判断とも関係する。試験問題を再利用する場合、実施後であっても試験問題を公開するとは、すなわち、将来の試験問題を事前公開することになる。「テスト・スタンダード」（日本テスト学会，2007）では、試験の品質を著しく低下させ、試験の目的とは異なる準備行動を促進する懸念から適切ではないとしている。しかし、今回調査した答申においても、公開された試験問題を用いた学習を許容している事例もあるように、判断が分かれている。

また、「試験問題を活用した試験対策の許容度」は「試験問題の情報管理度」とも、関わってくる。試験問題は能力を評価測定するための技術情報であると考えれば、試験問題及び試験問題に関する情報はノウハウ（営業秘密）になり得る。しかし一方で、試験問題を習得すべき知識そのものであると考え、学習するための資料と考えるならば、秘密にはできないことになる。従って、「試験問題を活用した試験対策の許容度」、「試験問題の情報管理度」は、本来の目的である試験問題で何を問うのかという点に大きく影響されるものであり、試験問題公開に影響する要因と考えられる。

そして、「試験問題開発の労力増加の受容度」については、試験の実施運営という事業に影響する観点といえる。複数の試験のレベル（難易度）を揃えたり、試験のための準備行動などに影響されない試験問題を開発したりするためには、労力が増加すると考えられるが、これまでは試験を実施運営する側の当然の負担と受け止められることが多かった。しかし、2.2 節で述べたように、試験問題開発の労力の増加は看過できないとの見方もある。よって、「試験問題開発の労力増加の受容度」は事業に影響を及ぼす価値判断として、試験問題公開に影響する要因といえよう。

さらに、「試験問題公開による透明性確保の必要度」は、2.3 節で述べたように内閣府の閣議決定や総務省の勧告にも記載されている通り、受験者への配慮のためとされており、受験者や受験予定者の立場を特に考慮した価値判断といえる。一方で、「試験問題の再利用度」「試験問題を活用した試験対策の許容度」「試験問題開発の労力増加の受容度」「試験問題の情報管理度」は、受験者ではなく試験問題の開発者又は試験の実施者の立場だけに関わる価値判断のように思える。しかし実際には、「試験問題の再利用度」の目的が公平性確保のために試験のレベルを揃えることであつたり、「試験問題を活用した試験対策の許容度」や「試験問題の情報管理度」が何を測るのかという試験の本質に関わっているように、判断を誤れば受験者のみならず試験の利用者や管理者の立場における不利益にもつながる可能性がある価値判断といえる。さらに「試験問題開発の労力増加の受容度」についても、試験問題開発における労力やコストの増加は、受験料の増加や、国が実施運営している場合には税金の用途の増加にもつながる可能性がある。またその他サービスの低下などに影響がある可能性も否めず、試験問題の開発者や試験の実施者の立場のみならず、受験者や受験予定者の負担にも影響し得る価値判断である。また、「試験問題公開による透明性確保の必要度」、「試験問題を活用した試験対策の許容度」、「試験問題開発の労力増加の受容度」のように「テスト・スタンダード」と国の要請とは異なる考え方をしているものや、「試験問題の再利用度」のように国の要請では言及されていなかったが「テスト・スタンダード」では重要とされているもの、さらには、「試験問題の情報管理度」のように試験問題の本質は何であるかに踏み込んだ判断をしているものなど、試験制度において重要視するものの違いによって判断が異なっているものが含まれている。

従って、これまで述べてきた通り、上記 5 つの価値判断は、試験問題の開発者や試験の実施者、受験者や受験予定者、さらには試験の利用者や管理者などの立場（試験に関わる

立場)や試験制度において重要視するもの(試験に対する価値観)の違いを考慮しているといえることから、試験問題公開に影響する要因になると考えられる。

2.6 結言

本章では、試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因となり得るものを明確にすることを目的とした。

まず、教育評価や心理測定の研究者によってなされた試験問題公開に関する報告に基づいて、試験システム設計と試験問題公開に関する指摘を系統立てて整理し、試験システム設計上の試験問題公開に関する問題点を明確にした。また、内閣府の閣議決定や総務省の勧告など国が提示している指針や公的制度が掲げる方針に基づいて、試験問題公開に関する国の動向や社会の要請を明確にした。そして、わが国の公的制度の1つである情報公開制度を具体的事例として、開示決定等に対して不服申立てがなされた事案、「情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース」の答申11,183件のうち試験問題を対象とする全ての事例15件について、試験問題公開の決定に至る検討経緯や判断した理由を俯瞰して対比させることにより、2.2節の問題点や2.3節の社会の要請をふまえて、試験問題公開に関する価値判断の分析を行った。

その結果、

- (a) 過去の試験問題の公開を透明性確保の必要条件とするかどうか(試験問題公開による透明性確保の必要度)、
- (b) 試験の難易度調整や得点の比較のために、過去の試験問題を再利用するかどうか(試験問題の再利用度)、
- (c) 過去の試験問題を活用した試験対策を許容するかどうか(試験問題を活用した試験対策の許容度)、
- (d) 新しい試験問題を開発するための労力やコストが増加することを受容するかどうか(試験問題開発の労力増加の受容度)、
- (e) 過去の試験問題や実施した結果の情報を管理しているかどうか(試験問題の情報管理度)

の5つの試験問題公開に関する価値判断が明らかになった。

そして、これらの価値判断は、試験問題の開発者や試験の実施者、受験者や受験予定者、さらには試験の利用者や管理者などの立場(試験に関わる立場)や試験制度において重要視するもの(試験に対する価値観)の違いを考慮しているといえることから、試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因となり得ることが示唆された。

第3章 試験問題公開と試験システムの設計

3.1 緒言

本章では、試験問題公開の状況について網羅的な調査を行い、調査によって得られた実証データに基づいて定量的な分析を行い、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかにすること（試験問題公開に影響する要因の構造化）を目的とした。

試験問題公開を決定する際には、様々な要因について、価値観の違いによって、試験問題公開は適切であるか不適切であるかなどの価値判断がなされた結果、最終的に決定に至ると考えられる（図 3.1）。従って、試験問題公開の決定の際に、どのような要因について価値判断がなされたかなど、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性が明らかになれば、試験問題公開の決定が妥当かどうか検討することが可能になり、ひいては、例えば新しく試験を設計する場合にも、より適切な試験設計に貢献し得ると考えた。

しかし現状では、本論文の第2章において、ようやく試験問題公開に影響する要因が示された段階であり、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかになることはほとんどなかった。試験問題公開は、試験システムの設計に大きな影響を与えるとされながらも、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性を明らかにした報告がほとんどない理由の1つとしては、実際に調査を行う場合においても適切な回答を得ることの担保が難しいことも考えられる。

そこで、試験問題公開に影響する要因についての調査報告がほとんどなされていない現状に鑑み、本来は試験問題公開に影響する要因そのものについての調査結果を用いて、試験問題公開との関係性を明らかにするところであるが、その予備段階として、試験問題公開に影響する要因の代理指標として、年間実施回数や受験資格、受検手数料など、試験システムの設計仕様を用いることを考えた。

具体的には、まず試験システムの設計仕様において考え得る試験問題公開に影響する要因を検討することにより、その背後にある、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性を明らかにすること、つまり「試験問題公開に影響する要因の構造化」を検討した（図 3.2）。

例えば、国家試験には、「業務独占資格」のように試験に合格し資格を取得した者のみが特定の業務に従事できるようになる試験と、「必置資格」や「名称独占資格」のように職業

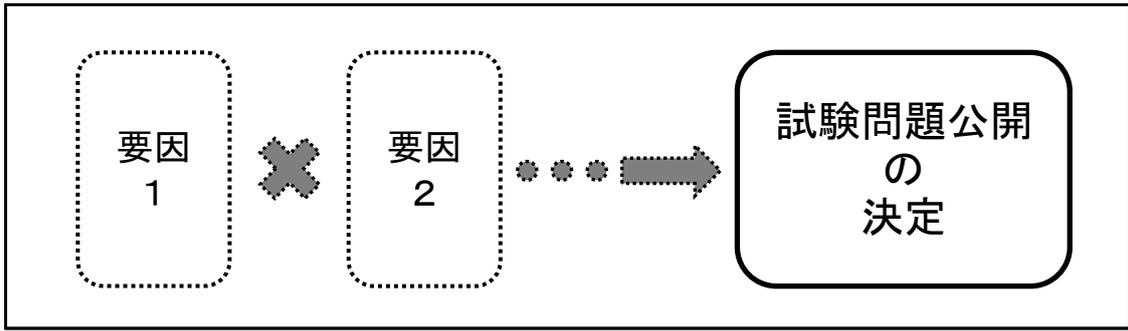


図 3.1 「試験問題公開の決定」の概念図

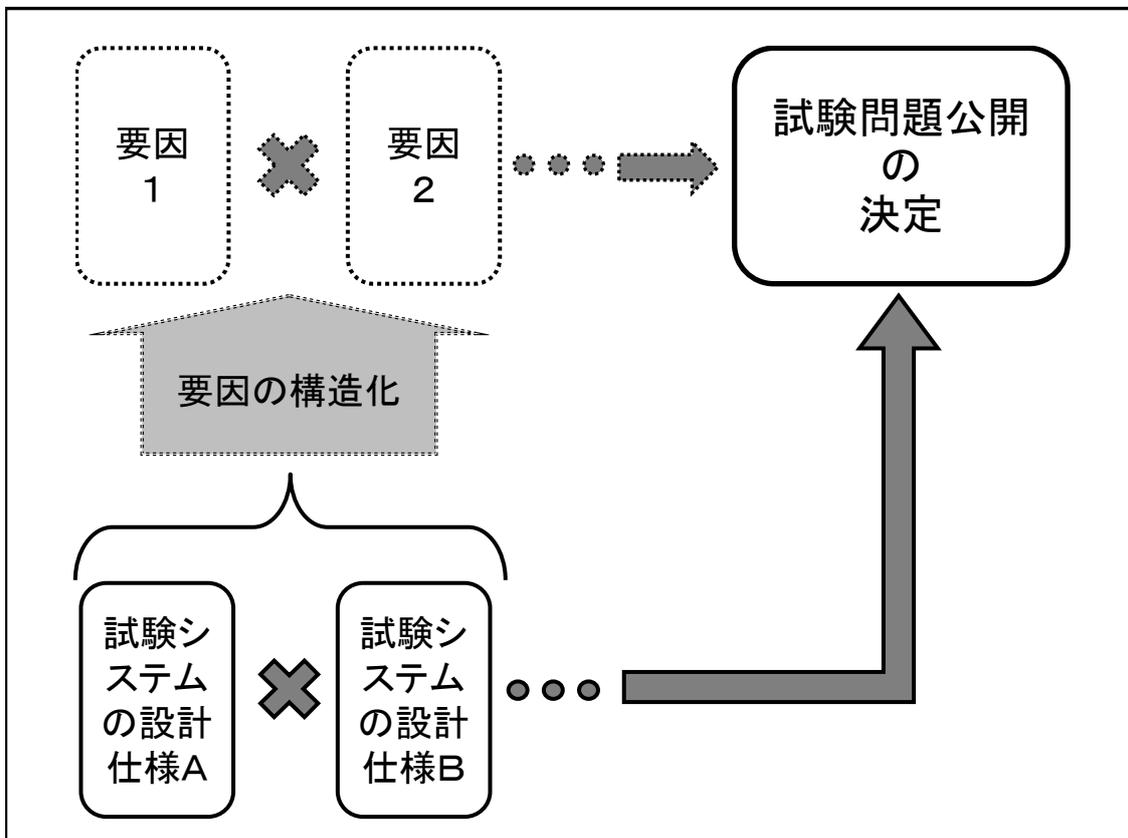


図 3.2 試験システムの設計仕様を代理指標とする「試験問題公開に影響する要因の構造化」の概念図

に就くこととは直結せず、業務の遂行上必要とされる資格を取得したり、能力の証明をしたりするための試験がある[25]. 「業務独占資格」のように試験に合格し資格を取得した者のみが特定の業務に従事できるようになる試験では、試験のより詳細まで透明性が求められる可能性があると考えられるため、「過去の試験問題の公開を透明性確保の必要条件とするかどうか(試験問題公開による透明性確保の必要度)」の要因との関係性が推測できる。従って、もしこれらの試験問題公開に影響する要因と試験問題公開との関係を定量的に分析することができれば、要因の優先順位付けができると考えられた。

具体的には、わが国で社会的影響力の大きい試験といえる国家試験について、第2章において示された試験問題公開に影響する要因を考慮し、まず試験問題公開の状況と試験システムの設計仕様について網羅的に調査し、そして調査によって得られた実証データについて定量的な分析を行うことにより、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかにすること(試験問題公開に影響する要因の構造化)を行った。

3.2.1 項では、具体的事例として対象とする、わが国で社会的影響力の大きい試験といえる国家試験及び試験問題公開に影響する要因の代理指標として試験システムの設計仕様について論じた。

3.2.2 項では、国家試験について、試験問題公開の状況を網羅的に調査した。

3.2.3 項では、国家試験について、年間実施回数や受験資格のように、試験システムの基本に関わると考えられる設計仕様を調査した。

3.2.4 項では、得られた実証データに基づいて、試験システムの設計仕様を用いたロジスティック回帰モデルを適用して分析することにより、試験問題公開と試験システムの設計仕様の関連を明らかにした。

さらに、3.3 節では、試験問題公開と試験システムの設計仕様の関連から、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性を明らかにすること、つまり「試験問題公開に影響する要因の構造化」を行った。

3.2 試験問題公開と試験システムの設計仕様

3.2.1 対象

国家試験の事例を対象とする。総務省（2011a）が行った調査では、「国が法令等に基づき設けている資格制度」は、2010年7月時点で313制度である[26]。313制度のうち、資格取得のために（講習や養成施設だけでなく）試験を実施しているものは158制度である。ここでは、「国が法令等に基づき設けている資格制度」のうち試験を実施しているものを国家試験としてとらえ、この158制度に対して調査を行うこととした。ただし次の(a)から(c)のいずれか1つ以上に該当する試験については、今回の調査においては対象外とした。

- (a) 総務省（2011a）の調査にある「資格制度概況調査結果」において、「試験内容」に、「身体検査」「適性試験」、「受験資格」に「年齢」を含んでいるもの
- (b) 総務省（2011a）の調査にある「資格制度概況調査結果」において、1年間の「受験者数」が5000人未満のもの
- (c) 総務省（2011a）の調査にある「資格制度概況調査結果」において、「試験内容」「受験資格」「受験者数」がいずれかが1つ以上「不詳」になっているもの

(a)については、「身体検査」「適性試験」「年齢」を含んでいる試験は、資格取得に際し、受験者の学習や技能によらない要因が必要になるため、試験問題について学習することの必要性が、他の試験とは異なると考えられた。そのため対象外とした。

(b)については、荒井・前川（2005）の報告によると、試験問題公開を特徴の1つとする「日本的試験文化」は、わが国の公的な大規模試験に存在しているものであるとしている。具体的には9つの試験について調査をしており、9つの試験のうち最も受験者数が少ないものは弁理士試験であった。そして、弁理士試験の受験者数が過去10年間（2002年度～2011年度）で、最も少なかった年は、2002年度の7176人であった（特許庁, 2002; 特許庁, 2011）。そこで今回の調査においては、1つの目安として5000人未満の試験については、「大規模試験」の対象外とした。

(c)については、総務省（2011a）の調査において「不詳」となっているものは、実態の把握が困難と考えられたため、対象外とした。

よって今回の調査対象となったものは71制度であった。詳細については表3.1に示した。

表 3.1 調査対象

| 「資格制度概況調査結果」における記載 | 制度数 | 該当する試験制度 |
|--|-----|--|
| <p>(i)～(iii)のいずれにも該当しないもの</p> <p style="text-align: center;">【調査対象】</p> | 71 | <p>貸金業務取扱主任者, 行政書士, 弁護士, 司法書士, 土地家屋調査士, 通関士, 精神保健福祉士, 医師, はり師, 保健師, 看護師, 理学療法士, 作業療法士, 管理栄養士, 建築物環境衛生管理技術者, マンション管理士, 気象予報士, 給水装置工事主任技術者, エネルギー管理士, 宅地建物取引主任者, 美容師, 管理業務主任者, 中小企業診断士, 通訳案内士, 保育士, 社会福祉士, 介護福祉士, エックス線作業主任者, 柔道整復師, 運行管理者(旅客自動車), 運行管理者(貨物自動車), 税理士, 歯科衛生士, きゅう師, 准看護師, 調理師, 製菓衛生師, 登録販売者, 毒物劇物取扱責任者, 介護支援専門員, 公認会計士, 無線従事者, 電気通信主任技術者, 工事担任者, 技術士, 社会保険労務士, 弁理士, 電気主任技術者, 電気工事士, 公害防止管理者, 旅行業務取扱管理者, 自動車整備士, 土木施工管理技士, 管工事施工管理技士, 建築施工管理技士, 電気工事施工管理技士, 建築士, 情報処理技術者, ボイラー技士, クレーン・デリック運転士, 衛生管理者, 危険物取扱者, 消防設備士, 高圧ガス製造保安責任者, 高圧ガス販売主任者, 測量士・測量士補, 補放射線取扱主任者, 計量士, ガス主任技術者, 造園施工管理技士, 技能士</p> |
| <p>(i) 「試験内容」に, 「身体検査」「適性試験」, 「受験資格」に「年齢」を含んでいるもの</p> <p>※ (ii), (iii)に該当しているものを含む</p> | 25 | <p>運転免許, 技能検定員, 教習指導員, 教育職員, 調教師(中央競馬), 調教師(地方競馬), 騎手(中央競馬), 騎手(地方競馬), 競輪選手, 競輪審判員, 小型自動車競走選手, 小型自動車競走審判員, 水先人, 船舶料理士, 救命艇手, 衛生管理者, 海技士(航海), 海技士(機関), 海技士(通信), 海技士(電子通信), 小型船舶操縦士, 航空従事者, 動力車操縦者, 狩猟免許, 臭気測定業務従事者</p> |
| <p>(ii) 「受験者数」が5000人未満のもの</p> <p>※ (iii)に該当しているものを含む</p> | 56 | <p>警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者, 駐車監視員資格者, 原子炉主任技術者, 学芸員, 臨床検査技師, 診療放射線技師, 歯科医師, 歯科技工士, 義肢装具士, 臨床工学技士, あん摩マッサージ指圧師, 助産師, 視能訓練士, 救急救命士, 言語聴覚士, 専門調理師, 理容師, ボイラー溶接士, ボイラー整備士, 移動式クレーン運転士, 揚貨装置運転士, 発破技士, 潜水士, 林業架線作業主任者, ガス溶接作業主任者, 高圧室内作業主任者, ガンマ線透過写真撮影作業主任者, 労働安全コンサルタント, 労働衛生コンサルタント, 作業環境測定士, 農業協同組合監査士, 水産業協同組合監査士, 森林組合監査士, 獣医師, 土地改良換地士, 普及指導員, 林業普及指導員, 水産業普及指導員, 砂利採取業務主任者, 採石業務管理者, 航空工場検査員, 液化石油ガス設備士, 火薬類取扱保安責任者, 火薬類製造保安責任者, 公害防止主任管理者, 核燃料取扱主任者, 溶接工, 海事代理士, 不動産鑑定士, 建設機械施工技士, 解体工事施工技士, 浄化槽設備士, 管理主任技術者(ダム), 建築設備士, 土地区画整理士, 浄化槽管理士</p> |
| <p>(iii) 「試験内容」「受験資格」「受検者数」が1つ以上「不詳」になっているもの</p> | 6 | <p>消費生活専門相談員, クリーニング師, 地域限定通訳案内士, 技術管理者, 薬剤師, 職業訓練指導員</p> |
| 合計 | 158 | |

3.2.2 試験問題公開の状況の調査及び結果

調査対象となった71制度について、それぞれの試験の実施団体及び所轄官庁等のウェブサイト参照し、実施した試験問題を掲載しているかどうかについて調査した。ここでは、試験の内容が短答式であるものについて調査した。（調査期間：2013.2.9 - 11）。

その結果、試験問題公開の状況を調査した試験は57制度94試験であった。このうち、実施した試験問題をウェブサイトに掲載していない試験は7制度19試験であり、一方、掲載している試験は66試験であった。調査した結果をまとめたものが、表3.2である。

調査した71制度のうち、同一制度に試験が1種類のみであるものは40制度あり、一方で、同一制度に試験が複数種類あるものは31制度あった。ただし、31制度のうち1制度については、同一制度に100種類を超える試験があり、さらにそれぞれの試験に複数種類の試験があり、試験全体の実施状況の把握が困難だったため、対象外とした。よって同一制度に試験が複数種類である30制度については、試験の種類毎に調査したため試験の数は151試験となり、最終的に調査した試験の数としては70制度191試験となった。

また、さらに調査を進めると、191試験のうち、同一制度に試験が1種類のみであるものと同一制度に試験が複数種類あるものを合わせて、2011年度の受験者数が5000人未満のものが89試験、試験が短答式以外のものが2試験、試験が都道府県単位で実施され、全体の実施状況の把握が困難だったものが6試験あったため、これら計97試験については、これ以上の調査を行わなかった。

従って、試験問題公開の状況を把握した試験の数としては、57制度94試験であった。その結果、公開の状況を把握した57制度94試験について、必ずしもすべての試験で、実施した試験問題そのものをウェブサイトに掲載していなかった。

さらに、試験問題公開の状況は、いくつかのパターンに分けられた。試験問題公開のパターンをまとめたものが表3.3である。なお、同一制度内に複数の試験があつて各々の試験問題公開のパターンが異なっているものが1制度あり、公開のパターン別の制度数の合計は、全体の制度数とは異なるため、表3.3には記載していない。

まず、実施団体のウェブサイトで、実施した試験問題そのものをすべて掲載しているものは、期間を限定しているものも含めて45制度66試験であった。これらは実施した試験問題を公開しているといえる。それに対し、実施した試験問題そのものは掲載せずに、1回分のみを公表問題として掲載していたものは4制度6試験、以前に実施した問題を公表問題として掲載していたものは、3制度13試験であった。これら19試験は実施した試験問題について非公開にしているといえる。

一方で、実施団体のウェブサイトで試験問題の掲載が確認できなかったものは6制度9試験であった。しかしこのうち3制度6試験については、実施団体又は関連団体が過去問題集を販売していた。また、他の3制度3試験については、実施団体ではなく第三者のウェブサイトで容易に問題を確認することができた。従って、これら9試験については、実

表 3.2 国家試験における試験問題公開の状況の調査結果

| 試験の種類 | 制度数 | 調査 | 試験数 | | 実施団体のウェブサイトでの掲載 | |
|--------------|-----|---------------------------|-----|----|--|---------------------|
| 同一制度に1種類 | 40 | 該当試験を調査 | 40 | 31 | 27 | 実施した試験問題そのものを掲載 |
| | | | | | 1 | 1回分のみを公表問題として掲載 |
| | | | | | 0 | 過去に実施した問題を公表問題として掲載 |
| | | | | | 3 | 確認できず |
| | | | | 9 | 【これ以上の調査をせず】 平成23年度の受験者数が5000人未満 2 試験内容が短答式以外のもの 1 試験全体の実施状況の把握が困難なもの 6 | |
| 同一制度に複数種類 | 30 | 試験の種類ごとに調査 | 151 | 63 | 39 | 実施した試験問題そのものを全て掲載 |
| | | | | | 5 | 1回分のみを公表問題として掲載 |
| | | | | | 13 | 過去に実施した問題を公表問題として掲載 |
| | | | | | 6 | 確認できず |
| | | | | 88 | 【これ以上の調査をせず】 種類別の平成23年度の受験者数が5000人未満 87 種類別の試験内容が短答式以外のもの 1 | |
| 計 | 70 | | | | 191 | |
| 同一制度に100種類以上 | 1 | 【調査せず】 試験全体の実態把握が困難なもの | | | | |
| 合計 | 71 | | | | | |

表 3.3 国家試験の試験問題公開の状況（公開のパターン別）

| 試験問題公開の状況 | | 試験数 | |
|---------------------|-------------------------------------|-----|----|
| 実施団体のウェブサイトでの掲載 | 実施した試験問題 | | |
| 実施した試験問題そのものを掲載 | 公開 | 66 | |
| 1回分のみを公表問題として掲載 | 非公開 | 6 | 19 |
| 過去に実施した問題を公表問題として掲載 | | 13 | |
| 確認できず | 非公開とはいえない (実施団体または関連団体が過去問題集を発売) | 6 | 9 |
| | 非公開とはいえない (第三者ウェブサイトで容易に確認可能) | 3 | |
| 合計 | | 94 | |

施団体のウェブサイトには掲載していないものの、実施した試験問題について非公開にしているとはいえない。

よって、調査した 57 制度 94 試験のうち、7 制度 19 試験が試験問題を非公開にしているといえる。

以上のように、国家試験においても、総務省による勧告にもかかわらず、必ずしもすべての試験が実施した試験問題を公開しているわけではなく、最終的に 57 制度 94 試験中 7 制度 19 試験については、実施した試験問題そのものをウェブサイトに掲載しておらず、試験問題を非公開にしていることが明らかになった。

なお、個別の試験における、試験問題の公開状況の詳細については、3.2.3 項の結果とあわせて表 3.12-1～7 にまとめた。

3.2.3 試験システムの設計仕様の調査及び結果

(1) 調査対象

3.2.2 項の調査結果から，試験問題公開の状況を把握した 57 制度 94 試験について調査した。

(2) 調査方法

調査は，各々の試験の実施団体及び所轄官庁等のウェブサイトで掲載，公表されている情報・資料等から情報を得て行った。ただし，(3)①については，総務省（2011a）の調査にある「資格制度概況調査結果」を参照した。（調査期間：2013.2.9 - 11）。

(3) 調査項目

試験システムの基本に関わると考えられる設計仕様について調査した。

これらの設計仕様を決める際には，試験問題公開に関する価値判断が影響すると考えられる。従って国家試験における試験問題公開に影響する要因となることが期待される。

① 試験の性格

試験の性格は，国家試験としての分類（業務独占資格，必置資格，名称独占等資格[25]）を示すものである。「業務独占資格」，「必置資格」，「名称独占等資格」のいずれに該当するかを確認した。

「業務独占資格」のように試験に合格し資格を取得した者のみが特定の業務に従事できるようになる試験では，試験のより詳細まで透明性が求められると考え得るとして，試験問題公開に関する価値判断をすることが想定される。

② 実施形態

実施形態は，試験を実施する主体の違い（国が直轄か委託か[27]）を示すものである。試験を国が直轄して実施しているか，試験実施機関へ委託等をして実施しているかのいずれに該当するかを確認した。

国が直轄して実施している試験では，試験問題は，国が国民に説明する責務を全うするための資料や政策評価の対象になると考え得るとして，試験問題公開に関する価値判断をすることが想定される。

③ 年間実施回数

年間実施回数は，1年間に試験を実施する回数を示すものである。1年間に試験を実施する回数を調査した。ただし実施地区は考慮していない。

1年間に1回限り実施している試験では，試験問題はその1回限りの試験のための情報であると考え得る。一方，1年間に複数回実施している試験では，1回の試験の試験問題であっても他の試験と関係し得る情報として，試験問題公開に関して異なった価値判断をすることが想定される。

④ 受験資格

受験資格は、受験申込の際に必要なとする学歴や実務経験等の要件の有無を示すものである。受験申込の際に必要なとする学歴や実務経験等の要件があるかないかを調査した。

要件がある試験，すなわち試験の受験者が限定される試験では，受験者層の変動は小さいと考えられるため，新規の試験問題についても過去の傾向に基づいて開発をすればよく，試験問題は，必ずしも繰り返し使用される必要はないと考え得るとして，試験問題公開に関する価値判断をすることが想定される。

⑤ 合格最低基準点公表の時期

合格最低基準点公表の時期は，各試験の実施回毎の合格最低基準点の公表時期を示すものである。ここで，合格最低基準点は合格するための最低ラインである得点や得点率など具体的な数値を意味する。試験毎の合格最低基準点を試験実施前に公表しているか，試験実施後公表しているかを調査した。

試験によっては，試験実施前におおよその合格最低基準点の目安があったとしても，試験の実施結果を受けて実施後に具体的な数値を決定する場合がある。「試験実施後に公表しているもの」のように試験毎の合格最低基準点の数値を実施後に実施結果を参照して調整でき得る試験では，試験のレベルを合わせる場合，同じ試験問題を使用して試験のレベルを比較しなくても実施結果を受けて合格最低基準点を調整すればよく，試験問題は，必ずしも試験のレベルを合わせるために必要な情報ではないと考え得るとして，試験問題公開に関する価値判断をすることが想定される。

⑥ 受験手数料

受験手数料は，試験を受験するための費用を示すものである。試験を受験するための費用の総計を調査した。ただし願書請求料や郵送費等は含めていない。

試験を受験するための費用が比較的高額である試験では，試験問題は，試験問題開発の費用を負担したものに提供すべきと考え得る。また，試験問題を開発するための費用も高額になると考えられる。一方，試験を受験するための費用が比較的低額である試験は，試験問題を開発するための費用を低く抑える必要があるため，試験問題を 1 回の試験のみならず，繰り返し有効活用する必要があると考え得るとして，試験問題公開に関する価値判断をすることが想定される。

(4) 調査結果

94試験について，試験システムの設計仕様を調査した結果は次のとおりであった。

① 試験の性格

試験の性格は，国家試験としての分類（業務独占資格，必置資格，名称独占等資格[25]）を示すものである。業務独占資格が 32 試験（34.0%），必置資格が 37 試験（39.4%），名称独占等資格が 25 試験（26.6%）であった。

② 実施形態（試験実施団体）

実施形態は、試験を実施する主体の違い（国が直轄か委託か[27]）を示すものである。

国が直轄して実施しているものが 13 試験（13.8%）、試験実施機関へ委託等をして実施しているものが 81 試験（86.2%）であった。

③ 年間実施回数

年間実施回数は、1 年間に試験を実施する回数を示すものである。年間実施回数別の度数分布表は表 3.4 のとおりであった。年間実施回数が 1 回であるものが最も多く 56 試験（59.6%）であった。そして 2～3 回のは 19 試験（20.2%）、6 回以上実施のものは 19 試験（20.2%）であった。6 回以上実施している試験については、年度によって実施回数変動しているものが多く、2 カ月に 1 回程度実施しているものから、ほとんどの土日に実施しているもの、CBT（Computer Based Testing）を利用して随時実施しているものがあつた。また、必ずしも全国一斉の実施ではなく、実施地区によって日程が異なっているものもあつた。

表 3.4 年間実施回数の度数分布表

| 年間実施回数 | 公開 | | 非公開 | | 非公開とはいえない | | 全体 | |
|--------|----|------|-----|------|-----------|------|----|------|
| | 度数 | 相対度数 | 度数 | 相対度数 | 度数 | 相対度数 | 度数 | 相対度数 |
| 1 | 49 | 0.74 | 0 | 0.00 | 7 | 0.78 | 56 | 0.60 |
| 2 | 15 | 0.23 | 0 | 0.00 | 2 | 0.22 | 17 | 0.18 |
| 3 | 2 | 0.03 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 2 | 0.02 |
| 4 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 5 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 6回以上 | 0 | 0.00 | 19 | 1.00 | 0 | 0.00 | 19 | 0.20 |
| 計 | 66 | - | 19 | - | 9 | - | 94 | - |

なお今回の調査では、「実施形式」（試験に回答する方式（PBT（Paper Based Testing）又は CBT）を示す）が CBT 形式の試験が 1 試験あつた。この場合は、受験者は任意の日時に受験できるため年間実施回数が「6 回以上」として分類した。

④ 受験資格

受験資格は、受験申込の際に必要なとする学歴や実務経験等の要件の有無を示すものである。受験資格があるものは 38 試験（40.4%）、ないものは 56 試験（59.6%）であった。受験資格の要件としては、学歴や実務経験の他、下位資格の合格、他の国家試験の合格、養成施設等の修了、さらには、学歴に加えて実務経験を要する場合のように複数の要件を必要とするものなどがあつた。

⑤ 合格最低基準点公表の時期

合格最低基準点公表の時期は、各試験の実施回毎の合格最低基準点の公表時期を示すものである。ここで、合格最低基準点は合格するための最低ラインである得点

や得点率など具体的な数値を意味する。試験によっては、試験実施前におおよその合格最低基準点の目安があったとしても、試験の実施結果を受けて実施後に具体的な数値を決定する場合がある。合格最低基準点を、実施後に公表しているものが 67 試験 (71.3%)、実施前に公表しているものが 27 試験 (28.7%) であった。実施後に公表しているものとしては、試験毎に合格最低基準点を設定し、試験実施後に公表しているものの他に、実施前に合格最低基準点を定めていても、採点結果や試験委員会等の意見を元に調整する可能性があるものがあった。その多くは、合格発表時に、試験実施毎の確定した合格最低基準点を公表していた。また、合格最低基準点についての情報が明記されておらず詳細が不明なものについては、「実施前に公表されていない」と解釈できることから、実施後に公表、とした。一方、実施前に合格最低基準点を公表していて、試験毎に新たに公表していないものについては、試験実施前に公表、とした。

⑥ 受験手数料

受験手数料は、試験を受験するための費用を示すものである。最高額は弁護士（司法試験）の 27200 円[28]、最低額は危険物取扱者（丙種）の 2700 円、調査した 94 試験全体の平均額は 8240 円であった。郵送申込とインターネット申込で金額が異なる場合には、インターネット申込の金額とした。

なお、試験の仕様の詳細については、3.2.2項の試験問題公開の状況と合わせて、表3.12-1～7にまとめた。

3.2.4 試験問題公開と試験システムの設計仕様の関係性の分析及び結果

(1) 分析対象

3.2.2 項の結果に基づき、実施した試験問題公開の状況が明らかである試験を対象とした。ここでは、94 試験のうち、実施した試験問題を公開している 66 試験と非公開にしている 19 試験の計 85 試験を分析対象とし、試験問題公開の状況との関係を試験の設計仕様毎に分析した。

(2) 試験問題公開の状況

実施した試験問題公開の状況が明らかである 85 試験について、実施した試験問題を公開している試験は 66 試験、非公開にしている試験は 19 試験であった。ここでは、「実施団体のウェブサイトで、実施した試験問題そのものを全て掲載」している試験 (66 試験) を「公開しているもの」として 1、「実施した試験問題そのものは掲載せずに、1 回分のみを公表問題として掲載」及び「以前に実施した問題を公表問題として掲載」している試験 (19 試験) を「非公開にしているもの」として 0 とした。

(3) 試験システムの設計仕様

本論文では、試験問題公開に影響する要因の候補として、3.2.3 項で提示した次の 6 つの試験システムの設計仕様について検討した。

① 試験の性格

試験の性格は、国家試験としての分類（業務独占資格、必置資格、名称独占等資格[25]）を示すものである。

ここで、「業務独占資格」のように試験に合格し資格を取得した者のみが特定の業務に従事できるようになる試験では、試験のより詳細まで透明性が求められると考え得るとして、試験問題公開に関する価値判断をすることが想定された。

よって 2 値化する際には、「業務独占資格に該当するもの」（28 試験）を 1、「業務独占資格に該当しないもの」（57 試験）を 0 とした。

② 実施形態

実施形態は、試験を実施する主体の違い（国が直轄か委託か[27]）を示すものである。

ここで、国が直轄して実施している試験では、試験問題は、国が国民に説明する責務を全うするための資料や政策評価の対象になると考え得るとして、試験問題公開に関する価値判断をすることが想定された。

よって 2 値化する際には、「国が直轄して実施しているもの」（12 試験）を 1、「委託等して実施しているもの」（73 試験）を 0 とした。

③ 年間実施回数

年間実施回数は、1 年間に試験を実施する回数を示すものである。今回分析対象とする 85 試験について集計したところ、年間実施回数別の試験数は表 3.5 のとおりであった。

ここで、1 年間に 1 回限り実施している試験では、試験問題はその 1 回限りの試験のための情報であると考え得る。一方、1 年間に複数回実施している試験では、1 回の試験の試験問題であっても他の試験と関係し得るとして、試験問題公開に関する価値判断をすることが想定された。

よって 2 値化する際には、「1 回実施しているもの」（49 試験）を 1、「複数回実施しているもの」（36 試験）を 0 とした。

④ 受験資格

受験資格は、受験申込の際に必要なとする学歴や実務経験等の要件の有無を示すものである。

ここで、要件がある試験、すなわち試験の受験者が限定される試験では、受験者層の変動は小さいと考えられるため、新規の試験問題についても過去の傾向に基づいて開発をすればよく、試験問題は、必ずしも繰り返し使用される必要はないと考え得るとして、試験問題公開に関する価値判断をすることが想定された。

表 3.5 年間実施回数別の試験数

| | 年間実施回数 | | | | | | |
|-----|--------|----|----|----|----|------|----|
| | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | 6回以上 | 計 |
| 公開 | 49 | 15 | 2 | 0 | 0 | 0 | 66 |
| 非公開 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 19 |
| 計 | 49 | 15 | 2 | 0 | 0 | 19 | 85 |

よって2 値化するに際しては、「要件があるもの」(35 試験)を1,「要件がないもの」(50 試験)を0とした。

⑤ 合格最低基準点公表の時期

合格最低基準点公表の時期は、各試験の実施回毎の合格最低基準点の公表時期を示すものである。

ここで、合格最低基準点は合格するための最低ラインである得点や得点率など具体的な数値を意味する。試験によっては、試験実施前におおよその合格最低基準点の目安があったとしても、試験の実施結果を受けて実施後に具体的な数値を決定する場合がある。「試験実施後に公表しているもの」のように試験毎の合格最低基準点の数値を実施後に実施結果を参照して調整でき得る試験では、試験のレベルを合わせる場合、同じ試験問題を使用して試験のレベルを比較しなくても実施結果を受けて合格最低基準点を調整すればよく、試験問題は、必ずしも試験のレベルを合わせるために必要な情報ではないと考え得るとして、試験問題公開に関する価値判断をすることが想定された。

よって2 値化するに際しては、合格最低基準点を「試験実施後に公表しているもの」(58 試験)を1,「試験実施前に公表しているもの(27 試験)」を0とした。

⑥ 受験手数料

試験を受験するための費用を示すものである。今回分析対象とする85 試験について集計したところ、基本統計量は表 3.6, 分布は図 3.3 のとおりであった(データ区間は500 円)。

ここで、試験を受験するための費用が比較的低額である試験は、試験問題を開発するための費用を低く抑える必要があるため、試験問題を1 回の試験のみならず、

繰り返し有効活用する必要があると考え得るとして、試験問題公開に関する価値判断をすることが想定された。そこで受験手数料について、比較的高額か、比較的低額かの2群に分ける閾値を検討した。中央値は最頻値と一致している（ともに6800円である）ため適切ではないと考えた。一方、平均値は8293円であり、受験手数料が8293円以上の試験は35試験、8293円未満の試験は50試験であった。また、図3.3の分布においても、8293円の値は比較的谷間といえた。従って、今回の分析における閾値を平均額とすることは妥当であると考えた。

よって2値化するに際しては、「対象とする試験の平均額以上のもの」（35試験）を1、「対象とする試験の平均額未満のもの」（50試験）を0とした。

以上、試験システムの設計仕様を説明変数とする場合の対応について表3.7にまとめた。

表 3.6 受験手数料の基本統計量

| | 公開 | 非公開 | 全体 |
|------|-------|------|-------|
| 試験数 | 66 | 19 | 85 |
| 平均値 | 9304 | 4779 | 8293 |
| 標準偏差 | 4729 | 1569 | 4629 |
| 最小値 | 27200 | 6800 | 2700 |
| 最大値 | 3000 | 2700 | 27200 |
| 中央値 | 8600 | 5000 | 6800 |
| 最頻値 | 5100 | 3400 | 6800 |

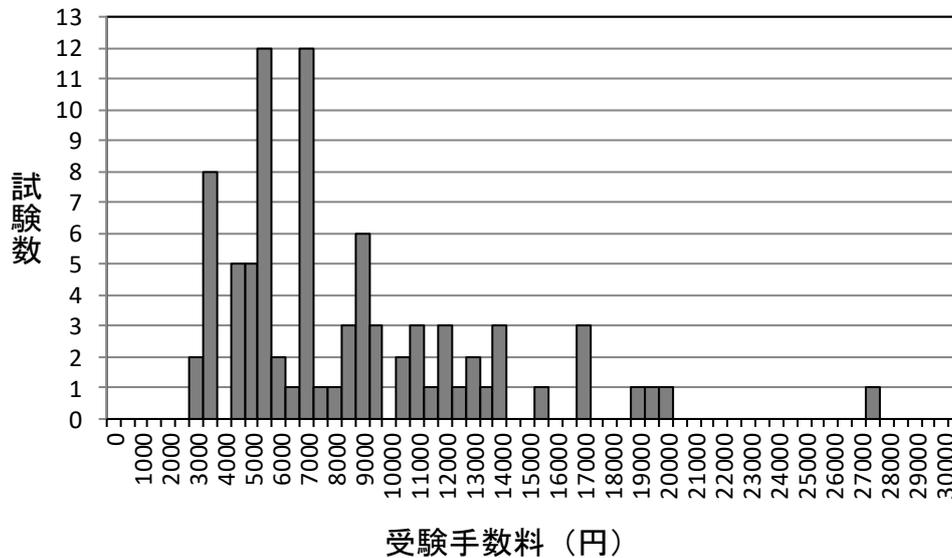


図 3.3 受験手数料の分布

表 3.7 試験システムの設計仕様を説明変数とする場合の対応

| | |
|----------------|--|
| ①試験の性格： | 「業務独占資格に該当するもの」(28 試験) を 1 「業務独占資格に該当しないもの」(57 試験) を 0 |
| ②実施形態： | 「直轄して実施しているもの」(12 試験) を 1 「試験実施機関へ委託等しているもの」(73 試験) を 0 |
| ③年間実施回数： | 「1 回実施しているもの」(49 試験) を 1 「複数回実施しているもの」(36 試験) を 0 |
| ④受験資格： | 「要件があるもの」(35 試験) を 1 「要件がないもの」(50 試験) を 0 |
| ⑤合格最低基準点公表の時期： | 「試験実施後に公表しているもの」(58 試験) を 1 「試験実施前に公表しているもの」(27 試験) を 0 |
| ⑥受験手数料： | 「調査対象全体の平均額以上のもの」(35 試験) を 1 「調査対象全体の平均額未満のもの」(50 試験) を 0 |

(4) 分析方法

(a) クロス集計による分析

まず試験問題公開との関連性を定性的に明らかにするために、クロス集計を行い、 χ^2 乗検定を行った。

(b) ロジスティック回帰モデルによる分析

次に試験問題公開との関連性を定量的に明らかにするために、ロジスティック回帰モデルを適用した。

ロジスティック回帰モデルは、目的変数が 2 値変数である場合に、ある事象が発生する確率（割合）を予測するものである（柳井・緒方，2006；長沢・中山，2009；井上，2010；丹後・山岡・高木，2013）。従来より疫学研究において用いられている手法であり、近年では、製品の普及率や災害の発生率等の予測のみならず、中小企業における倒産リスクの評価にも適用している報告（安西，2014）がある。これは、目的変数に対してどの説明変数が大きな影響を与えているか推定することができるためである（柳井・緒方，2006）。ロジスティック回帰モデルは次の式であらわされる。

$$p = \frac{e^{(a_1x_1+a_2x_2+a_3x_3+\dots+a_ix_i+b)}}{1 + e^{(a_1x_1+a_2x_2+a_3x_3+\dots+a_ix_i+b)}} \quad \dots(1)$$

このとき、 p は目的変数、 x_i は説明変数、 a_i は係数、 b は定数項である。

ここで、試験問題公開は、結論としては公開するか公開しないか（非公開にするか）の二者択一の事象である。しかし、結論に至るまでの過程においては、3.1 節及び図 3.1 に示したように、複数の要因が影響して、様々な価値判断がなされた結果、最終的に決定に至ると考えられる。そこで、(1)式においては、 p は「試験問題を公開する可能性」、 x_i は「試験問題公開に影響する要因」、 a_i は「試験問題公開に影響する要因の重みづけ」とそれぞれ定義でき、試験問題を公開する可能性は、試験問題公開に影響する要因とその重みづけの積の総和によって決まり得ると説明できる（図 3.4）。

また、モデルの適合度を評価する指標としては、寄与率、誤判別率、 P 値、そして A I C（丹後・山岡・高木，2013）を求めた。

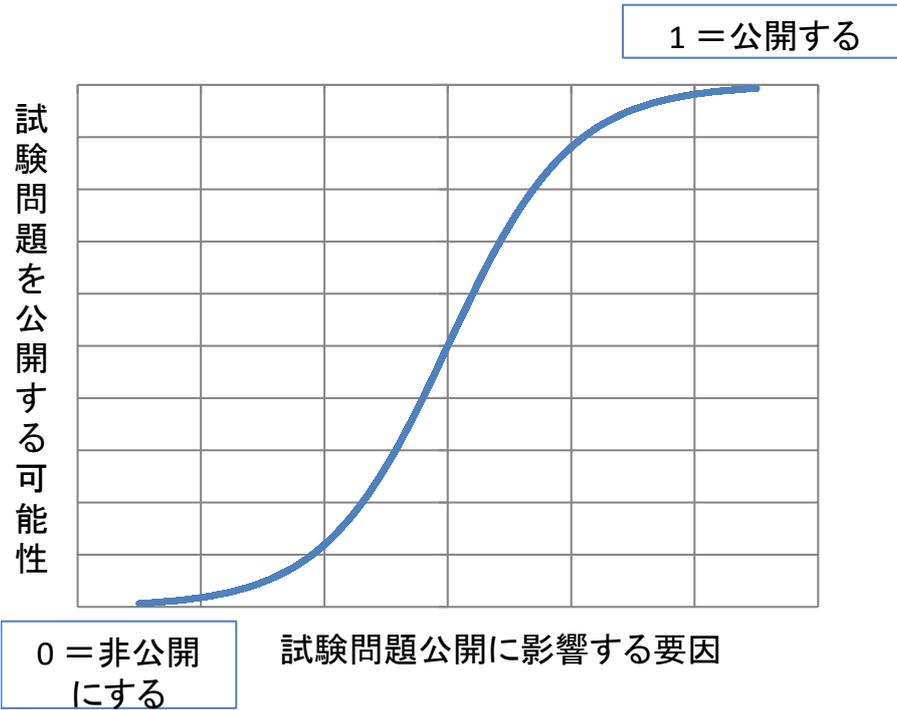


図 3.4 ロジスティック回帰モデルによる
試験問題公開に影響する要因と試験問題を公開する可能性

(5) 分析結果

(i) 結果 1：試験問題公開と、単独の試験システムの設計仕様との関係性

試験問題公開について、まず 3.2.3 項に挙げた試験システムの設計仕様の単独の項目との関係性の分析を行った。

(a) クロス集計による分析

① 試験の性格

図 3.5(a)は、試験の性格について、業務独占資格と、必置資格及び名称独占等資格別の割合をあらわしたものである。

試験の性格については、試験問題を公開している試験と試験問題を非公開にしている試験とでは、顕著な違いはみられなかった。また、 χ^2 検定を行った結果、 $\chi^2(1)=0.17, n.s.$ となり P 値は有意にはならなかった。

② 実施形態

図 3.5(b)は、実施形態について、国が直轄して実施している試験と、試験実施機関へ委託等をして実施している試験別の割合をあらわしたものである。

実施形態については、試験問題を公開している試験と試験問題を非公開にしている試験とでは、顕著な違いはみられなかった。また、 χ^2 検定を行った結果、 $\chi^2(1)=4.02, n.s.$ となり P 値は有意にはならなかった。

③年間実施回数

図 3.5(c)は、年間実施回数について、1 回のみ実施している試験と 2 回以上の複数回実施している試験別の割合としてあらわしたものである。試験問題を公開している試験では、66 試験中 49 試験 (74.2%) が年 1 回の実施であるのに対し、試験問題を非公開にしている試験は、すべてが複数回実施していることがわかる。また、 χ^2 検定を行った結果、 $\chi^2(1)=33.31, P<.001.$ となり P 値は有意となった。

このことから、試験問題を公開するか非公開にするかと、年間実施回数は関連があると考えられる。

なお年間実施回数の度数分布表は表 3.5 のとおりであった。

④ 受験資格

図 3.5(d)は、受験資格がある試験と、受験資格がない試験別の割合をあらわしたものである。受験資格については、試験問題を公開している試験と試験問題を非公開にしている試験とでは、顕著な違いはみられなかった。また、 χ^2 検定を行った結果、 $\chi^2(1)=0.93, n.s.$ となり P 値は有意にはならなかった。

⑤ 合格最低基準点公表の時期

図 3.5(e)は、合格最低基準点公表の時期について、実施後に公表している試験と、実施前に公表している試験別の割合をあらわしたものである。試験問題を公開している試験では、66 試験中 58 試験 (87.9%) が実施後に公表しているのに対し、試験問題を非公開にしている試験は、すべてが実施前に公表していることがわかる。また、 χ^2 検定を行った結果、 $\chi^2(1)=52.6,$

$P < .001$ となり P 値は有意となった。

このことから、試験問題を公開するか非公開にするかと、合格最低基準点の時期は関連があると考えられる。

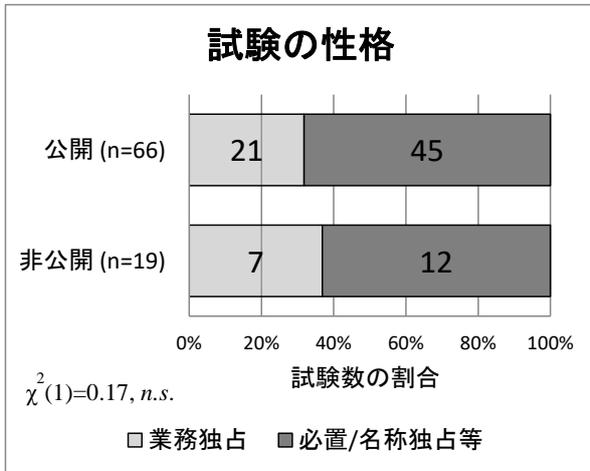
⑥ 受験手数料

図 3.5(f)は、受験手数料について、全体の平均額以上の試験と、全体の平均額未満の試験の割合をあらわしたものである。試験問題を公開している試験では、66 試験中 35 試験 (53.0%) が全体の平均額以上であるのに対し、試験問題を非公開にしている試験では、すべてが全体の平均額未満であった。また、 χ^2 検定を行った結果、 $\chi^2(1)=17.13, P < .001$ となり P 値は有意となった。なお、調査した 85 試験全体の平均額は 8293 円であった。

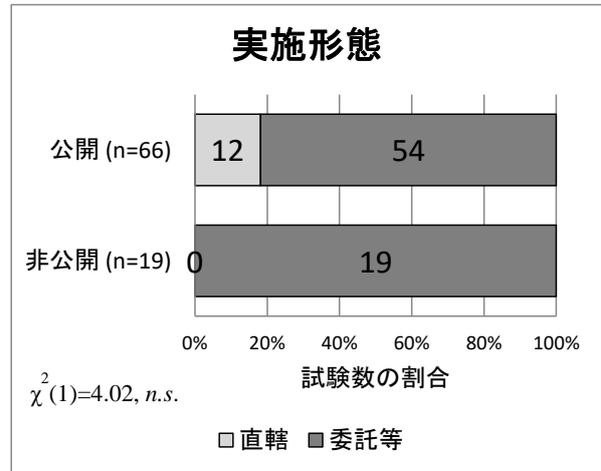
つまり、受験手数料について、試験問題を公開している試験では比較的高額であるのに対し、非公開にしている試験では比較的低額なものであることがわかる。

以上から、試験問題を公開するか非公開にするかと、年間実施回数、合格最低基準点公表の時期、受験手数料の額は関連があることが示唆された。

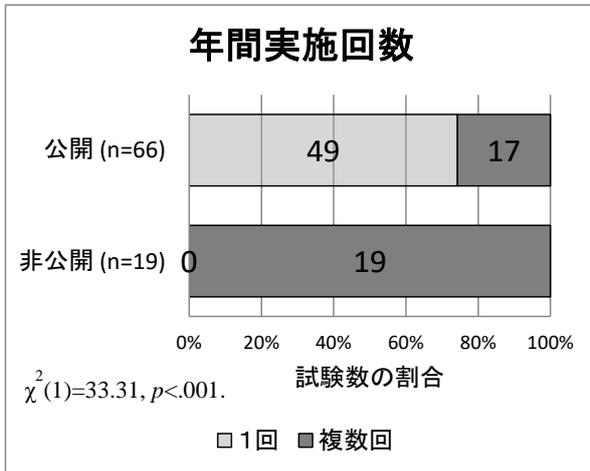
ここで、試験問題公開の状況と試験システムの設計仕様の特徴をまとめたものが表 3.8 である。試験問題を公開している試験については、年間実施回数は少なく、多数が年 1 回の実施であった。そして合格最低基準点については試験毎に、実施後に公表していることが多い。一方、試験問題を非公開にしている試験については、年間実施回数は多く、すべてが年 6 回以上の実施であった。そして合格最低基準点については実施前に公表していて実施後に変更しない試験が多い傾向があった。



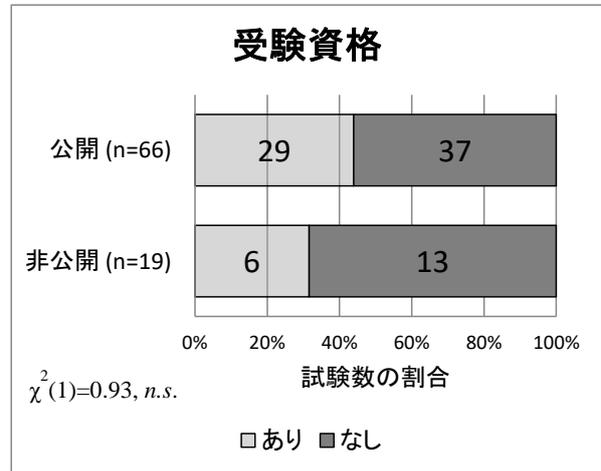
(a)



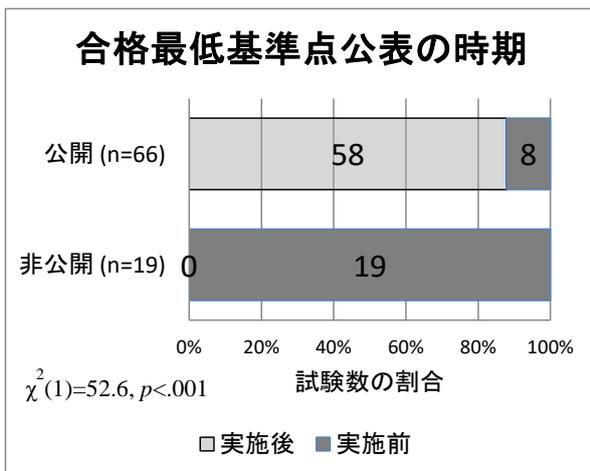
(b)



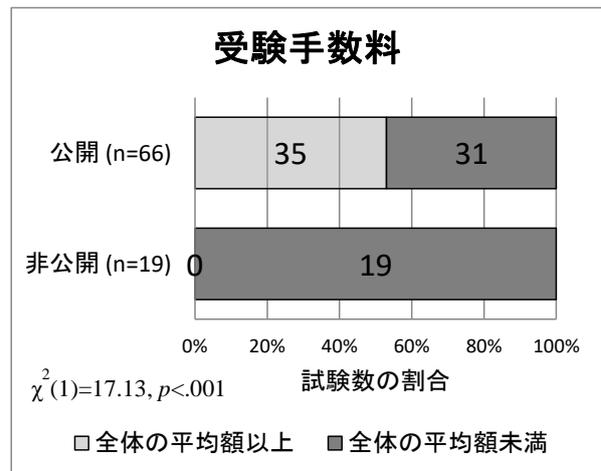
(c)



(d)



(e)



(f)

図 3.5 試験問題公開の状況と試験システムの設計仕様の関連

表 3.8 試験問題公開の状況と試験システムの設計仕様の特徴

| 試験問題公開の状況 | 試験システムの設計仕様 | | | |
|-----------|-------------|----------------------|-------------|----------------|
| | 年間実施回数 | 合格最低基準点公表の時期 | 受験手数料 | 性格・実施形態・受験資格 |
| 公開 | 1回の実施が多い | 実施後の公表が多い | 全体の平均額以上が多い | 明確な特徴があるとはいえない |
| 非公開 | 複数回実施している | 実施前に公表し、実施後には公表していない | 全体の平均額未満 | |

さらに、受験手数料については、試験問題を公開している試験は比較的高額なのに対し、試験問題を非公開にしている試験については比較的低額であることも示唆された。

一方、試験の性格や実施形態、受験資格については、試験問題を公開している試験と非公開にしている試験との間に明確な差異があるとはいえず、試験問題を公開するか非公開にするかと、関連があるということとはできなかった。

(b) ロジスティック回帰モデルによる分析

表 3.9 は、単独の試験システムの設計仕様を説明変数としてロジスティック回帰モデルを適用して分析を行った結果である。モデルの適合度としては、合格最低基準点公表の時期を説明変数としたモデルが、寄与率は最大 (64%)、誤判別率は最少 (9%)、A I C も最小 (34.8) であり、最もあてはまりがよかった。続いて、寄与率、誤判別率、A I C いずれの指標を基準としても、年間実施回数、受験手数料、実施形態、受験資格、試験の性格のそれぞれを単独の説明変数としたモデルの順番のあてはまりになった。また χ^2 検定を行った結果、 P 値が有意になったのは、年間実施回数、合格最低基準点公表の時期、受験手数料の額であった。

以上から、試験問題を公開するか非公開にするかと、年間実施回数、合格最低基準点公表の時期、受験手数料の額は関連があることが示唆された。これは(5) (i)結果 1 (a)の分析結果とも傾向が一致していた。

表 3.9 単独の設計仕様を説明変数とした分析結果

| 項目 | 試験の性格 | 実施形態 | 年間実施回数 | 受験資格 | 合格最低基準点公表の時期 | 受験手数料 |
|-------|-------|-------|--------|-------|--------------|-------|
| a_i | -0.2 | 15.0 | 21.5 | 0.5 | 15.4 | 16.9 |
| b | 1.3 | 1.0 | -0.1 | 1.0 | -0.9 | 0.5 |
| 寄与率 | 0% | 7% | 45% | 1% | 64% | 26% |
| 誤判別率 | 22% | 22% | 20% | 22% | 9% | 22% |
| P 値 | 0.683 | 0.010 | 0.000 | 0.329 | 0.000 | 0.000 |
| AIC | 92.2 | 85.7 | 51.8 | 91.4 | 34.8 | 68.4 |

(ii) 結果 2：試験問題公開と、複数の試験システムの設計仕様との関係性

試験問題公開について、次に 3.2.3 項に挙げた試験システムの設計仕様の複数の項目との関係性の分析を行った。試験問題公開との関連性を定量的に明らかにするために、ロジスティック回帰モデルを適用し、表 3.9 の結果に基づいて、変数減少法により変数選択（長沢・中山，2009）をし分析を行った。ここでは、6 つ全ての設計仕様を説明変数としたモデル（モデル番号 A）を基準として、順番に変数を除外したモデルについて、尤度比検定を行って比較をした。変数選択に際しては、(5) (i) 結果 1 を参照した。その結果を表 3.10 に示した。ただし、モデル番号 E，F，G については、いずれも 2 つの項目を説明変数とした場合の結果である。

表 3.10 に示したモデルのうち、まず「試験の性格」を説明変数から除外した場合（モデル番号 B），さらに「受験資格」も説明変数から除外した場合（モデル番号 C），さらに「実施形態」も説明変数から除外した場合（モデル番号 D）については、いずれも尤度比検定の結果、有意差は認められなかった。従って、「試験の性格」，「受験資格」，「実施形態」は説明変数から除外できることがわかった。また、モデル番号 D からさらに続けて「年間実施回数」も除外して、「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」の 2 つのみを説明変数とした場合（モデル番号 F）についても有意差は認められなかった。一方、モデル番号 D から「受験手数料」を除外して「年間実施回数」と「合格最低基準点公表の時期」の 2 つのみを説明変数とした場合（モデル番号 E），モデル番号 D から「合格最低基準点公表の時期」を除外して「年間実施回数」と「受験手数料」の 2 つのみを説明変数とした場合（モデル番号 G）については、尤度比検定の結果、 P 値が 0.05 以下で有意となった。従って、「年

間実施回数」については説明変数として除外できる一方、「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」は除外せずに説明変数とすることが適切であることがわかった。最終的には、「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」を説明変数として含むモデルのうち、「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」の2つのみを説明変数としたモデル（モデル番号F）が、寄与率は最大（85%）、誤判別率は最少（2%）、AICも最小（17.2）となり、最もあてはまりがよいという結果が得られた。

表 3.10 複数の設計仕様を説明変数とした分析結果

| モデル番号 | | A | B | C | D | E | F | G |
|----------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| a _i | 試験の性格 | -14.8 | | | | | | |
| | 実施形態 | 9.3 | 2.5 | 3.2 | | | | |
| | 年間実施回数 | -13.0 | -6.2 | -10.9 | -11.7 | 15.4 | | 19.0 |
| | 受験資格 | -18.6 | -13.1 | | | | | |
| | 合格最低基準点公表の時期 | 51.0 | 36.7 | 49.6 | 47.3 | 15.8 | 21.9 | |
| | 受験手数料 | 41.8 | 21.4 | 30.4 | 28.9 | | 15.3 | 14.9 |
| b | | -1.5 | -1.9 | -2.3 | -2.3 | -1.0 | -2.3 | -0.9 |
| | 寄与率 | 88% | 87% | 85% | 85% | 66% | 85% | 64% |
| | 誤判別率 | 2% | 2% | 2% | 2% | 8% | 2% | 9% |
| | P値 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 |
| | AIC | 22.4 | 21.8 | 21.2 | 19.2 | 34.3 | 17.2 | 36.8 |
| | 尤度比検定P値 | - | 0.245 | 0.096 | 0.096 | 0.000 | 0.096 | 0.000 |

3.3 考察

3.2.4 項で述べたように、国家試験について、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性を明らかにするために、試験問題公開に影響する要因の代理指標として、試験システムの設計仕様を用いたロジスティック回帰モデルを適用して分析したところ、合格最低基準点公表の時期、受験手数料の2つのみを説明変数とするモデル（モデル番号F）の適合度が最も高かったという結果が得られた。

そこで、合格最低基準点公表の時期と受験手数料の2つを説明変数としたモデル（モデル番号F）を用いて、国家試験の試験問題公開の状況を説明したものが表3.11である。表3.11によれば、試験毎の合格最低基準点を試験実施前に公表して（設計仕様「合格最低基準点公表の時期」が「0」に該当）、受験手数料が全体の平均額（8293円）未満である（設計仕様「受験手数料」の項目が「0」に該当）試験については、試験問題を公開する判断がなされる可能性は低いと説明される。これは実際の国家試験における試験問題公開の状況と一致していることがわかる。

表 3.11 国家試験における試験問題公開の状況

| 試験の設計仕様 | | モデルによる説明 | | 試験問題の公開の状況 | |
|--------------|----------|----------|-----|------------|-------|
| 合格最低基準点公表の時期 | 受験手数料 | 公開する確率 | 事象 | 非公開(0) | 公開(1) |
| 実施前(0) | 平均額未満(0) | 9.5% | 非公開 | 19 | 2 |
| | 平均額以上(1) | 100.0% | 公開 | 0 | 6 |
| 実施後(1) | 平均額未満(0) | 100.0% | 公開 | 0 | 29 |
| | 平均額以上(1) | 100.0% | 公開 | 0 | 29 |

従って、本論文においては、国家試験における試験問題公開の状況は、試験システムの設計仕様として「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」の2つのみを説明変数としたモデルが最もよく説明できるという結果が得られた。すなわち、本論文の国家試験の事例においては、試験システムの設計仕様として、「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」の2つが、試験問題公開と特に関連があることが示された。具体的には「試験毎の合格最低基準点を試験実施前に公表」して、「受験手数料が全体の平均額（8293円）未満である試験」場合、試験問題公開の可能性は低いと考えられた。一方、「合格最低基準

点公表の時期」と「受験手数料」の2つに比べると、他の4つの設計仕様「実施形態」「受験資格」「試験の性格」「年間実施回数」については、今回の事例においては、試験問題公開と関連は低いと考えられた。

そこで上記の試験システムの設計仕様において、考え得る試験問題公開に影響する要因を検討することにより、その背後にある、試験問題公開と試験問題公開に影響する要因の関係性を明らかにすること（試験問題公開に影響する要因の構造化）を検討した。

まず「合格最低基準点公表の時期」は、3.2.3 項(3)⑤で述べたように、試験毎の合格最低基準点を試験実施前に公表しているか、試験実施後に公表しているかを示す項目であり、合格最低基準点を実施前に公表している試験と合格最低基準点を実施後に公表している試験とがある。試験毎の合格最低基準点を事前に公表した上で試験を実施する場合、合格最低基準点を実施後に公表している試験とは異なり、実施結果をふまえて合格最低基準点を調整することは難しい。なぜなら、試験問題の難易度が変動すると実質の合否基準が変動してしまうからである。そこで、このような場合、試験のレベルが変動すると実質の合格最低基準点も変動してしまうので、試験問題の難易度調整を労力と時間をかけて慎重に行う必要がある。試験問題の難易度調整の1つの方法としては、実施して結果がわかっている試験問題を繰り返し使用する方法がある。しかし試験問題を繰り返し使用し、公開された試験問題と同じ問題を出した場合、試験問題の範囲の正解を暗記するなどして、本質的な内容の理解がなくても解答できてしまうことになり、本来の試験の目的を達成できない懸念が生じてしまう。そのため、試験問題を公開することは適切ではないとの判断がなされると説明できる。よって、試験問題公開に影響する要因としては、特に「将来の試験のために、過去の試験問題を再利用するかどうか（過去の試験問題の再利用度）」と密接に関わりがあると考えられた。

次に「受験手数料」は、3.2.3 項(3)⑥で述べたように、試験を受験するための費用が分析対象とする試験の平均額未満か、平均額以上かを示す項目であり、受験手数料が平均額未満の試験と受験手数料が平均額以上の試験とがある。受験手数料が平均額未満の試験では、比較的低い費用で実施運営するために試験問題開発の効率化を図っていると考えられる。その場合、受験対策をされないような問題を毎回一から開発することは効率的ではなく、適切な問題を出題し続ける1つの方法として、実施した結果がわかっている試験問題を繰り返し使用する場合がある。試験問題を繰り返し使用する場合に試験問題を公開してしまうと、上述のように本質的な内容の理解がなくても解答できてしまうことになり、本来の試験の目的を達成できない懸念が生じてしまうため、試験問題を公開にすることは適切ではないとの判断がなされると説明できる。一方、受験手数料が平均額以上の試験では、試験問題を公開することにより毎回新しく試験問題を開発するため負担が増加することになったとしても、負担を受容する余地があると考えられる。そのため、試験問題を公開することが適切であるとの判断がなされると説明できる。よって、試験問題公開に影響する要因としては、特に「新しい試験問題を開発するための労力増加を受容するかどうか（試験

問題開発の労力増加の受容度)」と密接に関わっており、また「将来の試験のために、過去の試験問題を再利用するかどうか（過去の試験問題の再利用度）」とも関わりがあると考えられた。

以上のように、本論文の国家試験の事例において、第 2 章の結果をふまえて試験問題公開に影響する要因の構造を推定したところ、第 2 章で示した 5 要因のうち、特に「試験問題の再利用度」及び「試験問題開発の労力増加の受容度」が影響していることが示唆された（図 3.6）。

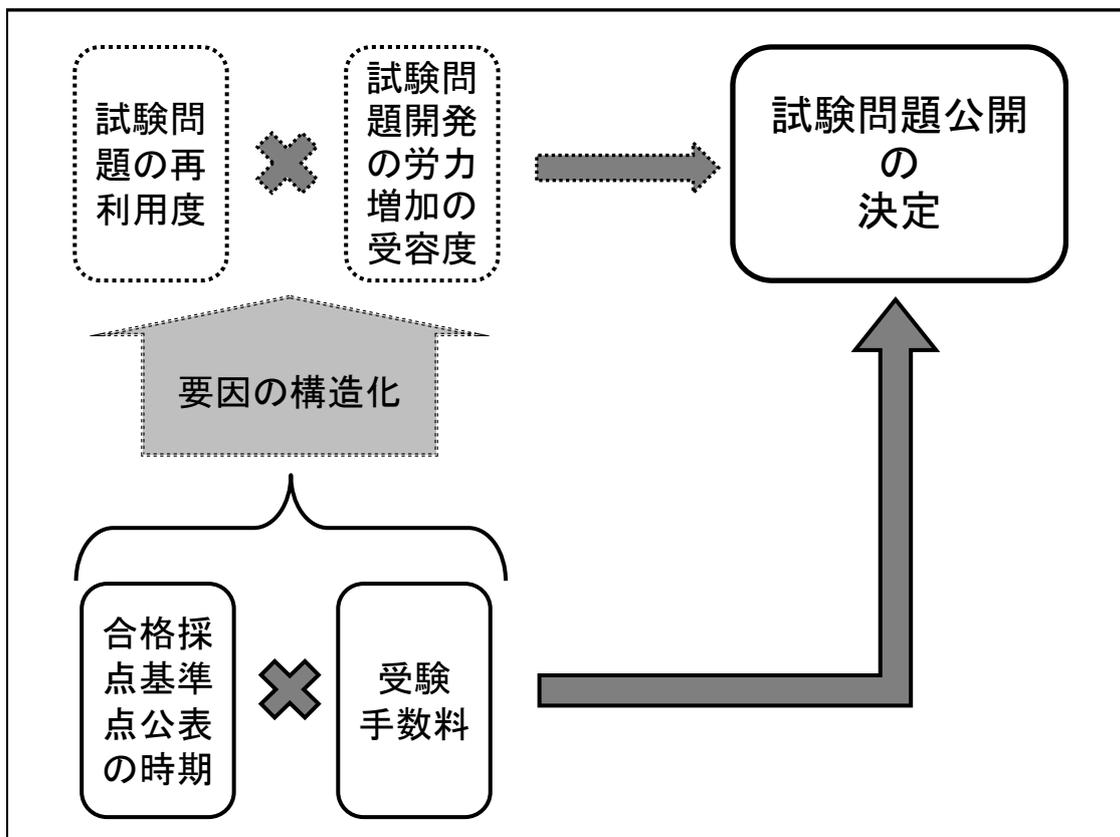


図 3.6 国家試験における試験問題公開に影響する要因の構造化

3.4 結言

本章では、試験問題公開の状況について網羅的な調査を行い、調査によって得られた実証データに基づいて定量的な分析を行い、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかにすること（試験問題公開に影響する要因の構造化）を目的とした。

まず具体的事例として、わが国で社会的影響力の大きい試験といえる国家試験、すなわち「国が法令等に基づき設けている資格制度」313 制度のうち、試験を実施しているもの158 制度について、試験問題公開の状況を網羅的に調査した。

その結果、国家試験においても、総務省による勧告にもかかわらず、必ずしもすべての試験が実施した試験問題を公開しているわけではなく、最終的に 57 制度 94 試験中 7 制度 19 試験については、実施した試験問題そのものをウェブサイトに掲載しておらず、試験問題を非公開にしていることが明らかになった。

次に、試験問題公開に影響する要因の代理指標として、年間実施回数や受験資格のように、試験システムの基本に関わると考えられる設計仕様 6 因子について、試験システムの設計仕様を用いたロジスティック回帰分析を適用して分析することにより、試験問題公開と試験システムの設計仕様の関係性を明らかにした。

その結果、尤度比検定の結果、P 値が 0.05 以下で有意となったモデルのうち、特に試験システムの設計仕様として「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」の 2 因子のみを説明変数としたモデルについては、寄与率は最大（85%）、誤判別率は最少（2%）、AIC も最小（17.2）となり、最もあてはまりがよいことを示した。

すなわち、国家試験における試験問題公開の状況は、試験システムの設計仕様として「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」の 2 つのみを説明変数としたモデルが最もよく説明できるという結果が得られた。

この結果に基づいて、第 2 章の結果をふまえて試験問題公開に影響する要因の構造を推定したところ、第 2 章で示した 5 要因のうち、特に「試験問題の再利用度」及び「試験問題開発の労力増加の受容度」が影響していることが示唆された。

第 4 章 結論

4.1 全体のまとめ

本論文では、試験システムを設計する際の 1 つの視点として、試験実施後に使用した試験問題を広く一般に公開するか公開しないか（試験問題公開）、例えば、誰でも見られるようウェブサイトに掲載するどうか、に着目した。試験問題公開は、特にわが国では情報公開という意味を持ちながらも、試験問題は厳重な管理のもとで様々なリソースを投入して得た重要な「知的資産」であるため、試験問題を一般に公開することは、その資産としての価値や測定ツールとしての精度に大きな影響を与えられと考えられた。しかし、試験システムの設計と複雑に関わっていることについては教育評価や心理測定の研究者以外にはあまり知られていなかった。

本論文では、試験を実施する目的に合わせて試験システムを設計すること（試験システムの適切な設計）を目指し、試験システムの設計に携わる者が、わが国における社会の要請を考慮し、かつ、試験システムの設計への影響を見極めた上で試験実施後に使用した試験問題を公開するか公開しないか（試験問題公開）を適切に決定することができるよう、試験問題公開を決定するための判断モデルを提示することを目的とした。

本論文では、以下の枠組みで研究を行った。

第 1 章では、研究の背景として、社会において試験が果たす役割や試験システムの適切な設計の重要性を示した。そして本論文において、試験システムの設計に関わる視点の 1 つとして試験問題公開に着目することの意義と先行研究及びその課題を示し、本論文の意義と目的を明確にした。

第 2 章では、試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因となり得るものを明確にすることを目的とした。試験問題公開が試験システムの設計と複雑に関わっていることについて教育評価や心理測定の研究者以外にはあまり知られていない現状に鑑み、まずこれまで教育評価や心理測定の研究者によってなされた試験問題公開に関する報告に基づいて、試験システム設計と試験問題公開に関する指摘を系統立てて整理し、試験システム設計上の試験問題公開に関する問題点を明確にした。また、内閣府の閣議決定や総務省の勧告など国が提示している指針や公的制度が掲げる方針に基づいて、試験問題公開に関する国の動向や社会の要請を明確にした。さらに、わが国の公的制度の 1 つである情報公開制度を具体的事例として、開示決定等に対して不服申立てがなされた事案、「情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース」の答申 11,183 件のうち試験問題を対象とする全

での事例 15 件について、試験問題公開の決定に至る検討経緯等を俯瞰して対比させることにより、試験システム設計上の試験問題公開に関する問題点や社会の要請をふまえて、試験問題公開に関する価値判断の分析を行った。その結果、

- (a) 過去の試験問題の公開を透明性確保の必要条件とするかどうか（試験問題公開による透明性確保の必要度）
- (b) 試験の難易度調整や得点の比較のために、過去の試験問題を再利用するかどうか（試験問題の再利用度）
- (c) 過去の試験問題を活用した試験対策を許容するかどうか（試験問題を活用した試験対策の許容度）
- (d) 新しい試験問題を開発するための労力やコストが増加することを受容するかどうか（試験問題開発の労力増加の受容度）
- (e) 過去の試験問題や実施した結果の情報を管理しているかどうか（試験問題の情報管理度）

の 5 つが試験システム設計上の試験問題公開に影響する要因となり得ることが示唆された。

第 3 章では、試験問題公開の状況について網羅的な調査を行い、調査によって得られた実証データに基づいて定量的な分析を行い、試験問題公開と、試験問題公開に影響する要因の関係性について明らかにすること（試験問題公開に影響する要因の構造化）を目的とした。試験問題公開に影響する要因についての調査報告がほとんどなされていない現状に鑑み、まず具体的事例として、わが国で社会的影響力の大きい試験といえる国家試験、すなわち「国が法令等に基づき設けている資格制度」313 制度のうち、試験を実施しているもの 158 制度について、試験問題公開の状況を網羅的に調査した。その結果、国家試験においても、総務省による勧告にもかかわらず、必ずしもすべての試験が実施した試験問題を公開しているわけではなく、最終的に 57 制度 94 試験中 7 制度 19 試験については、実施した試験問題そのものをウェブサイトに掲載しておらず、試験問題を非公開にしていることが明らかになった。次に、国家試験について、試験問題公開に影響する要因の代理指標として、年間実施回数や受験資格のように、試験システムの基本に関わると考えられる設計仕様 6 因子について、試験問題公開と試験の設計仕様との関係について分析した。さらに、本実証データに基づいて、試験システムの設計仕様を用いたロジスティック回帰分析を適用して分析することにより、試験問題公開と試験システムの設計仕様の関係性を明らかにした。その結果、尤度比検定の結果、 P 値が 0.05 以下で有意となったモデルのうち、特に試験システムの設計仕様として「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」の 2 因子のみを説明変数としたモデルについては、寄与率は最大 (85%)、誤判別率は最少 (2%)、AIC も最小 (17.2) となり、最もあてはまりがよいことを示した。すなわち、国家試験における試験問題公開の状況は、試験システムの設計仕様として「合格最低基準点公表の時期」と「受験手数料」の 2 つのみを説明変数としたモデルが最もよく説明できるという結果が得られた。この結果に基づいて、第 2 章の結果をふまえて試験問題公開に影響する

要因の構造を推定したところ、第2章で示した5要因のうち、特に「試験問題の再利用度」及び「試験問題開発の労力増加の受容度」が影響していることが示唆された。

結論として、第2章の結果からは、試験問題公開に影響する要因として、(a)試験問題公開による透明性確保の必要度、(b)試験問題の再利用度、(c)試験問題を活用した試験対策の許容度、(d)試験問題開発の労力増加の受容度、(e)試験問題の情報管理度の5つが得られた。さらに第3章の結果からは、国家試験の試験問題公開においては、上記5要因のうち、特に「試験問題の再利用度」及び「試験問題開発の労力増加の受容度」が影響していることが示唆された。そしてこれらの要因は、試験問題公開を決定する際の判断基準になると考えられた。

よって、本論文の研究成果として、わが国の公的試験における試験問題公開について、「試験問題の再利用度」及び「試験問題開発の労力増加の受容度」を優先項目とする上記5要因を判断基準とする、試験問題公開を決定するための判断モデルを提示することができた(図4.1)。

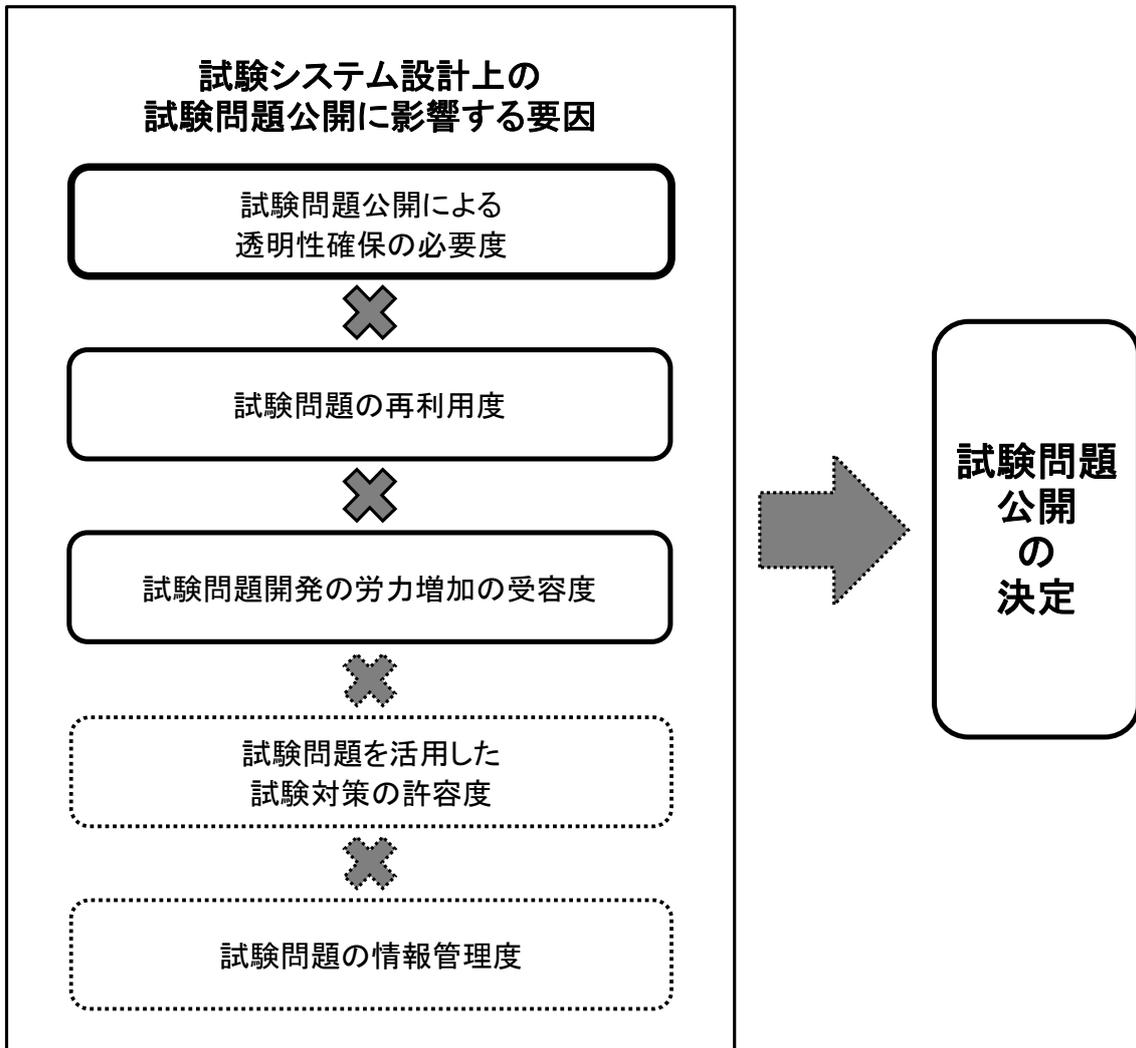


図 4.1 試験問題公開を決定するための判断モデル

4.2 社会に与えるインパクト

試験問題は厳重な管理のもとで様々なリソースを投入して得た重要な「知的資産」である。そして実施後に試験問題を広く一般に公開すること（試験問題公開）は、試験システムの設計に関わる重要な視点である。なぜなら試験問題公開は、特にわが国では情報公開という意味を持ちながらも、その資産としての価値や測定ツールとしての精度に大きな影響を与えるからである。

しかしわが国においては、試験問題公開は当たり前と認識されることが多い。試験システム設計の観点からは試験の公平性や品質保証の観点からは懸案があることや社会の要請である透明性確保のためには必ずしも唯一の手段とは限らないことなど、教育評価や心理測定の実証的調査や分析については、研究者からは試験システム設計に密接に関係するとして懸案が指摘されていながらも、理解が得られていないと考えられる。またこれまでの研究や報告においても、状況の記述や懸案の指摘にとどまっていたり、実証的な調査や分析についての報告はほとんどなかった。これまでは試験問題公開については、研究者から社会に対する情報発信が充分とはいえない状況であった。

今回本論文の研究成果として得られた判断モデルは、試験システム設計の指針である「テスト・スタンダード」（日本テスト学会，2007）について、社会の要請もふまえて補完し得るものとする。それは、本判断モデルは、試験システム設計上の問題点のみならず、社会の要請をふまえた上で構築した点で、より社会に貢献するものであると考えるからである。本判断モデルを提示することにより、例えば新しく試験システムを構築する際に、社会の理解と試験システムの設計への影響の双方を考慮して試験問題公開を決定することができるようになることが期待される。

わが国ではこれまで試験問題公開は、「日本的試験文化」の特徴の1つとして実務上当然のこととされてきた。それは、試験の公平性を担保するための手段として、年1回一斉実施にみられるような受験者全員に一斉に競争させることが可能な状況が前提だったと考えられる。そしてまさに今、大学入試をはじめとする各種試験において、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（文部科学省，2016）が公表されたり、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について」（文部科学省，2014）が公表されたりするなど、試験システムも含めた教育制度全般の改革に関する政策の検討が進んでいるところである。しかし答申などによれば、試験問題公開については、単独の検討事項には挙げられていない。そのため、従来の試験システム設計と同様に、試験問題公開について特段の考慮をすることなく、試験システムの設計がなされる可能性もある。

本論文の研究成果である判断モデルを提示することにより、試験問題公開について検討

の俎上に載せることができれば、競争原理のみに依存せずに試験の公平性や品質を担保することが可能になると考えられる。それは、これらわが国の試験の在り方についての政策検討においても有益な知見を与えるものになると考える。

4.3 今後の課題

試験問題公開については、近年になって検討され始めたところであり、現時点では実証的な調査や分析についての報告も少ない。そして本論文においても以下のような点について限界がある。試験問題公開に影響する要因の分析においては、本論文では第三者による複数の事例を対象としたものであるため一定の妥当性はあると考えているが、より一層精度をあげるためには、量的研究が必要と考える。また国家試験の事例においても、要因の候補となる試験の設計仕様について、本論文では試験問題公開との関係を明らかにできたものを候補とした。従って試験問題公開の決定のためには、他の設計仕様についても検討する余地が残ると考える。また、優先順位付けのための分析の手法についても説明し得る一例を示したに過ぎない。さらには、判断モデルの提示においても本論文では試験システムの設計仕様を代理指標として用いた分析であるため、将来的には試験問題公開に影響する要因そのものについて調査し、分析を行う必要があると考える。

今後は、上記残された課題をふまえた上で、例えば、試験問題公開に影響し得る要因に関する調査データを得るなどして、より精査された試験問題公開の判断モデルを提示することを試みる。最終的には、試験システムを設計する際に適切に試験問題公開について決定するための知見を社会に発信できるよう、社会的責任を果たすべく研究を進めていく所存である。

謝辞

本論文の執筆を終えて、これまでの研究活動を振り返ってみますと、大変多くの方々のご指導ご協力をいただきましたことが改めて思い起こされます。

金沢工業大学大学院工学研究科システム設計工学専攻の杉光一成教授には、本研究を進める全ての過程において、指導教員として厳しい指導と叱咤激励を賜りました。本論文を纏めるに際しては、多忙を極める中快く時間を割いてくださり、深い思慮の下にご指導を賜りました。また至らない学生であったため、遅々として研究活動が進まず、時に迷走しがちなところを、辛抱強く適切な方向に導いてくださいました。心より感謝申し上げます。

金沢工業大学副学長である神宮英夫教授には、本研究活動を遂行するに際し、研究内容について構想段階から工学研究としてのあるべき姿としてのご指導を賜りました。さらには審査委員として本論文の審査を通じ、本論文の社会的な意義までも見据えたご指導を賜りました。深く感謝申し上げます。

金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント専攻主任である加藤浩一郎教授には、本研究活動を遂行するに際し、長きに亘り、時に厳しく時に温かくご指導と叱咤激励を賜りました。さらには審査委員として本論文の審査を通じ、特に博士課程の研究として求められる質についてのご指導を賜りました。深く感謝申し上げます。

金沢工業大学情報フロンティア学部の田中吉史教授には、審査委員として本論文の審査を通じ、特に本研究の枠組みや研究成果の今後の展望についてご指導及び示唆に富むご助言を賜りました。深く感謝申し上げます。

金沢工業大学大学院工学研究科システム設計工学専攻主任である出原立子教授には、本論文の審査を通じ、幅広い視野からのご指導を賜りました。深く感謝申し上げます。

金沢工業大学名誉学長である石川憲一教授には、本論文の審査を通じ、本論文を纏めるに際しての基本的な事項についてご指導賜りましたことを感謝申し上げます。

金沢工業大学教務部長である森本喜隆教授には、本論文を纏めるに際しての基礎的な部分についてのご指導を賜りましたことを感謝申し上げます。

東北大学大学院教育学研究科教育設計評価専攻の柴山直教授には、研究活動を遂行するに際し、本研究の原点となる数多くの知見や有意義なご助言を賜りました。さらには審査委員として本論文の審査を通じ、研究が至らない点についてより精査されるよう的確なご指導を賜りました。深く感謝申し上げます。

東京大学先端科学技術研究センターの渡部俊也教授、東京大学総括プロジェクト機構知的資産経営総括寄付講座の犬塚篤特任准教授（当時、現名古屋大学大学院経済学研究科産

業経営システム専攻教授)には、博士後期課程の研究を始めたばかりの時期に、特に研究を進める際の心構えや研究者としての姿勢についてご指導を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

本論文の主要部分である論文を採択、掲載していただいた日本テスト学会、日本感性工学会の論文査読者の方には、査読を通じて、それぞれのご専門の立場から本論文へ有意義な指摘をいただき、より精査されたものとすることができましたことを感謝いたします。

特に日本テスト学会の皆様には、本論文のテーマについて社会的学術的意義を認め、ご支援いただきましたことを感謝申し上げます。

株式会社ベネッセコーポレーション東京本部の旧アセスメント開発室の皆様には、在職中に、本論文に関わる研究のバックグラウンドとなる知見をご教示いただきましたことを感謝いたします。

そして、研究活動を遂行するにあたり、本研究内容に直接かかわらずとも多様な観点から様々な助言をいただいた研究者の皆様には、お名前を全て挙げることはできませんが、皆様からいただいた全てが、本研究を遂行し、本論文の纏める際の糧となっていますことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

佐藤駿介様をはじめとする金沢工業大学大学事務局教務課の皆様、高田理尋様、安孫子真紀様をはじめとする金沢工業大学大学院虎ノ門事務室の皆様には、常に時間に余裕がなく慌ただしく事務手続や会議やに向けた準備をする中で、柔軟かつ迅速にご対応くださいましたことを御礼申し上げます。

勤務先である一般財団法人知的財産研究教育財団(旧一般社団法人知的財産教育協会)の皆様には、研究活動に勤しむため休みがちであった期間には、特に日々の業務においてご迷惑をかけることも多く、直接的間接的なサポートをいただきました。改めて御礼申し上げます。

最後に、いつも私の体調を気遣ってくれていながら、ちょうど論文執筆している期間に闘病生活を続け、2017年1月18日に他界した義理の母、人生の師として本日に至るまで様々なことを教わり、社会人として自立するための心身の全ての基礎を育んでくれた両親、そして、多くの負担をかけながらも嫌な顔一つせず、変わることなく最大限の理解を示し、惜しみない支援と精神的な支えをしてくれた夫に、深く感謝いたします。

注釈

- [1] 例えば以下のウェブサイトで誰でも容易に確認することができる。
【大学入試センター 過去3年分の試験問題】
(<http://www.dnc.ac.jp/data/kakomondai.html>) (最終参照日 : 2017.2.19)
【東京大学 学部入学 過去問題】 (http://www.u-tokyo.ac.jp/stu03/e01_04_j.html)
(最終参照日 : 2017.2.19)
【厚生労働省 第110回医師国家試験の問題および正答について】
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/topics/tp160411-01.html)
(最終参照日 : 2017.2.19)
- [2] 試験問題に関係するものとしては、情報公開制度などがある。
【総務省 情報公開制度】
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/index.html) (最終参照日 : 2017.2.19)
- [3] 日本の医師国家試験にあたるものである。以下のように記載されている。
"The United States Medical Licensing Examination
Examination Day and Testing
Rules of Conduct
7.You will not remove test content from the test center by any means.
8.You will maintain the confidentiality of the materials, including, but not limited to, the multiple-choice items and the case content for Step 2 CS and Primum CCS. You will not reproduce or attempt to reproduce examination materials through recording, memorization, or by any other means. Also, you will not provide information relating to examination content to anyone who may be taking or preparing others to take the examination. This includes postings regarding examination content and/or answers on the Internet. "
(<http://www.usmle.org/bulletin/testing/>) (最終参照日 : 2017.2.19)
- [4] 日本の司法試験にあたるものである。以下のように記載されている。
"The New York bar examination
NEW YORK STATE BOARD OF LAW EXAMINERS
33. FRAUD, DISHONESTY AND OTHER MISCONDUCT
B. Specific Misconduct
" The Following Conduct is Prohibited
Removing or attempting to remove any examination material (question booklet, answer booklet, notes, instructions, etc.) from the exam room. "
(<http://www.nybarexam.org/TheBar/NYBarExamInformationGuide.pdf>) (最終参照

日：2017.2.19)

- [5] New York Education Section 342 - Disclosure Of Test Contents.
(http://law.onecle.com/new-york/education/EDN0342_342.html) (最終参照日：2017.2.19)
- [6] 例えば医師国家試験 (厚生労働省 医師国家試験改善検討部会), 弁理士試験 (特許庁 産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会), 司法試験 (法務省 法曹養成制度改革連絡協議会), 大学入試 (文部科学省 中央教育審議会) 等, それぞれの専門部会等で, 該当の試験についてのみ検討されている. 例として, 医師国家試験の場合, 議論の経緯や論点は明らかにされているが, 他の国家試験 (例えば司法試験など) とあわせて検討されているわけではない.
【厚生労働省 医師国家試験改善検討委員会】医師国家試験改善検討委員会報告書 (2003年4月17日付) 参照
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei.html?tid=127288>) (最終参照日：2017.2.19)
【厚生労働省 医道審議会 (医師分科会医師国家試験改善検討部会)】報告書 (2007年3月16日付, 2011年6月9日付), 議事録 (2006年8月11日付, 2010年12月24日付) 等参照 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-idou.html?tid=127792>) (最終参照日：2017.2.19)
- [7] 【入試過去問題活用宣言】(<http://www.nyushikakomon.jp/>) (最終参照日：2017.2.19)
- [8] 「入試過去問題活用宣言」には国公立大学 109 大学が参加している (2016年2月5日現在). 一方文部科学省が実施した平成 27 年度学校基本調査によれば, 国公立大学は 779 大学である (2015年5月1日現在).
【文部科学省 学校基本調査－平成 27 年度 (確定値) 結果の概要－】
(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1365622.htm)
(最終参照日：2017.2.19)
- [9] この点についてはシンポジウムでも議論されている.
【日本テスト学会 第 8 回研究会 (公開シンポジウム) 『テスト実践場面における重要課題の解決策を探る－テスト項目の再利用と項目内容の開示の是非－』2007年12月22日】(<http://www.jartest.jp/study8.html>) (最終参照日：2017.2.19)
- [10] 行政手続法によれば, 「勧告」は, 「指導」「助言」と同様に, 「行政指導」の1つであって, 公権力の行使に当たる行為である「処分」には該当しない (行政手続法 第 2 条). また, 「行政指導」はあくまでも任意の協力によってのみ実現されるものである (行政手続法 第 32 条). しかしながら, 試験問題の開示に関わる勧告 (総務庁 (当時) ;2000; 総務省, 2011b) に関していえば, 「勧告」後に, 改善措置状況への回答が求められ, その結果は公開されることから, 「勧告」は一定程度の強制力を持ち, 従わない場合には, 理由が必要であると考えられる.
行政手続法 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H05/H05HO088.html>) (最終参照日：

- 2017.2.19)
- [11] 国家試験の1つである情報処理技術者試験（ITパスポート試験）においては、受験要領に試験問題は非公開であることを明示しており、さらには受験者に対して受験にあたり「試験問題の非開示（漏洩しないこと）への同意」を求めている。
- 【ITパスポート試験 受験案内 受験要領 5. 試験問題の非開示（漏洩しないこと）への同意】
- （ https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/html/examination/exam_summary.html ）（最終参照日：2017.2.19）
- [12] 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- （ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO042.html> ）
- [13] 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
- （ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO140.html> ）
- [14] 情報公開制度の目的は、「行政機関・独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府・独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」である。
- 【総務省 情報公開制度 公開法制の概要 1 目的】
- （ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/gaiyo.html ）（最終参照日：2017.2.19）
- [15] 医師国家試験においては、医師国家試験改善検討委員会報告書での指摘をふまえ、試験問題のプール制を導入するため実施後に試験問題を回収していた。これに対し、情報公開制度を利用した開示請求がなされることとなり、情報公開・個人情報審査会は、最終的に試験問題を開示すべきと判断した。これを受けて、回収していた期間の問題とあわせて、試験問題は公開されるようになった（なお下記「情報公開・個人情報保護審査会」は、2016年4月1日に内閣府から総務省に移管されている）。
- 【情報公開・個人情報保護審査会：医師国家試験の問題用紙及び正答値表の一部開示決定に関する件（平成17年度（行情）答申第129号、第130号及び第133号）】
- （ <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/jyohou/tousin/h17-03/129-133.pdf> ）（最終参照日：2017.2.19）
- [16] 不服申立ての際には、従来の行政不服審査法では、「異議申立て」又は「審査請求」をすることができたが、法改正により、2016年4月1日以降は「異議申立て」は廃止され、「審査請求」に一元化された。
- 【行政不服審査法】（ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H26/H26HO068.html> ）（最終参照日：2017.2.19）
- [17] 「情報公開・個人情報保護審査会」を構成する委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すると規定されている（情報公開・個人情報保護審査会設置法 第4条）。例えば、2014年10月1日現在では、「情報公

開・個人情報保護審査会」における委員 15 名のうち、弁護士 3 名、大学教授 6 名、公認会計士 1 名、元裁判官 2 名、元検事 2 名、元内閣府 1 名となっており、大学教授は全員法学研究科・法務研究科・法学部の所属である。それぞれの審査会はこのうち 3 名から構成され、担当した委員の氏名は答申に記載される。但し、個々の答申においてはそれぞれの委員の専門性についての記述はない。なお「情報公開・個人情報保護審査会」は、2016 年 4 月 1 日に内閣府から総務省に移管された。

【内閣府 情報公開・個人情報保護審査会 情報公開・個人情報保護審査会委員名簿】

(<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/jyouhou/yoshiki/meibo.html>) (最終参照日：2017.2.19)

- [18] 以下の資料を参照した（なお下記「情報公開・個人情報保護審査会」は、2016 年 4 月 1 日に内閣府から総務省に移管されている）。

【総務省 開示決定・不開示決定に対する不服申立て】

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/huhuku.pdf) (最終参照日：2017.2.19)

【内閣府 情報公開・個人情報保護審査会 情報公開・個人情報保護審査会における調査審議の流れ】

(<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/jyouhou/gaiyou/nagare.pdf>) (最終参照日：2017.2.19)

- [19] 総務省 情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース

(<http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/>) (最終参照日：2017.2.19)

- [20] 情報公開制度においては、開示請求があった情報は、不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならないとされていることから、開示すべきとされる事例が多い。総務省によれば、2013 年度（平成 25 年度）において行政機関及び独立行政法人等が受け付けた情報公開についての請求件数は 110,662 件であり、そのうち 101,417 件について開示決定等がなされ、内訳としては、全部を開示する決定が 42,022 件（41.4%）、一部を開示する決定が 56,464 件（55.7%）であるのに対し、不開示決定は 2,931 件（2.9%）であった。そして、2013 年度（平成 25 年度）にされた不服申立ての件数は 1167 件であった。但し、対象となる文書が試験問題である事例がどの程度含まれているかについては、把握していない。

【総務省 開示請求できる文書】

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/kaiji.html) (最終参照日：2017.2.19)

【総務省 (2013) . 平成 25 年度施行状況調査結果】

(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyokaku/02gyokan06_03000046.html) (最終参照日：2017.2.19)

- [21] 項目名は「異議申立人の主張の要旨」であるが、「審査請求人の主張の要旨」も対象に含まれている。
- [22] 法（行）は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を、法（独）は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を、それぞれ意味する。
- [23] 不正競争防止法では、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の3要件をすべて満たしているものを「営業秘密」としている（不正競争防止法第2条第6項）。
- （<http://law.e-gov.go.jp/htldata/H05/H05HO047.html>）（最終参照日：2017.2.19）
- [24] 以下の通り公開されている。
- 【厚生労働省 医師等国家試験問題および正答について】
- （<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/10/tp1028-3/>）（最終参照日：2017.2.19）
- [25] 総務省の報告書（2011a）によれば、『業務独占』は、その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事することができないもの（弁護士、医師等）。『必置』は、『業務独占』資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの（高圧ガス製造保安責任者、旅行業務取扱管理者等）。『名称独占等』は、『業務独占』及び『必置』資格以外のもので、その資格を有するものでなければ一定の名称を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証等するもの（技術士、栄養士等）。」とされている。
- [26] 総務省の報告書（2011a）によれば、「国が法令等に基づき設けている資格制度」は、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の12府省が所管しており、一部に、複数の府省で共管している制度があるため、延べでは317制度である（2010年7月時点）。
- [27] 総務省の報告書（2011a）によれば、国家試験の実施形態には、「直轄（当該事業を国や都道府県が直接実施しているもの）」と「委託等（事務の内容等を法令等で定め、国又は都道府県が当該事務を国及び都道府県以外の特定の法人に制度的に行わせているもの及びこれらに類する事業として、当省において整理したもの）」がある。
- [28] 司法試験の受験手数料は、インターネット申込で27200円であったが、平成25年度の試験から郵送申込の28000円のみとなった。（司法試験受験手数料令）
- 司法試験受験手数料令（<http://law.e-gov.go.jp/htldata/H17/H17SE325.html>）（最終参照日：2017.2.19）

参考文献

- American Educational Research Association(AERA), American Psychological Association(APA) and National Council on Measurement in Education(NCME) (1999). Standards for Educational and Psychological Testing.
- American Psychological Association (1996). Statement on the disclosure of test data. *American Psychologist*, 51(6), 644-648.
- American Psychological Association (1999). Test Security: Protecting the Integrity of Tests (<http://www.apa.org/pubs/journals/amp/test.aspx>) (最終参照日 : 2017.2.19)
- American Psychological Association (2007). Recent Developments Affecting the Disclosure of Test Data and Materials: Comments Regarding the 1996 Statement on the Disclosure of Test Data. (<https://www.apa.org/science/programs/testing/test-disclosure-statement.pdf>) (最終参照日 : 2017.2.19)
- American Psychological Association (2010). Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct with the 2010 Amendments. (<http://www.apa.org/ethics/code/principles.pdf>) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 安西克巳・井ノ上寛人・春日正男 (2014). 中小企業の経営状況を可視化する財務評価手法の提案：－中小企業と金融機関の円滑なコミュニケーションの実現に向けて－ *日本感性工学会論文誌*, 13(3), 441-448.
- 荒井清佳・前川眞一 (2005). 日本の公的な大規模試験に見られる特徴－標準化の観点から－ *日本テスト学会誌*, 1(1), 81-92.
- 東洋・梅本堯夫・芝祐順・梶田叡一 (編) (1988). 現代教育評価事典 金子書房.
- Downing, S. M. and Haladyna, T. M. (2006). *Handbook of Test Development*. Lawrence Erlbaum Associates Publishers. [池田央 (監訳) (2008). *テスト作成ハンドブック* 教育測定研究所.]
- Fremer, J. (1981). Impact of Test Disclosure Legislation on test Development. the Annual Meeting of the American Educational Research Association 65th Los Angeles.
- Greer, D. G. (1983). " Truth-in-testing Legislation": An Analysis of Political and Legal Consequences, and Prospects. Institute Monograph Series 86-3, University of Houston. (<http://www.law.uh.edu/ihelg/monograph/83-6.pdf>) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 南風原朝和 (1983). 米国における試験と選抜の公平性をめぐって *サイコロジー*, 41, 44-49.
- Hale, G. A., Angelis, P. J. and Thibodeau L. A. (1980). Effects of item disclosure on TOEFL performance. *ETS Research Report Series*, 1980(2), i-43.

- 堀尾輝久・藤田英典・渡部洋・佐伯胖・汐見稔幸 (1989). 試験と評価:その教育的意義と社会的機能 東京大学教育学部紀要, 28, 1-26.
- 池田央 (1992). テストの科学 試験にかかわるすべての人に, 日本文化科学社.
- 井上勝雄 (2010). エクセルによる調査分析入門, 海文堂.
- 石井秀宗 (2014). 本邦における測定・評価研究の動向—構成概念を精確に測定することの重要性の再認識を目指して— 教育心理学年報, 53, 70-82.
- 石塚智一 (2003). 我が国における伝統的試験と標準化された試験 日本行動計量学会大会発表論文抄録集, 31, 286-289.
- 梶田叡一 (1976). 教育評価の科学性—客観性と教育性の問題をめぐって— 教育学研究, 43(2), 94-101.
- 菊地敦子 (2005). 公務員採用試験とテストスタンダード 日本テスト学会第3回大会発表論文抄録集, 49-50.
- 前川眞一 (2003). テストの標準化について 日本行動計量学会大会発表論文抄録集, 31, 290-293.
- 前川眞一 (2007). 医師国家試験改善委員会での取り組み 日本テスト学会第8回研究会「公開シンポジウム」 (http://www.jartest.jp/pdf/jirei8_2.pdf) (最終参照日:2017.2.19)
- 松平光徳 (2000). ニューヨーク州標準テスト法と連邦著作権法との関連考察 法律論叢, 72(5), 59-125.
- 村上隆 (2003). 何が日本の入試得点の標準化を阻んでいるのか 日本行動計量学会大会発表論文抄録集, 31, 298-301.
- 長沢伸也 (監修)・中山厚穂 (著) (2009). Excel ソルバー 多変量解析 因果関係分析・予測手法編, 日科技連出版社.
- 日本教育工学会 (編) (2000). 教育工学事典, 実教出版.
- 日本テスト学会 (編) (2007). テスト・スタンダード 日本のテストの将来に向けて, 金子書房.
- 日本テスト学会 (編) (2010). 見直そう, テストを支える基本の技術と教育, 金子書房
- 佐野真 (2015). 資格認定試験における過去問再利用の妥当性に関する認知心理学・心理言語学的考察 日本テスト学会第13回大会発表論文抄録集, 136-137
- 佐々木嘉三 (2007). 『入試過去問題活用宣言』について 日本テスト学会第8回研究会「公開シンポジウム」 (http://www.jartest.jp/pdf/jirei8_1.pdf) (最終参照日:2017.2.19)
- 柴山直 (2008). 日本のテスト文化について 人事試験研究, (208), 2-13.
- 丹後俊郎・山岡和枝・高木晴良 (2013). 新版 ロジスティック回帰分析 SAS を利用した統計解析の実際, 朝倉書店.
- 辰野千壽・石田恒好・北尾倫彦 (監修) (2006). 教育評価事典, 図書文化社.
- 内田照久 (2012). 教育評価・心理測定で用いる測度の妥当性検証の機運と社会的役割を担う試験をめぐる課題解決への取り組み 教育心理学年報, 51, 63-72.

- 宇佐美慧 (2016). 測定・評価・研究法に関する研究の動向と展望-教育測定・心理統計の専門家の不足および心理統計教育の問題の再考と「専門家による専門家の育成」の必要性－ 教育心理学年報, 55, 83-100.
- 渡部洋・石井秀宗 (2006). 教育測定に基づいた実践的提言に向けて BRED(3), 36-40.
- 柳井晴夫・緒方裕光 (編著) (2006). S P S Sによる統計データ解析－医学・看護学, 生物学, 心理学の例題による統計学入門－, 現代数学社.

参考資料

- 内閣府 (1999). 規制緩和推進 3 か年計画 (改定) (平成 11 年 3 月 30 日閣議決定)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/cologne99/k_kanwa.html) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 内閣府 (2003). 規制改革推進 3 か年計画 (再改定) (平成 15 年 3 月 28 日 閣議決定)
(<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryo/030328/index.html>) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 日本弁護士連合会弁理士会 (2012) . 「法曹人口政策に関する提言」 2012 年 (平成 24 年 3 月 15 日)
(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315.pdf)
(最終参照日 : 2017.2.19)
- 文部科学省 (2010). 「検定試験の評価ガイドライン (試案)」について (検討のまとめ) 検定試験の評価の在り方に関する有識者会議
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2010/06/2/1218000_2.pdf) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 文部科学省 (2014). 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育, 大学教育, 大学入学者選抜の一体的改革について (答申) (平成 26 年 12 月 22 日 中央教育審議会)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 文部科学省 (2016). 個人の能力と可能性を開花させ, 全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について (答申) (平成 28 年 5 月 30 日 中央教育審議会)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1371833.htm) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 首相官邸 (2002). 司法制度改革推進計画 (平成 14 年 3 月 19 日閣議決定)
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/020319keikaku.html>) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 総務庁 (当時) (2000) . 規制行政に関する調査結果に基づく勧告—資格制度等— 平成 12 年 9 月 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kisei_kankoku.htm) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 総務省 (2011a). 検査検定, 資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査 結果報告書 平成 23 年 10 月 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000131811.pdf) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 総務省 (2011b). 検査検定, 資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく

- 勧告 平成 23 年 10 月 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000131810.pdf) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 総務省 (2012). 「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価書」 (平成 24 年 4 月 総務省)
- (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000056940.html#seisakuhyokasyo2)
- (http://www.soumu.go.jp/main_content/000156955.pdf) (最終参照日 : 2017.2.19)
- 特許庁 (2002). 平成 14 年度弁理士試験に関する統計
- (http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/h14benrishi_kekka.htm)
- (最終参照日 : 2017.2.19)
- 特許庁 (2011). 平成 23 年度弁理士試験の結果について
- (http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/h23_benrishi_kekka.htm)
- (最終参照日 : 2017.2.19)
- 特定非営利活動法人 全国検定振興機構 (2011). 第 2 回検定試験に関する実態調査報告書
- (<http://www.zenken.or.jp/data/report/report-2011-3.pdf>) (最終参照日 : 2017.2.19)

研究業績（2017年2月16日現在）

【有審査論文】 3編

- 若林昌子・杉光一成 (2013). わが国の国家試験における試験問題公開の現状と傾向 日本テスト学会誌, 9(1), 165-183.
- 若林昌子・杉光一成 (2016). わが国の公的試験における試験問題公開の判断基準 —情報公開制度における事例— 日本テスト学会誌, 12(1), 19-35.
- 若林昌子・杉光一成 (2016). 試験問題公開に影響する要因の分析—試験設計における価値判断の構造化の試み— 日本感性工学会論文誌, 15(7), 713-120.

【講演発表】 国内4件, 海外1件

- 若林昌子・犬塚篤・杉光一成・渡部俊也 (2009). 知財スキル修得における業務経験の効果 日本知財学会 第7回年次学術研究発表会.
- Masako Wakabayashi, Nozomi Ashida, Atsushi Inuzuka, Koichiro Kato, Kazunari Sugimitsu, Toshiya Watanabe (2009). An Analysis of Knowledge Affected by Differences of Work Experience in Intellectual Property Field The INFORMS Annual Meeting 2009 San Diego INTERACTIVE Sessions
- 若林昌子・杉光一成 (2012). わが国の公的試験の試験問題の「公開」状況とその分析 日本テスト学会 第10回大会 発表論文抄録集, 84-87.
- 若林昌子・杉光一成 (2013). 情報公開制度における試験問題公開の判断基準について 日本テスト学会 第11回大会 発表論文抄録集, 162-163.
- 若林昌子・杉光一成 (2016). 試験制度設計に影響する要因の分析 —国家試験における試験問題公開の事例— 第11回日本感性工学会春季大会.

【受賞歴】

- 日本テスト学会大会発表賞受賞 2012年12月8日
若林昌子・杉光一成 わが国の公的試験の試験問題の「公開」状況とその分析
- 日本テスト学会論文賞受賞 2016年9月8日
若林昌子・杉光一成 わが国の公的試験における試験問題公開の判断基準—情報公開制度における事例—

資料

表 3.12.1～7 国家試験の試験問題公開の状況と設計仕様(1)～(7)

表 3.12.1 国家試験の試験問題公開の状況と設計仕様(1)

| 試験問題公開の状況 | | | | 試験 | | 試験の仕様 | | | | 受験手数料 | | |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------|---|-----------|-------------------|-------|---------------|------|--------|-------|-----------------------|-------|
| 実施団体のウェブサイトで実施した試験問題そのものを掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分の問題を公表し掲載 | 実施団体のウェブサイトで事前に実施した問題を公表し掲載 | 掲載URL (最終参照日: 2013.5.22) | 制度名称 | 試験名称 | 試験の性格 | 試験実施団体 | 実施形態 | 年間実施回数 | 受験資格 | 合否基準公表の時期 | |
| ● | | | http://www.jitec.jp/1_04hannis/ukiru/_index_hanni_skill.html | 情報処理技術者 | 基本情報技術者試験 | 名称独占 | 情報処理推進機構 | 委託等 | 2 | なし | 実施前(「基準点の変更を行うことがある」) | 5100 |
| ● | | | http://www.jitec.jp/1_04hannis/ukiru/_index_hanni_skill.html | 情報処理技術者 | 応用情報技術者試験 | 名称独占 | 情報処理推進機構 | 委託等 | 2 | なし | 実施前(「基準点の変更を行うことがある」) | 5100 |
| ● | | | http://www.jitec.jp/1_04hannis/ukiru/_index_hanni_skill.html | 情報処理技術者 | システムアーキテクト試験 | 名称独占 | 情報処理推進機構 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(「基準点の変更を行うことがある」) | 5100 |
| ● | | | http://www.jitec.jp/1_04hannis/ukiru/_index_hanni_skill.html | 情報処理技術者 | プロジェクトマネージャ試験 | 名称独占 | 情報処理推進機構 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(「基準点の変更を行うことがある」) | 5100 |
| ● | | | http://www.jitec.jp/1_04hannis/ukiru/_index_hanni_skill.html | 情報処理技術者 | ネットワークスペシャリスト試験 | 名称独占 | 情報処理推進機構 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(「基準点の変更を行うことがある」) | 5100 |
| ● | | | http://www.jitec.jp/1_04hannis/ukiru/_index_hanni_skill.html | 情報処理技術者 | データベーススペシャリスト試験 | 名称独占 | 情報処理推進機構 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(「基準点の変更を行うことがある」) | 5100 |
| ● | | | http://www.jitec.jp/1_04hannis/ukiru/_index_hanni_skill.html | 情報処理技術者 | 情報セキュリティスペシャリスト試験 | 名称独占 | 情報処理推進機構 | 委託等 | 2 | なし | 実施前(「基準点の変更を行うことがある」) | 5100 |
| ● | | | http://www.jpoo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/bennishi/bennis/h2/h24bennis_tan.htm | 弁理士 | 弁理士 | 業務独占 | 特許庁(工業所有権審議会) | 直轄 | 1 | なし | 実施後(変動) | 12000 |
| ● | | | http://www.jf-fsa.or.jp/chief/qualifying_exam/exam_example/question.html | 資金業務取扱主任者 | — | 必置 | 日本貸金業協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施後(変動) | 8500 |
| ● | | | http://www.jf-shiken.or.jp/mondai/index.html | 行政書士 | — | 業務独占 | 行政書士試験研究センター | 委託等 | 1 | なし | 実施後 | 7000 |
| ● | | | http://www.moj.go.jp/jinj/shihoushiken/jinj08_00067.html | 弁護士 | 司法試験 | 業務独占 | 法務省(司法試験委員会) | 直轄 | 1 | あり | 実施後(変動) | 27200 |
| ● | | | http://www.moj.go.jp/MINJI/mij05_00123.html | 司法書士 | — | 業務独占 | 法務省 | 直轄 | 1 | なし | 実施後(変動) | 6600 |
| ● | | | http://www.moj.go.jp/MINJI/mij05_00130.html | 土地家屋調査士 | — | 業務独占 | 法務省 | 直轄 | 1 | なし | 実施後(変動) | 7200 |
| ● | | | http://www.customs.go.jp/tsukanshi/45_shiken/45shiken_mon dai.htm | 通関士 | — | 必置 | 財務省(税関) | 直轄 | 1 | なし | 実施後(変動) | 3000 |
| ● | | | http://www.sscc.or.jp/seishin/past_exam/index.html | 精神保健福祉士 | — | 名称独占 | 社会福祉振興・試験センター | 委託等 | 1 | あり | 実施後(変動) | 13250 |

表 3.12.2 国家試験の試験問題公開の状況と設計仕様(2) (続き)

| 試験問題公開の状況 | | | 試験 | | 試験の仕様 | | | | | 受験手数料 | | |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|---|--------------|-------|-------|----------------|------|--------|-------|------------------------------|-------|
| 実施団体のウェブサイトで実施した試験問題のものを掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分の問題を掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分の問題を掲載 | 掲載URL (最終参照日: 2013.5.22) | 制度名称 | 試験名称 | 試験の性格 | 試験実施団体 | 実施形態 | 年間実施回数 | 受験資格 | 合否基準公表の時期 | |
| ● | | | http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/04/t0420-01.html | 医師 | — | 業務独占 | 厚生労働省 | 直轄 | 1 | あり | 実施後(変動) | 15300 |
| ● | | | http://www.ahakio.or.jp/examination/archives.html | はり師 | — | 業務独占 | 東洋療法研修試験財団 | 委託等 | 1 | あり | 実施後 | 11600 |
| ● | | | http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/04/t0420-03.html | 保健師 | — | 名称独占等 | 厚生労働省 | 直轄 | 1 | あり | 実施後(変動) | 5400 |
| ● | | | http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/04/t0420-03.html | 看護師 | — | 業務独占 | 厚生労働省 | 直轄 | 1 | あり | 実施後(変動) | 5400 |
| ● | | | http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/04/t0420-06.html | 理学療法士 | — | 業務独占 | 厚生労働省 | 直轄 | 1 | あり | 実施後 | 10100 |
| ● | | | http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/04/t0420-06.html | 作業療法士 | — | 業務独占 | 厚生労働省 | 直轄 | 1 | あり | 実施後 | 10100 |
| ● | | | http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kanrieyoushi/26/index.html | 管理栄養士 | — | 名称独占等 | 厚生労働省 | 直轄 | 1 | あり | 実施後 | 6800 |
| ● | | | http://www.bnec.or.jp/kokka/ | 建築物環境衛生管理技術者 | — | 必置 | ビル管理教育センター | 委託等 | 1 | あり | 実施後 | 13900 |
| ● | | | http://www.manakan.org/kakomondai.html | マンション管理士 | — | 名称独占等 | マンション管理センター | 委託等 | 1 | なし | 実施後(変動) | 9400 |
| ● | | | http://www.jmbc.or.jp/hp/cwfe/p0120.php | 気象予報士 | — | 必置 | 気象業務支援センター | 委託等 | 2 | なし | 実施前(ただし、平均点により調整する場合があります。)) | 11400 |
| ● | | | http://www.kyuukou.or.jp/shiken/kyuusuisouchi_shiken.html | 給水装置工事主任技術者 | — | 必置 | 給水工事技術振興財団 | 委託等 | 1 | あり | 実施後 | 16800 |
| ● | | | http://www.ecoj.or.jp/mgr1/test_past/index.html | エネルギー管理士 | — | 必置 | 省エネルギーセンター | 委託等 | 1 | なし | 実施前 | 17000 |
| ● | | | http://www.reto.or.jp/past/past_questions.html | 宅地建物取引主任者 | — | 必置 | 不動産適正取引推進機構 | 委託等 | 1 | なし | 実施後 | 7000 |
| ● | | | http://www.sb.rbc.or.jp/2006/1/post.html | 美容師 | — | 業務独占 | 美容師美容師試験研修センター | 委託等 | 2 | あり | 実施後 | 13800 |
| ● | | | http://www.kanrikyo.or.jp/kanri/siken_h24/download.html | 管理業務主任者 | — | 必置 | 高層住宅管理業協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施後 | 8900 |

表 3.12.3 国家試験の試験問題公開の状況と設計仕様(3) (続き)

| 試験問題公開の状況 | | | 試験 | | 試験の仕様 | | | | 受験手数料 | | | |
|----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|-----------|----------------|-------|------------------|------|--------|------|-------------------------------------|-------|
| 実施団体のウェブサイトで実施した試験問題のものを掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分の問題を公表し、掲載した試験問題のものを掲載 | 実施団体のウェブサイトで以前に実施した問題を公表し、掲載した問題として掲載 | 掲載URL (最終参照日: 2013.5.22) | 制度名称 | 試験名称 | 試験の性格 | 試験実施団体 | 実施形態 | 年間実施回数 | 受験資格 | 可否基準公表の時期 | |
| ● | | | http://www.jsmeajp/contents/010_c/_shikenmondai.html | 中小企業診断士 | — | 名称独占等 | 中小企業診断協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(ただし、「試験委員会が相当と認められた得点比率」) | 13000 |
| ● | | | http://www.jrto.go.jp/jpn/interpreter_guide_exams/question_archive.html | 通訳案内士 | — | 業務独占 | 国際観光振興機構 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(ただし、「実際の平均点によって合格基準点は調整」) | 8700 |
| ● | | | http://hoyokyo.or.jp/exam/passtest/ | 保育士 | — | 名称独占等 | 全国保育士養成協議会 | 委託等 | 1 | あり | 不詳 | 12700 |
| ● | | | http://www.sssc.or.jp/shakai/past_exam/index.html | 社会福祉士 | — | 名称独占等 | 社会福祉振興・試験センター | 委託等 | 1 | あり | 実施後(変動) | 7540 |
| ● | | | http://www.sssc.or.jp/kaigo/past_exam/index.html | 介護福祉士 | — | 名称独占等 | 社会福祉振興・試験センター | 委託等 | 1 | あり | 実施後(変動) | 10650 |
| ● | | | http://www.fsa.go.jp/cpaob/kounin/kaikeshi-shiken/tantou_mondai25a.html | 公認会計士 | 公認会計士 | 業務独占 | 金融庁(公認会計士・監査審査会) | 直轄 | 2 | なし | 実施前(ただし、「公認会計士・監査審査会が相当と認められた得点比率」) | 19500 |
| ● | | | http://www.nichimu.or.jp/kshiken/siken.html | 無線従事者 | 陸上無線技術士(第一級) | 必置 | 日本無線協会 | 委託等 | 2 | 記載なし | 実施前 | 13950 |
| ● | | | http://www.nichimu.or.jp/kshiken/siken.html | 無線従事者 | 陸上特殊無線技術士(第一級) | 必置 | 日本無線協会 | 委託等 | 3 | 記載なし | 実施前 | 5350 |
| ● | | | http://www.nichimu.or.jp/kshiken/siken.html | 無線従事者 | 陸上特殊無線技術士(第二級) | 必置 | 日本無線協会 | 委託等 | 3 | 記載なし | 実施前 | 5150 |
| ● | | | http://www.shiken.dekyo.or.jp/chief_exam/index.html | 電気通信主任技術者 | 伝送交換主任技術者試験 | 必置 | 日本一々通信協会 | 委託等 | 2 | 記載なし | 実施前 | 18700 |
| ● | | | http://www.shiken.dekyo.or.jp/charge_exam/index.html | 工事担任者 | DD第一種 | 業務独占 | 日本一々通信協会 | 委託等 | 2 | 記載なし | 実施前 | 8700 |
| ● | | | http://www.shiken.dekyo.or.jp/charge_exam/index.html | 工事担任者 | DD第三種 | 業務独占 | 日本一々通信協会 | 委託等 | 2 | 記載なし | 実施前 | 8700 |
| ● | | | http://www.shiken.dekyo.or.jp/charge_exam/index.html | 工事担任者 | AI・DD総合種 | 業務独占 | 日本一々通信協会 | 委託等 | 2 | 記載なし | 実施前 | 8700 |
| ● | | | http://www.engineer.or.jp/categories/index02021.html | 技術士 | 技術士補 | 名称独占等 | 日本技術士会 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(ただし、H24までは「平均点」が基準) | 11000 |
| ● | | | http://www.sharosi-siken.or.jp/44mondai.htm | 社会保険労務士 | 社会保険労務士 | 業務独占 | 全国社会保険労務士会連合会 | 委託等 | 1 | あり | 実施後(変動) | 9000 |

表 3.12.4 国家試験の試験問題公開の状況と設計仕様(4) (続き)

| 試験問題公開の状況 | | 試験 | | 試験の仕様 | | | | 受験手数料 | | | | | |
|----------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|---|-------------|---------------|-------|---------------|------|----------|------|---------------|-------|
| 実施団体のウェブサイトで実施した試験問題のものを掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分のみを公表し問題として掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分のみを公表し問題として掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分のみを公表し問題として掲載 | 掲載URL (最終参照日: 2013.5.22) | 制度名称 | 試験名称 | 試験の性格 | 試験実施団体 | 実施形態 | 年間実施回数 | 受験資格 | 合否基準公表の時期 | |
| ● | | | | http://www.shiken.or.jp/answer/index_list.php?exam_type=20 | 電気主任技術者 | 第二種 | 必置 | 電気技術者試験センター | 委託等 | 1 | なし | 実施後 | 12400 |
| ● | | | | http://www.shiken.or.jp/answer/index_list.php?exam_type=30 | 電気主任技術者 | 第三種 | 必置 | 電気技術者試験センター | 委託等 | 1 | なし | 実施後 | 4850 |
| ● | | | | http://www.shiken.or.jp/answer/index_list.php?exam_type=40 | 電気工事士 | 第一種 | 業務独占 | 電気技術者試験センター | 委託等 | 1 | なし | 実施後 | 10900 |
| ● | | | | http://www.shiken.or.jp/answer/index_list.php?exam_type=50 | 電気工事士 | 第二種 | 業務独占 | 電気技術者試験センター | 委託等 | 2(受験は1回) | なし | 実施後 | 9300 |
| ● | | | | http://www.jemai.or.jp/japanes/e/qualification/polcomman/exam.html | 公害防止管理者 | 大気関係第1種 | 必置 | 産業環境管理協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施後(試験委員会で決定) | 6800 |
| ● | | | | http://www.jemai.or.jp/japanes/e/qualification/polcomman/exam.html | 公害防止管理者 | 水質関係第1種 | 必置 | 産業環境管理協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施後(試験委員会で決定) | 6800 |
| ● | | | | http://www.jata-net.or.jp/seminar/exam/guide/past-test/h24_examtext.html | 旅行業務取扱管理者 | 総合 | 必置 | 日本旅行業協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施後 | 6500 |
| ● | | | | http://www.anta.or.jp/exam/shiken/kakomon.html | 旅行業務取扱管理者 | 国内 | 必置 | 全国旅行業協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施後 | 5800 |
| ● | | | | http://www4.jaspa.or.jp/jaspahp/user/mechanic/past/past_test.html | 自動車整備技能登録試験 | 二級ガソリン自動車整備士 | 必置 | 日本自動車整備振興会連合会 | 委託等 | 2 | あり | 実施後 | 4200 |
| ● | | | | http://www4.jaspa.or.jp/jaspahp/user/mechanic/past/past_test.html | 自動車整備技能登録試験 | 二級ジーゼル自動車整備士 | 必置 | 日本自動車整備振興会連合会 | 委託等 | 2 | あり | 実施後 | 4200 |
| ● | | | | http://www4.jaspa.or.jp/jaspahp/user/mechanic/past/past_test.html | 自動車整備技能登録試験 | 三級ガソリンエンジン整備士 | 必置 | 日本自動車整備振興会連合会 | 委託等 | 2 | あり | 実施後 | 4200 |
| ● | | | | http://www.jaiec.or.jp/1k-mondai.htm | 建築士 | 1級 | 業務独占 | 建築技術教育普及センター | 委託等 | 1 | あり | 実施後(変動) | 19700 |
| ● | | | | http://www.jaiec.or.jp/2k-mondai.htm | 建築士 | 2級 | 業務独占 | 建築技術教育普及センター | 委託等 | 1 | あり | 実施後(変動) | 16900 |
| ● | | | | http://www.jctc.jp/exam/faq#t11 | 土木施工管理技士 | 1級 | 名称独占 | 全国建設研修センター | 委託等 | 1 | あり | 不詳 | 8200 |

表 3.12.5 国家試験の試験問題公開の状況と設計仕様(5) (続き)

| 試験問題公開の状況 | | | 試験 | | 試験の仕様 | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------------|----------------------------|---|----------------------|---------------|------------|------|--------|------|-----------|-------|
| 実施団体のウェブサイトで実施した試験問題のものを掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分のみ公表した問題を問題として掲載 | 実施団体のウェブサイトで実施した試験問題のものを掲載 | 制度名称 | 試験名称 | 試験の性格 | 試験実施団体 | 実施形態 | 年間実施回数 | 受験資格 | 可否基準公表の時期 | 受験手数料 |
| ● | | | http://www.jctc.jp/exam/faq#11 | 土木施工管理技士 2級 | 名称 独占 等 | 全国建設研修センター | 委託等 | 1 | あり | 実施後 | 4100 |
| ● | | | http://www.jctc.jp/exam/faq#11 | 管工事施工管理技士 1級 | 名称 独占 等 | 全国建設研修センター | 委託等 | 1 | あり | 不詳 | 8500 |
| ● | | | http://www.jctc.jp/exam/faq#11 | 管工事施工管理技士 2級 | 名称 独占 等 | 全国建設研修センター | 委託等 | 1 | あり | 不詳 | 4250 |
| ● | | | http://www.fcip-shiken.jp/modules/shitumon/index.php?content_id=1 | 建築施工管理技士 1級 | 名称 独占 等 | 建設業振興基金 | 委託等 | 1 | あり | 不詳 | 9400 |
| ● | | | http://www.fcip-shiken.jp/modules/shitumon/index.php?content_id=1 | 建築施工管理技士 2級 | 名称 独占 等 | 建設業振興基金 | 委託等 | 1 | あり | 実施後 | 4700 |
| ● | | | http://www.fcip-shiken.jp/modules/shitumon/index.php?content_id=1 | 電気工事施工管理技士 1級 | 名称 独占 等 | 建設業振興基金 | 委託等 | 1 | あり | 不詳 | 11800 |
| ● | | | http://www.fcip-shiken.jp/modules/shitumon/index.php?content_id=1 | 電気工事施工管理技士 2級 | 名称 独占 等 | 建設業振興基金 | 委託等 | 1 | あり | 実施後 | 5900 |
| | ● | | http://www.exam.or.jp/exmn/H_kohyomenkyo.htm | エックス線作業主任者 | 必置 | 安全衛生技術試験協会 | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 6800 |
| | ● | | http://www.exam.or.jp/exmn/H_kohyomenkyo.htm | ボイラー一技士 | 業務 独占 | 安全衛生技術試験協会 | 委託等 | 年6回以上 | あり | 実施前 | 6800 |
| | ● | | http://www.exam.or.jp/exmn/H_kohyomenkyo.htm | ボイラー一技士 | 業務 独占 | 安全衛生技術試験協会 | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 6800 |
| | ● | | http://www.exam.or.jp/exmn/H_kohyomenkyo.htm | クレーン・デリック運転士(クレーン限定) | 業務 独占 | 安全衛生技術試験協会 | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 6800 |
| | ● | | http://www.exam.or.jp/exmn/H_kohyomenkyo.htm | 衛生管理者 | 必置 | 安全衛生技術試験協会 | 委託等 | 年6回以上 | あり | 実施前 | 6800 |
| | ● | | http://www.exam.or.jp/exmn/H_kohyomenkyo.htm | 衛生管理者 | 必置 | 安全衛生技術試験協会 | 委託等 | 年6回以上 | あり | 実施前 | 6800 |

表 3.12.6 国家試験の試験問題公開の状況と設計仕様(6) (続き)

| 試験問題公開の状況 | | | | 試験 | | 試験の仕様 | | | | | | | |
|----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|-------------------|---|--------|-------|-------|------------|------|--------|------|-----------|-------|
| 実施団体のウェブサイトで実施した試験問題のものを掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分のみを公表問題として掲載 | 実施団体のウェブサイトで以前に実施した問題を公表問題として掲載 | 実施団体のウェブサイトで確認できず | 掲載URL (最終参照日: 2013.5.22) | 制度名称 | 試験名称 | 試験の性格 | 試験実施団体 | 実施形態 | 年間実施回数 | 受験資格 | 合否基準公表の時期 | 受験手数料 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/kikenbutsu/exercis e.html | 危険物取扱者 | 甲種 | 必置 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | あり | 実施前 | 5000 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/kikenbutsu/exercis e.html | 危険物取扱者 | 乙種第1類 | 必置 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 3400 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/kikenbutsu/exercis e.html | 危険物取扱者 | 乙種第2類 | 必置 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 3400 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/kikenbutsu/exercis e.html | 危険物取扱者 | 乙種第3類 | 必置 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 3400 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/kikenbutsu/exercis e.html | 危険物取扱者 | 乙種第4類 | 必置 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 3400 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/kikenbutsu/exercis e.html | 危険物取扱者 | 乙種第5類 | 必置 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 3400 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/kikenbutsu/exercis e.html | 危険物取扱者 | 乙種第6類 | 必置 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 3400 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/kikenbutsu/exercis e.html | 危険物取扱者 | 丙種 | 必置 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 2700 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/exercis e.html | 消防設備士 | 甲種第1類 | 業務独占 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | あり | 実施前 | 5000 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/exercis e.html | 消防設備士 | 甲種第4類 | 業務独占 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | あり | 実施前 | 5000 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/exercis e.html | 消防設備士 | 乙種第4類 | 業務独占 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 3400 |
| | ● | | | http://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/exercis e.html | 消防設備士 | 乙種第6類 | 業務独占 | 消防試験研究センター | 委託等 | 年6回以上 | なし | 実施前 | 3400 |

表 3.12.7 国家試験の試験問題公開の状況と設計仕様(7) (続き)

| 試験問題公開の状況 | | | 試験 | | 試験の仕様 | | | | 受験手数料 | | | |
|----------------------------|-----------------------|-------------------------|---|--------------|--------------|-----------|--------------|----------|----------------|----------|-------------------------------|-----------|
| 実施団体のウェブサイトで実施した試験問題のものを掲載 | 実施団体のウェブサイトで1回分の問題を掲載 | 実施団体のウェブサイトで実施した試験問題を掲載 | 掲載URL (最終参照日: 2013.5.22) | 制度名称 | 試験名称 | 試験の 性格 | 試験実施団体 | 実施 形態 | 年間 実施 回数 | 受験 資格 | 可否基準 公表の時期 | 受験 手数料 |
| | | ● | https://www3.jitec.ipa.go.jp/UK/esCbt/html/openinfo/questions.html | 情報処理技術者 | ITパスポート試験 | 名称 独占 | 情報処理推進機構 | 委託等 | 随時 | なし | 実施前(「JIRTIに基づいて解答結果から評価点を算出」) | 5100 |
| | | ※ | 【全国柔整鍼灸協同組合】 http://www.zejniukyo.gr.jp/koku-shi/01/01-1/ | 柔道整復師 | — | 業務 独占 | 柔道整復師研修試験財団 | 委託等 | 1 | あり | 実施後 | 16500 |
| | | ※ | 【自動車公論社】 http://www.jidouyakovoursya.com/products/products08.html | 運行管理者(旅客自動車) | — | 業務 独占 | 運行管理者試験センター | 委託等 | 2 | あり | 実施前(ただし、「原則として」) | 6000 |
| | | ※ | 【自動車公論社】 http://www.jidouyakovoursya.com/products/products08.html | 運行管理者(貨物自動車) | — | 業務 独占 | 運行管理者試験センター | 委託等 | 2 | あり | 実施前(ただし、「原則として」) | 6000 |
| | | ※ | 【日本測量協会】関連団体が問題集販売 http://www.khk.or.jp/publication.library/publications/ | 測量士・測量士補 | 測量士補 | 業務 独占 | 国土交通省(国土地理院) | 直轄 | 1 | なし | 実施後 | 2850 |
| | | ※ | 実施団体が過去問題集販売 http://www.khk.or.jp/publications/ns.library/publications/ | 高圧ガス製造保安責任者 | 乙種機械 | 必置 | 高圧ガス保安協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(ただし、「～程度」) | 8500 |
| | | ※ | 実施団体が過去問題集販売 http://www.khk.or.jp/publications/ns.library/publications/ | 高圧ガス製造保安責任者 | 丙種化学(特別試験科目) | 必置 | 高圧ガス保安協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(ただし、「～程度」) | 7900 |
| | | ※ | 【日本冷凍空調学会】関連団体が問題集販売 http://www.jsrae.or.jp/books/books.jyukenshp | 高圧ガス製造保安責任者 | 第二種冷凍機械 | 必置 | 高圧ガス保安協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(ただし、「～程度」) | 8500 |
| | | ※ | 【東京都高圧ガス保安協会】関連団体が問題集販売 http://www.tokyokhk.or.jp/08_books/08-1-1.html | 高圧ガス製造保安責任者 | 第三種冷凍機械 | 必置 | 高圧ガス保安協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(ただし、「～程度」) | 7900 |
| | | ※ | 【全国LPガス協会】関連団体が問題集販売 http://www.jpapnig.or.jp/biz/publish.html | 高圧ガス販売主任者 | 第二種販売 | 必置 | 高圧ガス保安協会 | 委託等 | 1 | なし | 実施前(ただし、「～程度」) | 5500 |